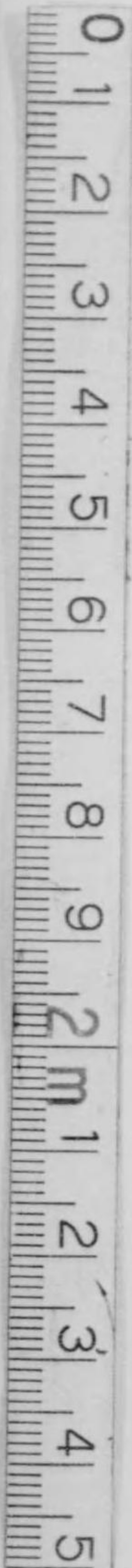


398

120



始



工F2M-82

398-120



# 大阪府全志

卷之四

大正  
11. 11. 28  
内交

# 大阪府全志卷之四目次

## 第三篇 國郡市町村志

### 第二章 河内國……………一

位置、面積、境界、河川、街道、鐵道、軌道、地勢、水路、洪水、大和川の轉鑿、工費及び新河敷の遺地、新田の反別・石高、國名の由來、國內郡名、國境の變遷、國府、國守、幕末に於ける各領各管の分布、各領各管の大阪府に統一せられたる徑路、區畫の變遷、租稅・石高・反別・人口、

### 第一節 南河内郡……………四六

位置、境界、面積、地勢、山川、舊石川・錦部・古市・安宿部・丹南・八上・志紀郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歷代郡長、

第一項 富田林町……………八四

大字富田林 興正寺別院、妙慶寺、淨谷寺、  
大字毛人谷 西方寺、毛人谷城址、

第二項 新堂村……………九〇

大字新堂 光盛寺、專光寺、教蓮寺、圓光寺、  
大字中野 正受寺、西德寺、古墳、古寨址、

第三項 喜志村……………九三

美具久留御魂神社、月光寺、明尊寺、極樂寺、正信寺、安樂寺、金光寺、光圓  
寺 粟ヶ池、櫻井、北山城址、北山梅林、喜志城址、

第四項 大伴村……………一〇四

大字南大伴 籌山寨の址、圓照寺、

大字北大伴 常念寺、光德寺、

大字山中田 泉龍寺、夫婦塚、

大字別井 淨信寺、極樂寺、慈眼寺、

大字板持 中山口寨の址、莊司塚、

第五項 石川村……………一二三

大字大ヶ塚 善正寺、顯證寺、大念寺、大ヶ塚城址、

大字山城 得生寺、光明寺、山城の址、

大字東山 石川氏陣屋の址、

大字一須賀 壹須何神社、舊降旗神社、極樂寺、

第六項 磯長村……………一二九

大字春日 用明天皇御陵、春日神社、妙見寺、善久寺、了德寺、光福寺、東福院、

春日佛師の宅址、牡丹洞、太平穴、

大字葉室 海老塚、釜石家の址、五百齋町石、佛眼寺址、

大字太子 敏達天皇御陵、石姬皇女の墓、厩戸皇子及び御十間人皇后・妃膳手皇女の墓、叡福寺、聖光明院、南林寺、西方尼院、善秀寺、蘇我馬子の墓、泥掛地藏、

第七項 山田村……………一三六

大字山田 推古天皇御陵、竹田皇子墓、孝徳天皇御陵、科長神社、佛陀寺、圓明寺、正泉寺、林光寺、蘇我倉山田石川麻呂の墓、小野妹子の墓、二子塚、萬法藏院の址、阿彌陀窟、竹内街道、岩屋越、二上山、二上山寨の址、傳大津皇子の墓、鹿谷寺址、十三層の石塔、堅岩・抱岩・硯岩、鶯關の址、  
大字畑 下百濟阿田村、百濟大井、百濟大井宮、大師井、大師腰掛石、燈明櫻、

第八項 白木村……………一四六

大字白木 往西寺、法光寺、白木陣屋の址、  
大字平石 葛城山、久米の岩橋、磐船神社、哮ヶ峯、高貴寺、慈雲和尚、善成寺の址、平石城址、戦死塚、安川井、大師憩石、

大字加納 法華寺、東福寺、  
大字寺田

第九項 河内村……………一六〇

大字弘川 弘川寺、西行法師の墓、弘川の壘址、陣屋山城址、笹瀧、  
大字持尾 持尾城址、  
大字下河内 光明寺、下河内城址、  
大字上河内 高林寺、上河内城址、

第十項 中村……………一六九

大字中  
大字馬谷  
大字神山 鴨習太神社、光當寺、  
大字寛弘寺 寛弘寺の址、西光寺、觀念寺、知空院、甘露寺、  
大字芹生谷

第十一項 赤阪村……………一七五

大字水分 建水分神社、超勝寺、楠正成の誕生地、神宮寺寨址、赤土山寨址、水

越寨址、高塚寨址、中臺寨址、上臺寨址、舞子平寨址、

大字二河原邊 二河原城址、淨心寺寨址、

大字川野邊 川野邊城址、

大字森屋 下赤坂城址、寄手塚、味方塚、大森彦七の墓、西樂寺、常念寺、

大字桐山 上赤坂城址、榊形寨址、土井寨址、高塚寨址、楠氏の邸址、

第十二項 千早村……………一〇三

大字千早 金剛山、轉法輪寺の址、葛木神社、千早城址、烽火臺址、妙見寨址、

細尾寨址、國見寨址、肩衝寨址、千早神社、古墳、

大字小吹 西恩寺、

大字吉年 高塚寨址、

大字中津原 中津神社、淨照寺、八國寨址、

大字東坂 北山寨址、富山寨址、丸山寨址、茶臼寨址、夫山寨址、本宮寨址、若

山寨址、上猫路寨址、下猫路寨址、不本見神社

第十三項 東條村……………一三二

大字佐備 佐備神社、良法寺、宇石塚及び同木蓮子、佐備谷口城址、

大字龍泉 咸口神社、舊咸口佐備神社、龍泉寺、龍泉寺城址、陣山城址、

大字甘南備 金胎寺山、金胎寺山城址、南妣庵址、淨福寺、遍照寺、

第十四項 川西村……………一四三

大字甘山 津々山、津々山城址、長福寺、

大字加太 龍雲寺、

大字新家

大字甲田 錦織神社、石川向城、養樂寺、水郡長雄父子の碑、無露塚、

第十五項 錦郡村……………一五五

大字錦郡 稱音寺の址、

大字須賀

大字伏山

第十六項 彼方村……………二五九

大字彼方 春日神社、明王寺、蓮華心寺の址、

大字板持 専念寺、大念寺、

大字嬉 金胎寺の址、

大字横山 潮水、

大字伏見堂 青蓮寺、

第十七項 千代田村……………二六七

大字市 菅原神社、

大字木戸 寺ヶ池、松林寺、

大字向野

第十八項 長野町……………二七一

大字長野 長野神社、長野遊園、

大字原 明忍寺、晴明塚、

大字古野 山法師塚、極樂寺、

大字西代 陣屋敷、西代神社、

大字上原 荒塚、古墳、

大字野作

第十九項 高向村……………二八一

大字高向 高向神社、古墳、

大字日野 潮瀧、稻荷山城址、観音寺の址、

大字瀧畑 光瀧寺、光の瀧、天神社、小瀧城址、猿子城址、

第二十項 天野村……………二八九

大字天野山 天野山行宮の址、金剛寺、斥候松、  
 大字小山田 清崎神社、盛松寺、西福寺、安樂寺、  
 大字下里

第二十一項 三日市村……………三〇二

大字三日市 赤坂上野山神社、興禪寺、月輪寺、眞教寺、  
 大字上田 増福寺の址、  
 大字喜多 烏帽子形城址、烏帽子形八幡神社、  
 大字小鹽 潮泉、  
 大字片添

第二十二項 加賀田村……………三二一

大字加賀田 岩湧山、岩湧寺、加賀田神社、大江時親の遺蹟、  
 大字唐久谷 石佛寺の址、地藏寺、石佛城址、  
 大字石佛

第二十三項 天見村……………三二七

大字天見 紀見峠、紀見峠寨址、旗尾山、旗尾寨址、蟹井神社、八幡神社、安明  
 寺、  
 大字清水 地藏寺、左近城址、  
 大字流谷  
 大字岩瀬 薬師寺、

第二十四項 川上村……………三三三

大字寺元 観心寺行宮の址、後村上天皇御陵、観心寺、  
 大字鬼住 延命寺、  
 大字河合寺 河合寺、河合寺城址、  
 大字鳩原 川上神社、古墳、  
 大字太井  
 大字小深



大字石見川 大澤峠、大澤寨址、笹尾山、笹尾寨址、

第二十五項 金岡村……………三四三

大字金田 金岡神社、舊須牟地曾根神社、觀音寺、蓮閉寺、長光寺、佛源寺、西

光寺、光念寺、金林寺、光照寺、

大字長曾根 善龍寺、正雲寺、西向寺、福王寺、秋元但馬守陣屋の址、古城址、

第二十六項 南八下村……………三五〇

大字善提 寶珠院、長圓寺、

大字大饗 和田氏の居地、岸城寺、國分尼寺の址、段の塚、

大字小寺 平松寺、大圓寺、照林寺、西方寺、丹比行宮の址、古塚、

大字石原 中仙寺、

大字野尻 報恩寺、阿彌陀院、

第二十七項 北八下村……………三五七

大字 中 大覺寺、大念寺、

大字野邊 西教寺、

大字南花田 清泉松井、愛染院、蓮花寺、高照寺、源光寺、古塚、

大字河合 教念寺、

第二十八項 古市町……………三六三

大字古市 惠我川、安閑天皇御陵、春日山田皇女御陵、伯母不動、高屋城址、圓

明寺、眞蓮寺、西念寺、西琳寺の址、白鳥神社、舊高屋神社、長圓寺、

大字碓井 碓井の清水、廢井徳院、圓光寺、

大字譽田 應神天皇御陵、神馬の塚、譽田神社、光宗寺、道林寺、勝光寺、金田

寺、田城址、薄田兼相の墓、

大字輕墓 日本武尊御陵、峯塚、掘抜石棺、淨念寺、

第二十九項 西浦村……………三九五

大字西浦 清寧天皇御陵、日吉神社、覺永寺、寶樹寺の址、小白髮の圓丘、經塚、

石の唐戸、

大字藏之内 元勝寺、光福寺、慈光寺、戸苜池、弘法大師足形池、徳樂山の石棺、  
狐塚、

大字尺度 廣田池、中池、鶴ヶ池、萬池、尺度池、西方寺、利雁神社の址、

大字東阪田 西方寺、

大字廣瀬 土師郷の水論、西願寺、心光寺、

第三十項 駒ヶ谷村……………四〇六

大字飛鳥 近飛鳥、大坂山口、近飛鳥宮、飛鳥山、飛鳥川、佛號寺、常念寺、千塚、

大字駒ヶ谷 五十村越、當摩徑除、日谷稚宮森、杜本神社、舊金剛輪寺、覺峯阿闍

梨、清少納言墳、藤原永手墓、楠正成塔、西應寺、願永寺、

大字大黒 大黒寺、高塚の古墳、大善寺、

大字壺井 源頼信・頼義・義家住居の所、八幡神社、攝社壺井神社、壺井、

大字通法寺 通法寺の址、源頼義の墓、源頼信及び義家の墓、専光寺、

第三十一項 國分村……………四二六

現時及び往時に於ける道路の聯絡、國分寺の址、西法寺、立教館の址、西光寺、  
國分神社、船氏の墓、芝山・南山・油山の群集古墳、阿彌陀寺、春日神社、舊  
岩谷神社及び田邊伯孫の墓、

第三十二項 玉手村……………四三六

大字玉手 博多川、玉手山、安福寺、尾州侯の廟所、古墳、横穴、

大字圓明 西教寺、圓光寺、黄金塚、

大字片山 元和元年五月に於ける東西兩軍の古戰場、奥田三郎右衛門の墓、古墳、

了雲寺、

第三十三項 道明寺村……………四四五

大字道明寺 土師神社、道明寺、宗善寺、眞光寺、八島塚、中山、助太山、丸山、

西山塚、西の山、西山塚、八島の碑、

大字大井 誓願寺、正念寺、入信寺、

大字國府 片足羽川、國府の址、骨地、志貴縣主神社、允恭天皇御陵、衣縫塚、

宮の南、御僧子、孝女衣縫氏の碑、潮音寺、蓮休寺、了信寺、

大字北條 黒田神社、舊志疑神社、寶城寺、

大字船橋 善源寺、

大字澤田 仲媛命御陵、具足塚、小具足塚、唐櫃塚、高塚、鍋塚、八幡神社、八

幡神社、宗徳寺、極樂寺、

大字古室 八幡神社、妙雲寺、栗塚、船山、法樂山、大鳥塚、狼塚、赤面塚、

大字林 瀬ヶ井、伴林氏神社、尊光寺、善正寺、王子塚、赤子塚、机山、

第三十四項 柏原町……………四六八

大字柏原 柏原船、佛照寺、觀音堂、雲觀寺、藥師堂、阿彌陀堂、詫蓮寺、易性

寺、柏原清水、三田淨久、

大字市村 一番樋、二番樋、三番樋、柏原神社、榮久寺、

第三十五項 志紀村……………四六七

大字田井中 安傳寺、空圓寺、

大字弓削 弓削神社、淨女寺、聞法寺、物部守屋稻城の址、玄寶屋敷、

大字二俣

大字老原 盛光寺、善照寺、定善寺、家原寺の址、

大字天王寺屋

第三十六項 藤井寺村……………四九五

大字岡 仲哀天皇御陵、辛國神社、舊長野神社、舊野中神社、光乘寺、

大字藤井寺 剛琳寺、南溪寺、鉢山、正平三年の古戰場、

大字野中 仁賢天皇御陵、足塚、挾山、野中神社の址、滿願寺の址、前墓山其の

他の古墳、淨元寺、淨宗寺、

大字小山 産土神社、法圓寺、善光寺、

大字小山 妙樂寺、稱念寺、轉隨寺、長因寺、一至居士、

大字津堂 小山城址、古墳、専念寺、

第三十七項 高鷺村……………五三二

大字南宮 正福寺、

大字北宮 大津神社、念稱寺、

大字西川 番上塚、

大字南島泉 雄略天皇御陵、明教寺、

大字丹下

大字島泉 西吟寺、

大字東大塚 西興寺、

第三十八項 埴生村……………五三一

大字伊賀 長泉寺、

大字埴生野 羽曳山、埴生坂、來目皇子の墓、

大字野々上 野中寺、法泉寺、西光寺、葛井・船・津三氏の墓、

大字向野 専念寺、西稱寺、島城址、

第三十九項 丹比村……………五二六

大字多治井 丹比神社、徳専寺、徳専寺城址、満徳寺、専入寺、西光寺、

大字河原城 河原城址、光明寺、

大字野

大字樫山 淨願寺、

大字郡戸

第四十項 丹南村……………五三五

大字丹上 法樂寺、大座摩池、

大字眞福寺 樺本神社の址、眞福寺の址、文珠院、

大字丹南 來迎寺、丹南陣屋の址、古城址、

大字大保 烏丸林、大保壘址、廣國神社、西福寺、泉福寺の址、

大字今井 法雲寺、

第四十一項 黒山村……………五四三

大字黒山 聖福寺、正光寺、大念寺、迎接寺、空圓庵、蓮光寺、荒陵、  
大字太井 專稱寺、  
大字南餘部 西迎寺、番匠塚、  
大字北餘部 阿彌陀寺の址、明神塚、猿塚、  
大字阿彌

第四十二項 平尾村……………五四九

大字平尾 正念寺、專明寺、善徳寺、淨安寺、平尾城址、元中五年楠正勝の古戰場、  
大字小平尾 清水井、  
大字菅生 菅生神社、菅生寺、安養寺、深向寺、

第四十三項 野田村……………五五六

大字南野田 西念寺、野田城址、

大字高松 照念寺、  
大字丈六 釋迦院、淨教寺、  
大字北野田 念照寺、  
大字西野 舊轟池、旭照寺、

第四十四項 日置莊村……………五六四

大字西 日高臺の址、上土塔池、下土塔池、大念寺、觀善寺、稱念寺、  
大字北 勝福寺、  
大字原寺 萩原神社、眞光寺、如覺寺、大聖寺の址、  
大字田中

第四十五項 大草村……………五七一

大字關茶屋 大野關の址、一里塚、  
大字高松  
大字草尾 因念寺、

第四十六項 三都村……………五七五

大字大野

大字西山

大字茱萸木

大字今熊

大字山本

大字岩室

三都神社、

西福寺、七本松、

第四十七項 狹山村……………五八一

大字池尻

大字半田

大字東野

狹山池、大満池、大鳥池、報恩寺、極樂寺、狹山陣屋址、山本郷助、

狹山神社、舊狹山堤根神社、風輪寺、半田城址、初穂庵の址、

蓮光寺、西迎寺、西庵、

第二節 中河内郡……………五九四

位置、境界、面積、地勢、山川、舊丹北・大縣・高安・河内・若江・澁川郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項 大正村……………六二九

大字南木本 樟本神社、光蓮寺、日羅寺、稻城の址、

大字北木本 樟本神社、極樂寺、

大字木本 樟本神社、道照寺の址、道生寺、佛念寺、西光寺、

大字太田 免田神社、

大字沼 西念寺、

大字太田

第二項 長吉村……………六三九

大字長原 志紀長吉神社、阿彌陀院、淨覺寺、光圓寺、西寶寺、古墳、

大字川邊 八幡神社、專龍寺、

大字出戸 産土神社、天照皇大神社、聞名寺、利福寺、  
大字六反 赤阪神社、弘常寺、

第三項 瓜破村……………六四八

大字東瓜破 天神社、敬正寺、道照法師、安樂寺、  
大字西瓜破 恩敬寺、  
大字萬屋

第四項 矢田村……………六五五

大字住道 中臣須牟地神社、慈眼寺、宗林寺、常榮寺、  
大字矢田部 光西寺、西光寺、長光寺、  
大字枯木 阿麻美許曾神社、行基池、行基塚、永安寺、  
大字富田 光明寺、

第五項 天美村……………六六二

大字池内 池内池、敬恩寺、  
大字城蓮寺 安明寺、最勝寺、  
大字油上 施福寺、  
大字芝 安樂寺、  
大字我堂 産土神社、善正寺、  
大字堀 真正寺、

第六項 布忍村……………六七二

大字高木 布忍川、東之坊、圓城寺、  
大字清水 淨林寺、寶泉寺、  
大字更池 多聞院、稱名寺、教通寺、  
大字向井 布忍神社、永興寺の址、大林寺、  
大字東代 淨信寺、

第七項 松原村……………六七八

大字高見 敬念寺、

大字田井城 田座神社の址、善宗寺、陽雲寺、

大字阿保 阿保親王の邸址、阿保神社、親王池、安養寺、西徳寺、

大字上田 丹比柴籬宮址、柴籬神社、願生寺、福應寺、

大字新堂 良念寺、淨光寺、

大字 岡 泉福寺、圓正寺、聖堂池、

大字立部 榮久寺、

大字西大塚 大塚山、安養寺、西法寺、大念寺、

第八項 三宅村 ..... 六九二

屯倉神社、舊酒屋神社、三宅寺の址、善長寺、願久寺、光輪寺、玉應寺、西方寺、豐興寺、馬場池、土師塚、

第九項 惠我村 ..... 六九五

大字別所 熱田神社、頓隨寺、別莊城、

大字一津屋 嚴島神社、法泉寺、一津屋城址、

大字小川 深居神社、不退寺、正定寺、

大字大堀 八幡神社、教專寺、大堀壘、

大字若林 若林神社、立法寺、本了寺、東池庵、

第十項 堅上村 ..... 七〇四

大字青谷 金山彦神社、青谷寺、

大字 峠 龜ヶ瀬、八幡神社、了仁寺、地藏堂、夫婦塚、

大字雁多尾畑 氷室の舊蹟、米山、鷹巢山、金山媛神社、光徳寺、子安地藏、松木久

秀の母の墓、眞福寺、

大字本堂 大狛神社、生安寺、

第十一項 堅下村 ..... 七三三

大字高井田 竹原井里、本堤、枝堤、枝川、古白坂樋、新白坂樋、竹原井、竹原山、

石井、住吉岩、天湯川田神社、宿奈川田神社、高井寺、竹原井頓宮の址、普光



寺の址、群集古墳地、

大字安堂 天冠山、八尺樋、山本樋、穴樋、穴樋井路、五ヶ村井路、杵築神社、

正林寺、大日寺、

大字太平寺 落合川の古戰場、石神社、淨清水、安明寺、圓林寺、觀音寺、舊太平

寺、舊智識寺、

大字大縣 鐸比古鐸比賣神社、舊若倭彦命神社、舊若倭比賣命神社、廣照寺、

大字平野 信貴山、高尾山、奥津松、鐸比古・鐸比賣神社の舊址、溜璃光寺、山

の井、山井寺、遠慶寺、禪林庵、坂戸荒陵、崩塚、

大字法善寺 法善寺の址、壺井寺、教蓮寺、

第十二項 南高安村……………七六八

大字神宮寺 常世岐姫神社、神宮寺、神宮寺小太郎の城址、神宮寺小太郎の塚、

大字恩智 高安の里、恩智神社、神宮寺、城徳寺、法立寺、來恩寺、觀音寺、安

養寺、恩智城址、恩智満一の墓、

大字垣内 善光寺、塚本冢、白見冢、鉾立冢、

大字黒谷 鉢伏山、高安烽、生馬仙、鬼ヶ谷、四百殿、意満寺、

大字教興寺 一里塚、天照大神高座神社、梅岩寺、國見臺、教興寺、近松門左衛門

の碑、大通寺、高安城址、畠山三好の古戰場、

第十三項 中高安村……………七五七

大字郡川 法藏寺、常樂寺、

大字服部川 神宮寺、神光寺、三宅石庵一家の墓、光明寺、

大字山畑 住麻多度神社、舊山畑神社、寶積寺、俊徳丸屋敷、

大字大窪 來迎寺、信曉寺、舊三宅寺、

大字萬願寺 西光寺、圓勝寺、圓光寺、

第十四項 北高安村……………七六七

大字千塚 古塚、淨徳寺、

大字水越 蘭光寺、愛宕松、松の馬場、

大字神立 十三街道、古塚十三、弘法水、追慕越、追慕川、笛吹松、高安の戀物

語、玉祖神社、舊都夫久美神社、舊御祖神社、舊鴨神社、正福寺、圓教寺、

大字大竹 泉福寺、古墳心合寺、

大字樂音寺 花岡山、古墳西の山、善徳寺、

第十五項 枚岡南村……………七八二

大字横小路 生駒山、大賀世神社、常光院、醍醐庵、西教寺、多門寺の址、

大字六萬寺 梶無神社、六萬寺の址、往生院、息徳寺、櫻井、

大字四條 四條畷の戦に於ける初戦の地、四條畷戦役戦死者埋骨の所、稻荷神社、

一里塚、安養寺、

大字河内 教覺寺、専宗寺、法流寺、城山、水走左近の宅址、

第十六項 枚岡村……………九七七

大字出雲井 枚岡神社、丸山、正光寺、

大字豊浦 暗峠、高見峯、慈光寺、光乗寺、淨國寺、勸成院、圓塚、

大字額田 白水千軒、長尾瀧、雙龍庵址、不動寺址、舊額田神社、額田寺、玄清

寺、善林寺、淨光寺、上行院、麻寶幢寺、

第十七項 大戸村……………八二八

大字神並 等覺寺、

大字芝神並 千手寺、正興寺、

大字芝 鷲尾山、興法寺、光養寺、教蓮寺、石切劔箭神社、

大字植附 稱名寺、觀音寺、塚山、

第十八項 孔舎衙村……………八二七

大字日下 日下里、草香津、草苺里、草香江、來照池、天子池、御所ヶ池、草香

山、日下の直越、孔舎衙坂、生駒隧道、觀音山、日下の瀧、大龍寺、春日神社、

東稱陽寺、西稱陽寺、瑞泉寺、境智院、生駒山人の墓、

大字布市 春日神社、大乘寺、

大字善根寺 春日神社、善堤寺、即得寺、足立氏の邸址、

大字河内屋南

第十九項 東六郷村……………八四六

大字吉原 栗原神社、西光寺、木村長門守の姉及び其の子門十郎、

大字今米 清澄寺、中甚兵衛の碑、

大字川中

大字中新開

大字加納 宇波神社、善徳寺、願行寺、専念寺、佛名寺、西陽寺、稱名寺、

第二十項 英田村……………八五七

大字吉田 春日神社、安樂寺、西昌寺、善福寺、西方寺、正福寺、舊富景樓、

大字松原 片桐且元七隊長と訣別の所、松原驛、松原寺、松原城址、

大字水走 大津神社、淨榮寺、法欣寺、水走城址、

第二十一項 三野郷村……………八六六

大字上の島 御野縣主神社、中正寺、本廣寺、西光寺、

大字福萬寺 曾我氏陣屋の址、三十八社、福萬寺城址、正福寺、光蓮寺、滿福寺、

大字市場 津原神社、乘誓寺、極樂寺、花園寺、

大字玉井

第二十二項 池島村……………八七四

條里制の遺形、池島神社、慈眼寺、淨慶寺、往相寺、泉證寺、大善寺、

第二十三項 八尾町……………八七八

大字八尾 天神社、大信寺、觀智坊、西願寺、慈願寺、聞成坊、環山樓、

大字大信寺 中河内郡役所、忠魂碑、

大字別宮 矢作神社、舊坂合神社、舊長柄神社、善乘寺、正行寺、西方寺、

大字成法寺 教恩寺、伴林光平の碑、

大字庄の内 淨蓮寺、眞行寺、

大字東郷 唯信寺、光明寺、松桂寺、ソ、ガ塚、京良塚、

大字西郷 八尾神社、舊加津良神社、常光寺、八尾別當顯幸の墓、光專寺、

- 大字今井 明圓寺、
- 大字八尾座 八尾城、
- 大字木戸 清慶寺、
- 大字穴太 淨徳寺、
- 大字佐堂 淨興寺、善勝寺、八尾御野立所の址、
- 大字萱振 惠光寺、徳藏寺、正雲寺、
- 大字八尾中野 延壽寺、天台庵、
- 大字小阪台 安樂寺、西遊寺、
- 大字山本 八幡神社、

第二十四項

曙川村

.....九二〇

- 大字東弓削 長瀬川、弓削行宮の址、弓削道鏡、弓削寺の址、弓削神社、西照寺、
- 大字八尾木 由義宮の址、由義神社、善立寺、金剛蓮華寺の址、高松重信の墓、
- 大字都塚 都塚、大塚、辨財天塚、祇園塚、都留美神社、淨願寺、融心寺、
- 大字刑部 御劔神社、縁泉寺、西光寺、

大字柏村

稻荷神社、

大字中田

善坊寺、淨雲寺、

第二十五項

西郡村

.....九二六

天神社、西接寺、西願寺、眞念寺、木村長門守重成の墓、元和元年五月に於ける當地方の戦況、

第二十六項

若江村

.....九三三

- 大字若江南 若江鏡神社、明德寺、蓮城寺、長壽寺、若江城址、山口重信の墓、
- 大字若江北 樂師寺、信行寺、蓮淨寺、

第二十七項

彌刀村

.....九四三

- 大字友井 法敬寺、正善寺、
- 大字近江堂 彌戸神社、佛願寺、
- 大字小若江 眞願寺、

第二十八項 小阪村……………九四九

- 大字上小阪 八幡神社、常稱寺、
- 大字中小阪 彌榮神社、德恩寺、
- 大字下小阪 小阪神社、淨雲寺、
- 大字寶持 彌榮神社、勝光寺、

第二十九項 高井田村……………九五四

- 大字高井田 鴨高田神社、長榮寺、念正寺、本光寺、西運寺、念唱寺、
- 大字新喜多 八幡神社、寶林寺、稱光寺、圓通寺、
- 大字森河内

第三十項 意岐部村……………九五九

- 大字御厨 天神社、西樂寺、念佛寺、法觀寺、
- 大字菱屋中

- 大字新家 觀音寺、
- 大字荒本 乘教寺、光教寺、
- 大字菱屋東

第三十一項 楠根村……………九六五

- 大字長田 長田神社、攝取庵、一乘寺、西願寺、
- 大字西堤 西堤神社、大通寺、
- 大字川俣 川俣江、川俣神社、恩教寺、
- 大字稻田 八幡神社、觀音寺、正行寺、存空寺、
- 大字橋本
- 大字藤戸新田

第三十二項 玉川村……………九七四

- 大字岩田 石田神社、幸神塚及び無名塚、淨久寺、教岸寺、西光寺、飯島三郎右衛門尉の墓、

大字西岩田 三十八社、観音寺、専正寺、  
 大字瓜生堂 淨願寺、  
 大字稻葉 稻葉神社、光明寺、  
 大字菱江 仲村神社、西庄寺、明鏡寺、明樂寺、

第三十三項 西六郷村……………九八一

大字本庄 六郷神社、淨福寺、  
 大字中野 西善寺、  
 大字横枕 横枕寺、  
 大字箕輪 西福寺、聞稱寺、

第三十四項 北江村……………九八七

大字鴻池 産土神社、  
 大字新庄 淨圓寺、  
 大字三島

第三十五項 龍華村……………九九二

大字植松 龍華寺の址、稱念寺、傳應寺、松林寺、善良寺、法榮寺、安樂寺、正  
 願寺、聞光寺、無量寺、澁川神社、比妓神社、  
 大字澁川 天神社、西勝寺、  
 大字安中  
 大字太子堂 勝軍寺、守屋首洗池、弓を埋めし塚、鏑矢塚、守屋大連の墓、専光寺、  
 大川神社、  
 大字龜井 路部神社、眞觀寺、専光寺、光明寺、  
 大字竹淵 天照皇大神社、光正寺、旭林寺、

第三十六項 久寶寺村……………一〇〇一

大字久寶寺 許摩神社、明星澤、久寶寺觀音院址、顯證寺、發願寺、念佛寺、久寶  
 寺城址、鱗角堂址、安田春益、

大字顯證寺

大字三津村

第三十七項

加美村

一〇三三

大字鞍作

菅原神社、善正寺、眞證寺、鞍作寺、

大字南鞍作

鞍作寺、

大字鞍作新家

地藏院、南柄寺、

大字正覺寺

東の坊、正覺寺、正覺寺の戦、畠山政長の墓、高陰寺、陽南寺、旭神社、

大字乾

第三十八項

長瀬村

一〇三三

大字大蓮

淵側池、大蓮寺、大念寺、狐塚、

大字衣摺

稻城の舊址、長瀬神社、光泉寺、長覺寺、

大字北蛇草

大加池、阿彌陀院の三昧、法明上人の墓、本照寺、究龍寺、安養寺、

眞行寺、願行寺、

大字南蛇草

常德寺、

大字吉松

大字柏田

光満寺、常福寺、

大字金岡

第三十九項

布施村

一〇四八

大字太平寺

勝念寺、

大字岸田堂

西岸寺、長樂寺址、

大字永和

乘蓮寺、

大字荒川

都留彌神社、念通寺、光讚寺、

大字東足代

蓮信寺、淨光寺、聖徳寺の址、

大字菱屋西

光泉寺、

第四十項

巽村

一〇五七

大字矢柄

法泉寺、

大字伊賀个

佛乘寺、

大字西足代 教恩寺、

大字四條 定願寺、法藏寺、

大字大地 横野堤の址、巽神社、舊横野神社、圓徳寺、

第三節 北河内郡……………一、〇六四

位置、境界、面積、山川、地勢、舊茨田・交野・讚良郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歷代郡長、

第一項 守口町……………一、〇八九

大字守口 守口驛、難宗寺、盛泉寺、

大字土居 守居神社、清澤寺、本龍寺、

第二項 三郷村……………一、〇九五

大字東橋波 天農神社 南詢寺、覺了寺、

大字西橋波 唯稱寺、

大字高瀬 高瀬里、高瀬川、高瀬の淀、高瀬神社、大枝神社、常稱寺、貴得庵、

護念寺、勸正寺、金剛寺、光明寺、釋迦寺、本光寺、

大字寺方 産須奈神社、報春寺、正福寺、辻道寺、極樂寺、石塔塚、喜左衛門碑、

喜左衛門樋、

第三項 諸堤村……………一、一〇六

大字諸口 南北神社、明覺寺、圓満寺、眞宗寺、

大字横堤 産須那神社、圓龍寺、

大字三島

第四項 古宮村……………一、一一一

大字 下 淨念寺、專立寺、

大字安田 圓通寺、

大字燒野 淨教寺、



大字 濱 古宮神社、慈恩寺、宗圓寺、

第五項 門真村……………一、二六

大字 門真 八阪神社、門真神社、天神社、壽命院、超願寺、願得寺、古橋城址、  
教安寺、願乘寺、黃梅寺、道德寺、即念寺、信行寺、茨田真手御宿の址、細屋  
神社の址、淨徳寺、西方寺、專隆寺、本乘寺、  
大字 桑才

第六項 二島村……………一、二五

大字 稗島 成覺寺、  
大字 三つ島 三島神社、西稱寺、安通寺、

第七項 南郷村……………一、二六

大字 御領 菅原神社、羅神社、西福寺、  
大字 太子田 大神社、明福寺、

大字 氷野 北野神社、本念寺、  
大字 赤井 泉勝寺、  
大字 諸福 勿入淵、菅原神社、勝福寺、乘得寺、欣淨寺、  
大字 新田 大神社、本教寺、

第八項 四宮村……………一、二七

大字 上島頭 産須奈神社、安養寺、明光寺、  
大字 下島頭 心願寺、  
大字 巢本 安乘寺、  
大字 岸和田 産土神社、長福寺、善福寺、  
大字 上馬伏 産土神社、寶藏寺、西法寺、本正寺、  
大字 下馬伏 産土神社、福圓寺、本蓮寺、

第九項 大和田村……………一、二五

大字 常稱寺 景雲寺、明泉庵、總道場、

大字野口 野口の里、堤根神社、常光寺、  
 大字横地 得淨寺、淨圓寺、  
 大字打越 常稱寺、  
 大字北島 願泉寺、

第十項 庭窪村……………一、二五二

大字佐太 佐太神社、菅相寺、來迎寺、永井伊賀守陣屋の址、專隆寺、本性寺、  
 寶泉寺、  
 大字大日 白田神社、西向寺、教應寺、  
 大字大庭七番 産土神社、正覺寺、長教寺、  
 大字八雲 八雲神社、光明寺、正迎寺、專稱寺、來稱寺、願了寺、善照寺、  
 大字東 光乘寺、  
 大字北 妙樂寺、  
 大字藤田 極樂寺、大藏闍碑、  
 大字金田 津島部神社、金龍寺、淨宗寺、

大字梶 大念寺、眞樂寺、

第十一項 九個莊村……………一、二七六

大字池田 菅原神社、妙圓寺、專稱寺、妙隆寺、  
 大字葛原 卽圓寺、  
 大字大和 氏神社、本行寺、  
 大字高柳 氏神社、長榮寺、金光寺、王塚、大將軍塚、  
 大字神田 氏神社、吉祥院、護念寺、本念寺、法安寺、西圓寺、  
 大字對馬江 萬福寺、  
 大字仁和寺 常樂寺、雲齋寺、專念寺、  
 大字黒原 泉入寺、正立寺、  
 大字點野 西得寺、

第十二項 友呂岐村……………一、二八九

大字郡 友呂岐神社、畠山義豊の墓、西覺寺、

- 大字三井 本巖寺、
- 大字田井 善行寺、
- 大字木屋 二十ヶ村樋、古川、綱呂木神社、本信寺、
- 大字石津 愍重寺、
- 大字太間 茨田堤、衿子絶間、絶間池、西正寺、
- 大字平池 茨田池、八坂神社、明教寺、正巖寺、

第十三項 蹉陀村……………一、一〇一

- 大字出口 和田の泊のあかれの所、五兵衛樋、光善寺、
- 大字走谷 加茂健豆美命神社、東福寺、
- 大字中振 蹉陀山、蹉陀池、蹉陀神社、龍光寺の址、浄土院、圓養寺、光明寺、

第十四項 枚方町……………一、一〇九

- 大字三矢 ひらかた、くらはんか舟、北河内郡役所、惠光寺、浄念寺、萬年寺山、  
御茶屋御殿の址、萬年寺の址、意賀美神社、

- 大字岡 別子山、一乗寺、光照寺、
- 大字岡新町 淨行寺、
- 大字枚方 藏ヶ谷、願生坊、大隆寺、枚方城址、禁裏鑄物師宅、臺鏡寺、山崎院  
の址、

- 大字泥町 監船所の址、官女塚、
- 大字伊加賀 伊加賀崎、誓願寺、姫塚、鷹塚山、
- 大字櫻新地 洪水碑、

第十五項 水本村……………一、一三三

- 大字寢屋 寢屋神社、西蓮寺、正法寺、長者屋敷、
- 大字打上 打上神社、石の寶殿、明光寺、極樂寺、八十塚、
- 大字燈油 國守神社、西方寺、正縁寺、

第十六項 星田村……………一、一三九

- 哮ヶ峯、鮎反し瀧、妙見山、小松神社、星田神社、薬師寺、小松寺、光明寺、

善林寺、光林寺、慈光寺、星田寺、紫雲寺の址、旗掛松、徳川家康の陣址、

第十七項 川越村……………一、二四六

大字村野 村野神社、光明寺、釋尊寺、本誓寺、

大字田宮 淨光寺、

大字山の上 山田神社、常稱寺、

大字茄子作 春日神社、金龍寺、祐念寺、西願寺、本誓寺、土井城址、犬井甚兵衛

屋敷、中山觀音寺の址、大將軍塚、本曾掛松の址、

第十八項 津田村……………一、二五六

大字津田 國見山、名古屋の瀧、津田城址、三宮神社、春日神社、圓通寺、尊光

寺、善應寺、正應寺、光源寺、正宗寺、影見池、山下翁頌徳碑、

大字野 春日神社、法樂寺、極樂寺、袴木塚、

大字春日 春日神社、大聖寺、

第十九項 交野村……………一、二七一

大字郡津 郡津神社、明遍寺、極樂寺、梅塚、本塚、

大字倉治 交野山、開元寺瀧、機物神社、善通寺、光明院、宜春院、

大字私部 住吉神社、光通寺、想善寺、無量光寺、交野城址、

第二十項 磐船村……………一、二八二

大字傍示 氷室の址、蓮華寺、菅原神社、

大字寺 嬰兒山、住吉神社、正行寺、

大字森 川東神社、須彌寺、大道庵、

大字私市 磐船、岩船神社、普見山、獅子窟寺、百重原陵、蓮華寺、雲林寺、實

想院、松寶寺、西念寺、觀音寺の址、天田神社、若宮神社、

第二十一項 氷室村……………一、二九三

大字杉 氷室の址、若宮神社、西方寺、

大字曾延寺 水室の址、曾延寺、善助寺、來雲寺、嚴島神社、  
大字穂谷 米塚、長傳寺、西雲寺、奥志賀池及び奥の谷池、

第二十二項 菅原村……………一、三〇〇

大字長尾 菅原神社、勝圓寺、正俊寺、瑠璃光庵、清恭寺、稱念寺、久貝氏陣屋の址、  
大字藤坂 菅原神社、博士王仁の墓、明尾寺、明善寺、西法寺、舊馬塚、舊黄金塚、

第二十三項 牧野村……………一、三〇八

大字禁野 天の川、交野原、和田寺、雉子塚、陸軍火藥庫、眞光寺、淨蓮寺、車塚、百濟王神社、  
大字磯島 正光寺、  
大字渚 渚院の址、渚岡、御殿山神社、白雲寺、西雲寺、田中庵の址、清傳寺、  
大字小倉 長安寺、欣求庵、粟倉神社 車塚、  
大字坂 片野神社、岡田鶴鳴及び夫人小磯氏、清岸寺、水野家陣屋の址、  
大字宇山 長徳寺、

大字養父 觀音寺、養父氏の邸址、比丘尼塚、  
大字上島 成雲寺、  
大字下島 常照寺、

第二十四項 山田村……………一、三五二

大字甲斐田 甲斐田長者の址、甲鉾神社、長泉寺、善行寺、  
大字片鉾 郊祀壇の址、杉ヶ本神社、妙教寺、西福寺、  
大字田口 田口氏の墓、山田神社、正覺寺、法音寺、圓通寺、山田池、  
大字中宮 鳥立原、交野行宮の址、百濟王神社、百濟寺の址、百濟王の宅址、淨  
專寺、西方寺、眞淨寺、橋淨野隱居の址、賽の神、姫塚、宇久米塚、久貝因幡  
守正俊の墓、大池、

第二十五項 招提村……………一、三六八

日置神社、正念寺、敬應寺、

第二十六項 樟葉村……………一、三七〇

大字船橋 船橋川、二宮神社、井上金橋、浄土寺、永井氏陣屋の址、西光寺、古塚、帳懸松、  
大字楠葉 楠葉渡、楠葉宮址、鏡池、交野天神社、延壽寺、拾翠庵、藤原繼繩別業の址、安養寺、極樂寺、傳相寺、建長寺、長福寺、大瀬戸の松、光明院、久親恩寺、楠葉驛址、楠葉砲臺址、久修園院、宗覺律師、

第二十七項 住道村……………四〇二

大字尼ヶ崎  
大字横山  
大字三箇 菅原神社、水月院、大長寺、善遠寺、正覺寺、本傳寺、善念寺、本妙寺、勝福寺、三箇城址、  
大字中村  
大字御供田 八幡神社、安樂寺、

大字灰塚 産土神社、常宗寺、

第二十八項 四條村……………一、四三二

大字北條 飯盛山、飯盛城址、御體塚、四條畷の戰場、北條神社、十念寺、瑞玄寺、教照寺、  
大字野崎 南條神社、寶頭神社、慈眼寺、專應寺、  
大字寺川 大谷神社、十林寺、  
大字龍間 龍間神社、住吉神社、龍光寺、稱迎寺、龍間寺の址、  
大字中垣内 須波麻神社、善宗寺、覺須寺、鳳字庵、  
大字深野 兩皇大神社、  
大字深野南 座摩神社、  
大字深野北 菅原神社、

第二十九項 申可村……………一、四三三

大字岡山 忍岡、徳川秀忠の陣所址、忍陵神社、大正寺、坪井、赤山、

大字 砂 光圓寺、妙法寺、

大字 葎屋 本泉寺、

大字 南野 室山、氷室の址、室池、新室池、權現山、茶白山、龍尾寺、古墳の址、

御机神社、住吉平田神社、四條畷神社、楠正行の墓、法念寺、三好氏陣屋の址、

和田源秀の墓、西明寺、正願寺、西敬寺、彌勒寺、舍利吹觀音、

大字 中野 國中神社、正保寺、西光寺、古墳、雁塚、

大字 清瀧 清瀧山、清瀧、古城址、正圓寺、正法寺の址、

大字 逢坂

第三十項 田原村……………一、四八五

大字 上田原 城山、住吉神社、正傳寺、月泉寺、

大字 下田原 法元寺、

第三十一項 豊野村……………一、四八九

大字 國松 春日神社、行誓寺、

大字 秦 大恩寺、秦川勝の墳、八幡神社、細屋神社、マシ塚、加茂神社、清岸寺、常光寺、秦行綱の宅址、

大字 太秦 太秦寺、熱田神社、野見宿禰塚、古塚、

大字 高宮 高宮神社、大杜御祖神社、法城寺、秋玄寺、

大字 小路 勝光寺、

第三十二項 寝屋川村……………一、五〇三

大字 木田 住吉神社、教福寺、福田寺、

大字 萱島流作

大字 堀溝 鷺關神社、大念寺、本覺寺、

大字 河北 大神社、光誓寺、

大阪府全志卷之四目次 (終)

# 大阪府全志

井上正雄著

## 第參篇

### 國郡市町村志

#### 第貳章

#### 河内國

河 境 面 位

川 界 積 置

當國は五畿内の一にして、其の中間に位す。東西四里拾七町・南北十六里參拾町にして、四拾貳方里參分四厘の面積を有し、南河内・中河内・北河内の三郡を包容す。峯巒紛糾して、山城の國境に洞々峠・國見山あり、大和の國境には暗峠・生駒・信貴・二上・葛城・金剛の諸峰連亘し、其の脈は西南に延き、藏王峠を起して大和・紀伊・和泉の國境を限り、北は山域國より淀川流れ來りて國境を南西に向ひ、楠葉・牧野の村界に於て船橋川を入れ、牧野村にて穗谷川を受け、西方に轉じて枚方町に近く天野川を呑み、南西に向ひ庭窪村より南を指し、守口町より西走して攝津國東成・西成兩郡の境に入り、石川は南方藏王峠に發して東條川・梅川・佐備川・飛鳥川等の支流を合して、北方玉手村大



字片山と道明寺村大字船橋との間に至りて大和川に注ぎ、大和川は東方大和より來りて國境の龜ヶ瀨を過ぎ、西に流れて攝津・和泉の國境に入り、中央には恩智・玉串・楠根・長瀬等の諸川脈絡し、其の末は寢屋川に合して、また攝津國東成郡に入れり。國道第二號路線即ち京街道は大阪市東區高麗橋の元標より起り東成郡を過ぎ來りて淀川に沿ひ樟葉村を経て山城國に入り、東高野街道は北河内郡招提村の山城國界より來り中河内郡を経て南河内郡長野町に於て西高野街道に接し、西高野街道は和泉の堺市より來り南河内郡長野町を過ぎ天見村より紀伊見峠を迂餘して紀州に向ひ、中高野街道は南河内郡三都村大字茱萸木に於て西高野街道より分岐し東成郡鶴橋町大字東小橋を経て大阪市に達し、下高野街道は南河内郡野田村大字北野田の甘山街道より分れ東成郡天王寺村大字天王寺を過ぎてまた同市に至る。瀧畑街道は南河内郡千代田村大字市の東高野街道より分岐し高向村大字瀧畑を経て紀州に入り、大津街道は南河内郡長野町大字長野に於て西高野街道より分岐し泉北郡大津町に至りて國道第二十九號路線に接す。大澤街道は南河内郡長野町大字長野の東高野街道より分岐し川上村大字石見川を経て紀州に向ひ、佐備街道は同川上村大字寺元の大澤街道と大伴村大字山中田の富田林街道を聯絡し、富田林街道は南河内郡金岡村大字長會根の竹内街道より分岐し河内村大字上河内を経て大和に入り、千早街道は南河内郡赤阪村大字森屋に於て富田林街道より分れ千早村大字千早を経て大和に入り、甘山街道は南河内郡錦郡村大字錦郡の東高野街道と千代田村大字關茶屋の西高野街道とを聯絡し、和

泉街道は南河内郡磯長村大字春日の竹内街道より分岐して泉北郡鶴田村大字草部の父鬼街道に合し、竹内街道は堺市大小路の國道第二十九號路線より分れ來りて南河内郡山田村大字山田を経て大和に入り、穴虫街道は磯長村大字飛鳥にて同街道より分れ大字春日を経て亦大和に入る。東古市街道は南河内郡赤阪村大字水分の富田林街道と古市村大字古市の竹内街道を聯絡し、長尾街道は堺市戎の町國道第二十九號路線より分れ南河内郡國分村を経て大和に入り、奈良街道は大阪市南區天王寺國道第二十九號路線より分岐し來り南河内郡國分村を経て亦大和に入る。古市街道は東成郡平野郷町の奈良街道より分岐し南河内郡古市村大字譽田に於て東高野街道に接す。八尾街道は南河内郡志紀村大字老原の奈良街道より分岐し東成郡安立町に至りて國道第二十九號路線に接す。立石街道は中河内郡八尾町大字東郷の八尾街道より分れて中高安村大字山畑を経て大和に入り、平野街道は中河内郡長瀬村大字吉松の北八尾街道より分岐し東成郡平野郷町大字平野の泥堂に至りて奈良街道に接し、北八尾街道は中河内郡八尾町大字大信寺の八尾街道より分れて東成郡神路村大字大今里に至りて奈良街道に合す。恩智街道は中河内郡龍華村大字植松の八尾停車場より起りて南高安村大字恩智に至りて東高野街道に聯絡し、小坂街道は中河内郡八尾町大字八尾の河内街道と北河内郡庭窪村大字佐太の國道第二號路線を聯絡し、十三街道は中河内郡布施村大字東足代の暗越奈良街道より分れ北高安村大字神立を経て大和に入り、河内街道は北河内郡枚方町大字伊加賀の國道第二號路線より分岐して中河内郡龍華村大字

植松の八尾停車場敷地界に達す。暗越奈良街道は大阪市東區高麗橋元標より起り來りて中河内郡枚岡村大字豊浦を経て大和に入る。古堤街道は大阪市北區相生町の國道第二號路線より分岐し來り北河内郡田原村大字上田原を経て大和に入り、守口街道は北河内郡守口町大字守口の國道第二號路線と甲可村大字中野の東高野街道を聯絡す。清瀧街道は北河内郡甲可村大字南野の河内街道より分岐して田原村大字下田原を経て大和に向ひ、岩船街道は枚方町大字岡の國道第二號路線より分岐して磐船村大字私市を経て大和に向ひ、山根街道は北河内郡川越村大字茄子作の東高野街道より分れ菅原村大字長尾を経て山城に入り、田邊街道は北河内郡牧野村大字禁野の岩船街道より分岐し氷室村大字尊延寺を経てまた山城に向ひ、宇治街道は北河内郡牧野村大字禁野の國道第二號路線より分岐し菅原村大字長尾を経て更に山城に入れり。楠葉街道・北大和街道・藤阪街道・津田街道・春日街道・私市街道・山根街道支線・岩湧街道支線・北河内街道・交野街道・野崎街道・住吉街道・四條街道・徳庵街道・野田街道・菱江街道・山本街道・木村街道・北志貴街道・南志貴街道・久寶寺街道・太子街道・譽田街道・柏原街道・庚申街道・壺上街道・島泉街道・五ヶ莊街道・平尾街道・順禮街道・野尻街道・石原街道・北大ヶ塚街道・大ヶ塚街道・平石街道・岩湧街道・其の他幾多の道路は分岐聯絡して縦横に貫通せるのみならず、更に官設鐵道の關西線は名古屋を起點とし、大和より國境なる龜ヶ瀬の險を穿ちて當國に來り柏原町より稍北に向ひ八尾町の南より東成郡天王寺に馳せ、其の山城國より分岐せるもの

鐵道

軌道

は東北より山間を過ぎ四條畷を経て大阪市北區の網島驛に向ひ、河南街道は關西線の柏原驛より起り南河内郡を縦斷し長野町に至りて高野鐵道に接し、高野鐵道は堺市の東より來りて長野・三口市其の他の諸村落を繞り紀見峠を経て紀州橋本に達し、京阪電車は大阪市東區天滿橋南詰より起り守口町・枚方町を過ぎ楠葉町を経て山城の京都に通じ、大阪電氣軌道會社の電車は大阪市南區上本町六丁目より來り中河内郡を横斷し生駒の墜道を経て大和の奈良に走れり。

地勢  
水路  
洪水

其の地勢は東南に高くして西北に低下し、坵地平衍沃野遠く連りて謂ゆる畿内の平野を爲せり。垂仁天皇の御宇に於て印色入日子命は狭山池及び日下之高津池を作り、仁徳天皇十三年冬十二月には和珥池を作り、同十四年には大溝を感玖に掘り石川の水を引きて上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦四ヶ所の郊原を潤し、以て四萬餘頃の田を得て其處の百姓をして凶年の患なくして寛弘ならしめらる。推古天皇十五年の冬には戸苅池・依羅池を作り、聖武天皇天平四年十二月には狭山下池を作り、淳仁天皇の天平寶字八年八月には使を遣はして當國に池を築かる。是れみな用水欠乏の地方に池溝を開きて旱害に備へしめられしものなり。又其の舊大和川流域は、往古にありては大和より來れる同川は石川を入れ、山城より來れる淀川と合して漕河し、當國の山際なる草香江に至れるの間海水の之に通せしは、已に攝津國の條下に於て記せしが如く、神武天皇の東征に當り難波の埼より流に遡りて上り、當國の草香邑青雲白眉之津に至り給ひしに徴して之を知るべし。後、漸次地形を變じたるべきも河川は

不規則に陸地の間を流れ、下流淤塞して快瀉を缺きければ、一朝淫霖日を累ぬることあらんか、暴漲横溢田園を没し人畜を漂はし、其の被害の甚しかりしは攝津國に優るとも劣らざりしなるべし。依て仁徳天皇十一年冬十月宮北の郊原を掘りて南水を西海に通じ、北河の滂を防がんが爲めに茨田堤を築き給へり、南水は淀川の北河に對して大和川を呼べるなり。之が爲め兩川は各其の流を一定し、附近荒蕪の地は變じて田園となりしならんも、淀川は尙其の衝蕩の勢を茨田堤に加へて已まず、大和川も亦之に和して泛溢しければ、被害は堪ゆることなく、茨田郡より攝津國東成郡の東部に至るの間は洪水毎に范濫の巷と爲り、平時にありても汗澤卑濕を極め、畿内治河記に記せるが如く枚方より京橋に至る間は、天正年中漸く堤防を築き河道を制して伏見大坂間の捷徑と爲りしものなり。しかも尙大和川の分流たる吉田川は滙して深野・新開の二巨浸を爲し、周圍廣く瀾漫數千項に及びて草香江の遺影を存し、且同川各派の流域には河道の狹隘なる所あり、家屋田圃の迫れるものあり、填淤洲を爲し曲岸流を礙し、一たび霖滂に遇へば巨浸に游蕩范濫し、河川は泛漲溢溢し、奔流の激する所衝蕩潰決して其の被害恐るべきものあり、依て貞享三年河村瑞軒之を修治せり。然れどもなほ其の被害を除くに至らざりしが、同川の水害を除きしは寶永元年に於ける同川の轉鑿なり。此の轉鑿に依りて水害を減せしのみならず、其の舊河道は總て新田となりて地形は舊時と其の觀を一變するに至れり。又淀川の水害は明治二十九年より着手せられたる同川改良工事に依りて除かる、是れ兩川現時の川形なり。

されば當國低地平野の地は復た歷代修治の功に成りしものなり。而して水害の記事は歷代の史上に頻出し、如何に其の慘狀を極め又當局者をして如何に苦心經營せしめたるかを想はしめずんばあらず、依て今其の水害に關する梗概を左に掲記せん。

一、仁徳天皇十一年冬十月掘宮北之郊原引南水以入西海、因以號其水曰堀江、又將防北河之滂以築

茨田堤、(日本書紀)

一、元明天皇和銅二年五月乙亥、河内・攝津・山背・伊豆・甲斐五國連雨損苗、(續日本紀)

一、孝謙天皇天平勝寶二年五月辛亥、京中驟雨、水潦汎濫、又伎人・茨田等堤往々決壞、(同上)

一、淳仁天皇天平寶字六年夏四月丁巳、河内國狹山池堤決、以單功八萬三千人修造、六月戊辰河内

國長瀬堤決、發單功二萬二千二百餘人修造、(同上)

一、稱徳天皇寶龜元年秋七月壬午、修志紀・澁川・茨田等堤、單功三百餘人、(同上)

一、光仁天皇寶龜三年八月、是月自朔日雨、加以大風、河内國茨田堤六處、澁川堤十一處、志紀郡五處並決、冬十月丁亥、去八月大風產業損壞率土百姓被害者衆、詔免京畿七道田租、(同上)

一、桓武天皇延暦三年閏九月戊申、河内國茨田郡堤一決十五家、單功六萬四千餘人、給糧築之、(同上)

一、桓武天皇延暦四年九月壬寅、河内國言、洪水汎溢、百姓漂蕩、或乘船中、或寓堤上、糧食絶乏、艱苦良深、於是遣使監巡兼加賑給焉、冬十月己丑、河内國破壞堤防三十處、單功三十萬七千餘人、

給糧修築之、(同上)

一、桓武天皇延曆十八年夏四月癸未、勅、澇水經日、苗稼腐損、窮弊之民不得更播、宣令山城・河內・攝津等國巡檢貧民以正稅給之、(日本後紀)

一、平城天皇大同元年十月丁丑、定河內攝津兩國堤、(日本紀略)

一、嵯峨天皇弘仁二年夏四月甲戌、勅、河內國稅分錢三百貫、便充當國、限三箇年、出舉收利、爲造堤料、又彼國課丁少數、無人差役、其散位二子留省之徒不直本司、常在鄉里者宜限三年補國中雜任、計其上日行事與考言上、又割公廨息利充堤所食料、其代者廻給隨便國、三年以後復舊焉、

(日本後紀)

一、嵯峨天皇弘仁三年七月壬午、賜山城・攝津・河內三國新錢各二百卅貫、出舉取利宛堤防用、

(日本後紀)

一、淳和天皇大長九年八月己卯、河內・攝津大風雨、洪水泛濫、堤防決潰、(大日本史)

一、仁明天皇嘉祥元年八月丁亥朔己丑、雨降通霄不止、庚寅雨勢如倒井、終日不息、辛卯洪水浩々、人畜流損、河陽橋斷絕僅殘六間、宇治橋傾損、茨田堤往々潰絕、故老僉曰、倍于大同元年水可四五尺、壬辰遣左大臣檢非違使及看督近衛等、巡察京中被水害者、兼復遣左衛門佐從五位下紀朝臣道茂、齋米賑賑恤之、甲午遣使攝津・河內兩國巡檢於被水災者、開便近倉庫賑給之、九月己亥、

是日遣左中辨從四位下藤原朝臣嗣宗・治部少輔從五位下藤原朝臣眞世外從五位下山代宿禰氏益・六位判官四人・主典四人等、令築茨田堤、(讀日本後紀)

一、清和天皇貞觀十二年秋七月辛亥朔、二日壬子、以從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣壽範爲檢河內國水害堤使、判官一人・主典二人、○五日乙卯以從五位下行安房守菅原朝臣宗範爲河內介、從五位上守右中辨藤原朝臣良近爲築河內國堤使長官、散位從五位下橘朝臣時成・從五位下賀茂朝臣峯雄並爲次官、判官四人・主典四人、○廿日庚午遣大僧都法眼和上位慧達・位儀師傳燈滿位僧德貞・將導師藥師寺別當傳燈大法師位常全・西寺權別當傳燈法師位道隆・元興寺僧傳燈法師位玄宗等、於河內國勞視築堤、○廿二日壬申、是日遣朝使築河內國堤、恐成功未畢重有水害、由是奉幣大和國三歲神・大和神・廣瀨・龍田神祈無雨勞、以河內水源出自大和國也、(三代實錄)

一、清和天皇貞觀十七年二月九日癸亥、以正五位下守右中辨兼行丹波權守橘朝臣三夏爲築河內國堤使長官、云々、(同上)

一、醍醐天皇延喜十八年八月十七日、京都洪水、淀川大溢、人畜漂沒、(日本紀略)

一、醍醐天皇延長七年自七月廿六日至八月霖雨、京畿及諸國大風雨洪水、(同上)

一、後一條天皇長元七年八月九日京都大風、殿舍門廊社寺民屋多倒、人畜壓死、洪水淀川溢、濱河民舍被害、(左經記)

(江源武鑑)

- 一、天文八年八月十七日大雨洪水、江州の湖七合に満る、河内の國水に流る、村都て七十箇所なり、
- 一、天文十三年七月九日畿内洪水、攝津・河内其害特甚、(皇年代略紀)
- 一、永祿六年五月十五日より廿二日に至て八日の間夜晝の内四時をへたて、雨降り、河内國半國水にひたり、人民一萬六千餘死す、山州賀茂川の水四瀬に成て流る、京東の町數二十三町は水に流れ或はひたる、國々の水亡記するいとまなし、江州の湖九合に成る、浦々在々九百七十五箇所水中になる、河々大水堤共され、在々の損する事可代にも不聞云々、(江源武鑑)
- 一、慶長十三年二月暴雨日を累ね、畿内并に攝津・河内の兩國洪水し、京都室町筋は家財を浸し財寶を流し、大河の堤防所々破壊し、田圃を損す、八月畿内洪水、是れ實に七十年來の洪水なり、

(凶荒誌)

- 一、元和六年五月大和川の水暴漲し、志紀郡柏原村の堤防を決し、其の近傍の地荒蕪するもの二萬千四百石、時の代官末吉孫左衛門旗船七十餘艘を作りて平野川に通せしかば、其の地漸く賑ひ荒蕪せるもの漸次舊に復するに至る、(大阪府誌)
- 一、寛永十年八月十日大和川及び石川の水暴漲し、志紀郡柏原村に於て堤防三百間、船橋村に於て三十間、國府村に於て五十間を破壊し、柏原村の民家流壞するもの五十軒、死亡百三十六人を生

じ田圃二萬石荒蕪に歸せり、(同上)

- 一、延寶二年六月十四日淀川洪水あり、茨田郡仁和寺村の堤防決潰し、同年九月之を修築す、(同上)
- 一、享保元年六月二十日洪水あり、柏原村に於ける大和川築留決潰し、攝・河大洪水となり、高五萬石の田地浸害さる、是を申歲切といふ、(舊記)
- 一、享保二年七月淀川堤防茨田郡點野村にて決潰し、攝・河大洪水となる、之を點野切といふ、(舊記)
- 一、享保二十年六月二十一日淀川洪水あり、茨田郡三矢村の堤防破壊し、攝・河一圓其の害を蒙り、稻作凡五萬石悉く腐蝕す、因りて同年の貢税を免す、(大阪府誌)
- 一、元文元年六月二十一日淀川洪水あり、水量一丈四尺に達し、茨田郡三矢村及び出口村の堤防を決潰す、(同上)

- 一、延享五年淀川暴漲し、交野郡上島村・渚村等の堤防延長五十間を決潰す、(同上)
- 一、寶曆六年九月十七日淀川暴漲し、交野郡上島村外三ヶ村に係る堤防延長五十二間を決す、同日石川亦暴溢し、志紀郡國府村の堤防を決して、家屋の流失二十戸に餘り、死亡者三十六人を出せり、(同上)

- 一、明和元年八月十二日石川暴漲し、石川郡喜志村の堤防百五十間を決す、(同上)
- 一、享和二年六月二十七日より降雨歇まず、各川大に暴漲し、同二十九日には狂風雷鳴を交へて至

ること彌急なりしが、遂に七月一日未明に至り、交野郡楠葉村に於て五ヶ所・延長九十四間餘、上島村に於て三ヶ所・同七十間餘、茨田郡仁和寺村に於て二ヶ所・同百五十間餘破壊し、附近二十七ヶ村を併合して、遠く後の中河内郡及び攝津國東成郡を浸せり、是に於て枚方以西の河道枯涸し、船運は總て河内より交通し、家屋の流亡するもの二十九戸、人畜の死傷夥し、其の浸水は當國のみにて百四十九ヶ村の多きに及び、奉行所・代官・地頭及び京都本願寺より救恤せり、

(同上 攝津の部参照)

- 一、文化四年五月五日淀川暴漲して、其の北岸攝津國島上郡番田村の堤防を破り、二十五日其の南岸なる茨田郡大庭八番の堤防延長八十餘間を決す、(同上)
- 一、文化六年六月寢屋川筋暴漲し、茨田郡今津村字六郷の堤防を破る、(同上)
- 一、文化十二年淀川洪水し、堤防の被害ありしも詳ならず、(同上)
- 一、天保六年五月狭山西除川堤防破壊し、丹南郡今井村の家屋五戸を流失し、十一戸を破壊す、又同年間太井川筋暴漲し、石川郡喜志村堤防二十五間を決す、(同上)
- 一、弘化年中石川郡喜志村に於て石川堤防九十間を破壊す、(同上)
- 一、嘉永元年八月十日淀川暴溢し、水量一丈三尺に上り、同日交野郡落村の堤防を決す、(同上)
- 一、嘉永四年八月交野郡落村の淀川堤防決潰す、(同上)

- 一、安政三年八月交野郡曾延寺村に於て穂谷川堤防を決す、(同上)
- 一、安政四年七月石川郡新堂村に於て石川堤防延長六十三間を破壊す、(同上)
- 一、文久二年月日不詳、古市郡古市村に於て大乘川堤防決し、田圃反別七十町を害す、(同上)
- 一、文久三年月日不詳、東條川漲溢し、石川郡山城村の堤防七十間を破り、田圃五十町を浸害し、尙ほ同年同郡喜志村に於て梅川堤防三十五間決潰す、(同上)
- 一、慶應元年月日不詳、石川暴漲し、錦部郡錦部村の堤を破る、(同上)
- 一、慶應三年月日不詳、石川溢水し、安宿郡郡園明村に於て堤防大破せり、但し被害の状況は詳ならず、(同上)
- 一、明治元年四月下旬より淫雨已まず、五月十一日雨烈しく、十二日の夜に入りて諸川暴漲し、十三日午後十二時交野郡下島村古樋堤防三十六間半決潰し、坂村橋落ち、浸水七尺許、楠葉村の渡止り、又茨田郡枚方は往來阻りて浸水四尺許に及びしが、十四日淀川の水量は十四尺に達し、同日午前四時交野郡楠葉村字對馬野町・同岸の町・同大町・同樋の上町の四ヶ所堤防延長四十五間壹尺を破り、同六時同郡落村字脇田の堤防二十二間も決潰せり、其の他崩壊せしもの茨田郡土居村堤防四十八間・守口町同二十四間・北十番村同五十間半・七番村同三百五間・三番村同百六間・五番村同三百一十一間・仁和寺村同百六十三間・點野村同二百五十四間・出口村同八十三間・三矢

村同百間・交野郡落村同百五十一間・坂村同百十七間・下島村同八十五間・棉栗村同九十間なり、

(同上 攝津の部参照)

一、明治三年九月烈風強雨交々臻り、同十九日淀川出水一丈四尺に上り、遂に交野郡落村の堤防を  
決し、被害甚し、(同上)

一、明治十八年六月十五日より降雨日を累ねしが、十七日淀川及び其の支派川共に暴漲し、同日午  
後十一時茨田郡伊加賀村字晒場の堤防二十間餘(後、漸次廣くなり凡九十間となる)を決し、伊加賀・三矢内村の人家  
二十餘を流失す、尋で岡新町村天野川の堤防を破り、更に三矢村の堤防を破壊す、依て其の水相  
合して枚方驛京街道に汎濫す、時に午後十一時三十分にして、本川の水量十四尺八寸に上り、最  
高度たり、而して伊加賀決所の水は奔流滔々として全郡に盈ち、讚良郡の三箇村・太子田村・御  
領村・尼ヶ崎新田・尼ヶ崎新々田・河北村・堀溝村を浸し、翌十八日に至りては攝津國東成郡に  
入り、其の水のため寢屋川は逆流して、若江郡六ヶ村・澁川郡十二ヶ村及び東成郡の十九ヶ村は  
間接の浸水を蒙り、又大縣・高安・河内の三郡は諸流各暴漲し、恩智川溢れて耕地數町を浸せり、  
然るに伊加賀より來れる其の寢屋川以北に滿てる大水は、遂に寢屋川堤防を越えて、當國の中部  
及び攝津東成郡の東部を衝かんとするの勢を呈せしかば、翌十九日東成郡野田村大長寺堤の「ワ  
ザト切」截斷に着手し、翌二十日午後五時十七分截斷功成りて洪水を放瀉し、且伊加賀決所堰塞

の工事も二十二日に至りて漸く進み、水勢十の四は本川に注ぐこととなりしを以て、寢屋川堤防  
は幸に其の厄を免れ、二十四日に至り減水の報を告げつゝありしが、二十七日午前三時雨あり、  
午後九時より疾風強雨二時間、二十八日より降雨息まず、二十九日午前六時東北風起りて溢水の  
量漸く加はり、三十日に至りて彌増水し午前二時より伊加賀決所の水一時間に四五寸を増加し、  
午後三時三十分より六時三十分に至るの間水量十二尺七寸となる、此の時寢屋川の水勢奔放して  
伊加賀より注げる溢水と聯絡し、將に寢屋川堤を破らんとせしが、午後七時に至りて遂に同堤を  
越え、當國の中部なる若江・河内・澁川の三郡に浸入し、攝津東成郡の東部に亘りて一面の大海  
を現出し瀾望渺然たり、七月一日雨益猛、風更に烈しく、平野川復た暴漲し、溢水は東成郡の東  
部より南方住吉郡に進む、二日水勢益急激、枚方にて午前零時三十分水量十三尺四寸に達し、同  
二時三矢村淀川字安井堤防並に岡新町村天野川堤防及び淀川字森敷の堤防破れ、同八時伊加賀決  
所の堤防更に六十間(前後合せて百五十間)を破壊す、同九時より雨霽れ微風となりしも、水量はなほ増加し、  
溢水は更に進みて丹北郡に波及し、同三日午後四時已に南方攝津の住吉郡に浸入し、澁川郡の四  
條・大地・南蛇草・北蛇草・岸田堂・永和の各村は檐を浸すに至る、又交野郡にありては、一日  
以來の洪水に依りて磯島・渚・坂・楠葉諸村の堤防を破壊し、上島・下島・養父・宇山・禁野の  
各村に浸溢せしが、同日午前八時三十分頃より次第に減水し始め、翌四日に及びて凡一尺八寸を

減少し、漸く愁眉を開くに至る、また大和川流域にありては、同六月十五日以來降雨息まず、十七日午後に至りて纔に止みしが、諸方の河川は大に水量を加へて、大和川は午後五時十餘尺を増し、和・河・泉の三國急を告げしが、和泉國大鳥郡平田新田の堤防凡五間を缺潰し、溢水は田野に満ちて沿道の人民其の堵に安せず、又當國丹南郡の狭山池は、先に雨水充滿して池塘破壊せられ、之が修築に着手して未だ竣功せざるに、池水は再び暴溢し、忽ち西除川の堤防凡二十間を破壊せり、依て同川奔瀉して下流に當れる同郡北餘部村字高橋下手の堤防百八十間・南餘部村の堤防三ヶ所・丹北郡の堤防十餘ヶ所を損壞し、沿川諸村は幾多の田圃を浸害せらる、其の東除川も亦暴漲したるが爲め、沿川多少の被害を生せり、同日午後七時大和川の水量は十五尺に増加し、大和の各郡には水害甚しかりしも、龜ヶ瀬以西にありては大なる被害を見ず、十八日午前三時に至りて大和川減水の狀を呈し、支派川も水量を減じ、二十一日まで降雨なかりしが、二十二日復た降雨あり、二十三日に亘りて苦雨時々下り、諸川は再び暴漲せんとして水勢狂奔し、石川沿岸の田圃凡六町歩許を浸水す、二十四日河川減水、二十五日苦雨、二十六日大雨、大和川漸く汎濫、二十七日雨益暴、二十八日午前三時強雨來りて諸川大に暴漲し、大和川・石川共に何れも水量六七尺を加へ、午前九時頃に至りて石川郡中野村の石川堤防四十間俄然缺潰し、幸に之が防禦を爲して全壞を免れたるも、二十九日雨彌滂沱、薄暮石川大に滿漲し、同郡山中田村堤防凡五十間を

決潰し、翌三十日板持村堤防五六十間、山中田村・北大伴村堤防數ヶ所復た決潰す、七月一日午前十時北風彌強く雨又大なり、午後六時風位西に轉じ、同十時に至りて風雨初めて斂まる、翌二日大和川五尺を減じ、三日午後天氣漸く順に復し、諸川も次第に常水に復し、郡村初めて安堵するに至る、享保以來見ざるの大水にして其の區域は攝・河・泉に跨り、當國のみにて三百七十七ヶ所に亘り、同年七月十三日調に依れば、浸水戸口は壹萬四千九百貳拾五戸・七萬九百九拾參人、同反別は九千七百三十二町二反八畝二十九步、被害家屋は流失七百八十八・損壞壹萬壹千二百二十二・潰崩八百二十七、同倉庫及納屋の流失二千六百四・損壞九千六百七十・潰崩一千四百六十、同社祠佛堂の流失三・損壞七十六、橋梁落失八・破損十五、破船三十九、溺死男十二人・女十九人、負傷男六人、生死不分明男十人・女十二人、漂着死體男七人・女八人を算せり、而して罹災民の慘狀、當局救護の盡力、及び水災者に對する御下賜金、並に内外國人の寄贈金等に就ては、攝津の同洪水條下に記する所の如し、(洪水誌)

一、明治二十二年八月十八日未明微雨東風あり、翌十九日強風猛雨を加へ各川次第に増水、同日午後八時頃淀川の水量一丈五尺の高位を示し、同川及び支派川共堤防の決潰十六ヶ所、橋梁の流失十四ヶ所、又大和川は同日午後七時水量一丈三尺に達し、堤防の決潰二十八ヶ所、橋梁流失二十二ヶ所に及び、道路の破損夥しく、明治十八年の災害に次ぐの慘狀を呈せしが、越えて九月十一



日午前四時暴風強雨篠を束ねたるが如く、洪水再び臻り、同日午後十一時淀川の水量一丈三尺に上り、前災の修補未だ成らざるを以て災害は更に一層を添へたり、(大阪府誌)

一、明治二十九年七月十九日雨あり、二十日彌強暴、翌二十一日淀川の水量一丈二尺九寸に上り、淀川・大和川の支派川大に暴漲して水勢洪蕩、遂に北河内郡枚方町の堤防三ヶ所・延長八十五間前後決潰し、同町及び牧野村等に汎濫せり、大水は益加はりて翌二十三日午前十一時淀川水量一丈四尺六寸に達せしが、其の後漸次平水に復せんとせしに八月二十九日拂曉より復た降雨あり、翌三十日午前七時に至りて風雨強暴、三十一日午前四時淀川水量更に一丈四尺二寸餘となり、前日決潰したる枚方堤防は修築の功未だ收まらざるに、新に三ヶ所・延長九十間の決潰を生せり、以來水量次第に増加して其の害の及ぶ所更に範圍を擴め、人家二百餘戸・田畑拾餘町歩を浸して、同郡守口町及び庭窪村所屬外島圍堤防を決し、二十餘町歩の耕地を浸害せり、其の後降雨強弱交々至り、九月六日大に出水し、淀川水量一丈五尺六寸に上り、楠葉村の堤防延長五十四間を決し、同村人家三百戸・耕地百五十町歩を浸せり、翌七日午前三時淀川の水量一丈六尺七寸の高點に達し、同四時三十分牧野村に於て堤防二ヶ所・延長三百間餘の破潰を生じ、同村二百餘戸・二百餘町歩を漂蕩す、同日午前一時又暴雨ありて益水位を高め、水量更に一丈七尺二寸に上りしが、對岸攝津に於て堤防の決潰ありしも、南岸なる當國方面には破壊せる所なし、同十一日午後十二時に至

りて降雨纔に止む、又大和川流域に於ては八月二十二日午後二時本川は九尺餘の増水を爲し、遂に石川堤防南河内郡新堂村大字新堂に於て十五間の缺壊を初めとして、堤防十七ヶ所・延長百五間の潰破を見るに至れり、同月二十九日より翌九月七日に至る迄は時々細雨ありしが、八日午前四時より暴風雨復た起り、本川の水量十尺五寸・石川六尺に上り、一時怒浪衝激甚しかりしも、翌九日午前四時に至り風雨共に歇みて漸く減水せり、然れども天候は依然として不穩の兆ありしが、越えて十一日午後六時より強雨を注ぎ、東北の暴風を加へ、同十一時風位西に變じ、本川水量七尺・石川同五尺の増水を爲して水勢猛烈を極め、南河内郡内にて堤防決潰延長四百五十五間、橋梁流失十六ヶ所に及び、赤阪村の一大字・白木村の一大字・新堂村の二大字・千早村の一大字・大伴村の一大字・東條村の三大字・石川村の三大字・高向村の三大字・天野村の三大字・喜志村の全部・中村の二大字・狭山村の一大字・彼方村の一大字・川上村の四大字・二十山村の一大字・長野村の一大字・駒ヶ谷村の二大字・市村の一大字・國分村の全部・玉手村の一大字、合計二十ヶ村三十八ヶ大字は浸水の害を蒙れり、中河内郡にては矢田村大字枯木・同富田・同住道の堤防延長百間を破壊して同三大字の耕地に浸水せり、(同上)

一、明治三十六年七月七日より降雨ありて諸川増水し、同九日淀川水量最高位一丈五尺七寸・大和川同一丈七尺五寸に達し、同兩川筋及び石川・東條川・東除川・西除川・飛鳥川其の他の川域に

て堤防の決潰又は崩壊及び道路橋梁の破損流失せしもの多し、(同上)

一、大正六年九月二十九日より降雨ありて淀川増水し、三十日午後四時北河内郡枚方町大字三矢に於て水量八尺二寸なりしが、時々刻々其の量を加へて同八時には十二尺一寸、同十二時には十五尺一寸に及び、翌十月一日は益暴漲して午前三時には十六尺九寸となり、午後五時には遂に十八尺三寸に達す、之を最高度として漸次減水せり、對岸攝州三島郡大冠村大字大塚堤防の決潰せしに依れり、同川の外なる諸支川もまた暴漲し、同日午前北河内郡牧野村大字上島の船橋川堤防百四十間・大字禁野の天野川堤防二十間を決潰して、同川の四百四十町歩に浸水し、家屋の浸水せしものまた二百三十に及び、(大阪府書類に依る)

前記の如く當國が今日の沃野を爲せしは、寶永元年に於ける大和川の轉鑿に依れり。今同川開鑿の沿革を記し、併せて其の潰地となりしもの、及び舊川敷地の新田となりしもの、大略を掲記せん。大和川はもと石川を容れて、柏原町大字柏原の東界に沿ひて稍西北に流れ、中河内郡曙川村大字東弓削に至りて二派となり、左を久寶寺川といひ正流たり、右を玉串川と呼び、英田村に至り更に分れて西は菱江川・東は吉田川の兩川となり、吉田川は北に走り滙して深野・新開の二巨浸を爲し、當國中部澗溪の水を受け、周廻廣莫瀟漫數千頃、稻田・今津の間に於て菱江川と合し、更に西南に走りて高井田村大字森河内に出で、久寶寺川と會し、大坂城の東に沿ひて平野川を入れ、京橋の下に至りて淀川に合

## 大和川の轉鑿

流せり。而して其の水は大和北部の諸流を輻の、更に石川の悍流を容れしを以て、淫霖日を重ぬる時には、上流より流下せる水量増加し、淀川の大水に抗衝し、忽ちにして深野・新開の瀦溜を暴溢せしめ、攝・河の數郡は舟楫の區と變じて大に慘害を極め、其の小害は殆ど虚歲なし、天正及び寛永の交に於て最も甚しかりしといふ。依て今の東成郡南百濟村大字鷹合の農民仁右衛門なるもの大に之を憂ひ、其の流路を轉じて柏原以下和泉の北境に沿ひて之を堺浦に注がば、流路は短縮し、勾配は地に適し、攝・河の水害を除くのみならず、舊河道及び沿岸の地には新に五千餘町歩の新田を開き、十二萬石餘の增收を得べきの利益あるを認め、圖書を提げ情を具して屢時の代官所に歎願せしも、新河線に當れる村民は都て水患を自家に嫁せしむるものとなし、荏苒數歳を閲し、裁決の公平ならざるを争ひ、身を賂して幕府に直訴せんことを企てしに、事は發覺して獄舎に幽囚せられしが、二年にして宥され、後、依羅池に投身せりといふ。然るに當時今の中河内郡東六郷村大字今米の中甚兵衛は、仁右衛門と志を同うし共に盡瘁する所ありしが、障礙百出して仁右衛門は終に死せしかば、特に其の衝に當りて素志の貫徹を圖り、明暦三年江戸に上り再三幕府に訴ふる所あり、僅に議に上すことを得たり。依て寛文十一年十月幕府は永井右衛門・藤掛監物等を派遣して視察せしむる所ありしも、其の新開敷地の線路に就き議容易に決せず、加ふるに反對村民の哀訴あり、幕府もまた經費の償はざるを慮り、議は終に止みぬ。後、延寶の頃に至り水患狂暴を極め、田園荒蕪し土砂の停淤甚しかりしかば、貞享二年幕府は畿内

治河の工を起すに際し、大和川・石川合流所以下を浚疏して、曲岸の流を礙ふものを撤し、以て大に改修を加へしも、幾もなくしてまた水患に罹り、泥砂の填塞すること依然として舊の如し。是に於て甚兵衛は再び上京して幕府に河道の變換を願ひ、幕府の容るゝ所となれり。依て元禄十六年四月若年寄稻垣對馬守・御目附西尾織部・勘定奉行萩原近江守等は九州巡行の途次、親しく水患の狀を檢し、新川筋の丈量あり。翌寶永元年正月大和川の附換を發表せられ、普請奉行として大目附役大久保忠香(其兵衛、後大隅守となり)・小姓組伏見爲信(水主)・上方代官萬年長十郎(後、大坂谷町代官となり)を任し、柏原に出張して假役所を設け、二月十五日を以て鍬始の式を舉行せり。工事は柏原・船橋の兩村間に起り、延長七千九百二十間にして幅を百間とし、攝津住吉郡安立・堺兩町を通じて大和川の水を海に注がしめ、兩岸に堤を築き、又兩岸本流に沿ふて悪水井路を設けんとするにあり。而して川邊村以上を公議普請場とし、同村以下を御手傳普請とし、姫路城主本多中務大輔忠邦之を督役し、兩者同時に起工せり。然るに淺香谷より海口に至る長さ六百間の間略ぼ竣工を告げんとするに當り、三月二十一日本多中務大輔突然死去せしかば、一時工事を中止し、新に御手傳諸侯を任命し、更に川邊村より城蓮寺村に至る壹千參百八拾間を岸和田城主岡部美濃守宣純に、城蓮寺村より住吉郡庭井村に至る壹千參百八拾間を三田城主九鬼長門守隆雄に、庭井村以下淺香谷に至る壹千參百八拾間を明石城主松平左兵衛督直常に擔當せしめ、附屬工事を芝伏せ並に西除川(狭山池より出で、高木村より正北に流れしを西北に轉じ、依羅池に於て新河南岸の井路に通ぜしむ)・大乘川(古市村より西北に流れしを東々北に轉じ石川に注

がしの切違、十三間川の修築等は高取城主植村右衛門佐家貞及び柏原城主織田山城守信恒に擔當せしめ、各部署を分ち、數萬の工夫を驅りて工事を督せしかば、十月十三日新六和川全く成りて水落を爲し、普請奉行大久保忠香・伏見爲信は東歸復命せり。是に於て水は沛然として此の新川に傾注し、爾來水患減少せり、現在の和和川是れなり。

本工事に費す所の總額は金七萬壹千五百參兩餘にして、内參萬七千五百參兩餘は幕府の支出、參萬四千兩は御手傳諸侯の負擔に係れり。而して川床・堤防・井路の敷地として收用したる田地は、反別貳百七拾四町餘・石高參千七百拾壹石餘にして、舊大和川の本支流なる玉串川・菱江川・吉田川・久寶寺川及び深野池・新開池・依羅池等の如きは、或は幅員數間の細流となり、或は其の形を沒し、是れより生じたる田地は反別壹千五拾五町餘・石高壹萬壹千參百四拾貳石餘を算し、差引反別七百八拾壹町餘・石高七千六百拾壹石餘の新天地を得るに至れり。依て此の新天地に於て、田地を收用せられたる攝・河・泉の農民に代地を附與して開墾に従事せしめ、三年間貢租を免じ、第四年に檢地を行ひ、貢租を上納せしむることとせらる。同川の附換に依れる新川敷潰地及び舊川敷並に池沼開墾地反別の所屬郡町村別を掲記すれば左の如し。

工費及び新舊河敷の潰地新田の反別石高

潰地 の 部

(柏原町松本竹三郎氏所藏の新川潰地帳に依る、合計の部に括弧符せるは内譯より積算せる類にして同帳の合計と符合せず、同帳に傳寫の誤あるものならん)

郡名 町村名 大字名 反別 石高 備考

南河内郡

道明寺	船橋	北條	大井	柏原	藤井寺村	古市町	古市	津堂	小	小	大正村	大正	惠我村	若松
明寺	橋	條	井	原	村	町	市	堂	山	山	村	村	村	村
寺	橋	條	井	原	村	町	市	堂	山	山	村	村	村	村
船橋	北條	大井	柏原	藤井寺村	古市町	古市	津堂	小	小	大正村	大正	惠我村	若松	
四・三四〇三	九・六九〇六、五	一四・〇九二二	一・四三〇〇	一三・五七二三	〇・四〇二八	〇・八九二二	〇・六二二六	〇・〇三二九	四五・〇九一九、五	二〇・五六二六	五・五六二九	一〇・五〇〇八	一二・六六四四	
六一・四三二〇	一六五・八五九三	二三七・五九六〇	二二・四三一〇	一七〇・二九〇〇	五・九二四〇	一一・六七六〇	八・九八二〇	〇・四五五〇	六八三・六四五三	三〇五・五八四〇	八〇・〇六六〇	一四四・六七九〇	一八三・九六〇〇	
							大乘川	大乘川						

計

中河内郡

計

東成郡

依羅村

庭井

六・三六〇八

九一・五七三〇

第三篇 國郡市町村志 第二章 河内國

二五

一四七・〇九九、五  
二一、〇六一、九四七〇

別所	川邊	長原	東瓜破	西瓜破	城蓮寺	油上	芝	西我堂	東我堂	高木	北枯木	南枯木	布忍村	矢田村	天美村	瓜破村	長吉村
別所	川邊	長原	東瓜破	西瓜破	城蓮寺	油上	芝	西我堂	東我堂	高木	北枯木	南枯木	布忍村	矢田村	天美村	瓜破村	長吉村
三・八二〇〇	九・五〇一、五	〇・〇〇一一	二八・二七〇四	一一・三三〇七	二四・二四〇一	一・三五一五	三・二四一〇	〇・三一〇六	〇・九〇二八	〇・九二二二	五・〇八二六	八・八四二〇	〇・九二二二	五・〇八二六	二四・二四〇一	二八・二七〇四	九・五〇一、五
三四・四九三〇	一三三・一三五〇	〇・四二一〇	四三・三六六〇	一五七・七五五〇	三一・二七三〇	一九・一三三〇	四三・七三九〇	四・三二六〇	一二・三四七〇	六・七九三〇	七五・五九五〇	二六・六五九〇	六・七九三〇	七五・五九五〇	三一・二七三〇	四三・三六六〇	一三三・一三五〇
								西除川	西除川								



郡名町村名大字名反別石高備考

布施村	菱屋西新田	二〇・八二六	二五・〇八三〇	同
曙川村	柏村新田	二〇・四九〇八	二〇七・三三〇	玉串川敷
八尾町	山本新田	六四・一九一三	六四八・〇五八〇	同
三野郷村	大信寺新田	四・八四三	四七・五九三〇	久寶寺川敷
東六郷村	玉井新田	一七・三九一八	一七一・九八五〇	玉串川敷
意岐部村	川中新田	三九・五九一五	三八六・四四〇〇	吉田川敷
	加納新田	一・三四〇五	六・七〇八〇	池沼床
	菱屋東新田	四四・九九〇四	四五六・〇〇三〇	菱江川敷
	菱江中新田	一三・八二三四	一五〇・六四三〇	楠根川敷
	御厨村新田	一〇・二八二八	二九・〇〇二〇	池沼床
西六郷村	箕輪新田	一五・八八〇〇	一、七〇六・八八〇〇	新開池床
北江村	鴻池新田	三三・八八〇三	三七四・四五三〇	同
	鴻池中新田	〇・七八一九	六・二九一〇	同
	新庄新田			

楠根村	三島新田	六・七六一	七二・六八三〇	新開池床
	橋本新田	一・三五二六	一〇・八四三〇	池床
	長田新田	〇・二六〇五	二・九〇三〇	池沼床
高井田村	新喜多新田	二八・九八〇九	三〇二・八三〇〇	久寶寺川敷
西六郷村	本庄新田	〇・五二二六	四・七〇九〇	池床
長吉村	川邊新田	八・〇二〇四	五八・五九六〇	平野川敷
孔舎衛村	河内屋南新田	一一・七二四	一三八・七五九〇	深野池床
矢田村	富田新田	一・〇〇〇〇	一一・二五〇〇	天道川敷
天美村	芝油上新田	六・三二二八	一二・一三三〇	平野川敷
瓜破村	東瓜破新田		一一・七一〇〇	落堀川敷
	萬屋新田		六、四六三・三二〇〇	
計		五九三・四九三二	六、四六三・三二〇〇	
北河内郡	住道村	五・四三二二	五五・〇三三〇	吉田川敷
	中村新田	三・二四〇七	三六・九五二〇	深野池床
	横山新田			

郡名	町村名	大字名	反別	石高	備考
東成郡	計	灰塚村新田	三、七〇〇〇	三六、三〇〇	同
		三箇村新田	〇、八二二	九、四三〇	深野池床
		御供田村新田	四、八四〇	五一、七二〇	同
		尼ヶ崎新々田	七、七〇四	七四、五九六	同
		深野南新田	六、二九二	六九五、八七九	同
		深野北新田	九七、三四一	一、〇九一、六八四	同
		深野北新田	五七、七四〇	六五、八四〇	同
		河内屋北新田	四九、〇六〇	五八、〇一五	同
		諸福村新田	七、〇七二	六三、九四〇	同
		三島新田	二九九、二七三	三、四五〇、三三〇	同
東成郡	計	新喜多新田	二七、三七一	二七七、三四三	大和川敷
		布屋新田	三、〇九五	二八、三八七	池沼床
		深江新田	一、五三七	一三、二八五	同
		神路村			
東成郡	計	四條村			
		深野南新田	六、二九二	六九五、八七九	同
		深野北新田	九七、三四一	一、〇九一、六八四	同
		深野北新田	五七、七四〇	六五、八四〇	同
		河内屋北新田	四九、〇六〇	五八、〇一五	同
		諸福村新田	七、〇七二	六三、九四〇	同
		三島新田	二九九、二七三	三、四五〇、三三〇	同
		新喜多新田	二七、三七一	二七七、三四三	大和川敷
		布屋新田	三、〇九五	二八、三八七	池沼床
		深江新田	一、五三七	一三、二八五	同

國名の由来

國名の史上に現はれしは遠く太古にあり、即ち日本書紀神武天皇の條に「戊午年三月丁卯朔丙子、湖流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津」と見ゆるもの是れなり。其の國名を河内といへるは、河の西北を繞れるより起れりといふ。上古にありてはまた凡河内の名あり、一に大河内に作れるもあり。凡河内は古事記に「天津日子根命者、凡河内國造祖」と見え、國造本紀には「橿原朝、以彥已蘇保里命當凡河内國造」と見ゆるもの是なり。其の單に河内と稱するに至りしは、元明天皇の御宇に國郡の名を二字と定め給ひし後のことならん。河内は和名抄に加不知と訓せり、加波宇治の波の字を詰めたるものにして、今の加波知と呼べるはまた其の訛なり。もと和泉と一國たりしが、元正天皇の靈龜二年四月甲子、大鳥・和泉・日根の三郡を割き、和泉監を置かれて和泉は當國より分れ、ついで聖武天皇

郡名	町村名	大字名	反別	石高	備考
泉北郡	計	城東村	〇、八〇四	六、四二〇	大和川敷
		依羅村	五、〇六九	二〇、二七九	池沼床
		南北百濟村	五、八七二	五七、七二〇	天道川敷
		桑津村	八、六〇三	九二、三〇〇	新開池床
		榎村	五三、三五二	四九四、二七八	
		花田新田	六、八一五	六、八一〇	池沼床
		五箇莊村			
		合計	一、〇五五、三〇三	一、三三九、〇七〇	

の天平十二年八月甲戌和泉監を河内に併せられしも、孝謙天皇の天平寶字元年五月乙卯舊に依りて國を分ち國司を置かれて獨立し、以後また變動なし。而して延喜式及び和名抄に見ゆる郡名は、錦部・石川・古市・安宿・高安・河内・讚良・茨田・大縣・若江・志紀・交野・澁川・丹比の十四郡なりしも、後丹比は分れて丹南・丹北の二郡となり、丹北は更に八上郡を分ちて十六郡たりしが、明治二十九年四月一日石川・錦部・八上・古市・安宿部・丹南の六郡及び志紀郡の内道明寺村・小山村・柏原村・太田村・志紀村を合して南河内郡と爲し、丹北・大縣・高安・河内・若江・澁川の六郡及び志紀郡の内三本本村を合して中河内郡と爲し、茨田・交野・讚良の三郡を合して北河内郡と爲せしかば、今の如く三郡となれり。往時にありては喜連村は伎人郷として萬葉等にも見え、當國の内なりしも、貞觀四年の頃には已に攝津の所屬となりしが如し。中世國境郡界の紛亂するに及び、もと和泉國大鳥郡に屬せし日置・直尻の兩村、攝津國住吉郡住道郷及び南花田村は當國に轉入し、讚良郡に屬したる南田原・北田原の兩村は、大和國添下郡に轉出し、攝津國東成郡千林村も當國茨田郡の内たりしならん。明治七年八月四日攝津國西成郡北大道村・橋寺村・同村新田・南大道村の地先六町壹反七畝貳拾歩貳厘の地を茨田郡守口町に、同國島上郡磯島村を交野郡に編入し、同三十五年四月一日北河内郡今津村は攝津國東成郡榎本村に合併せられて當國を去り、同年七月七日北河内郡諸堤村の壹町壹反九畝貳拾五歩は同國榎本村に轉出し、同榎本村の内壹町壹反壹畝拾貳歩を北河内郡諸堤村に編入せらる。而し

て其の他國內各郡の間に於て村里の交互轉換せしものは、各郡の條に記する所の如し。

神武天皇の彥已蘇保里命を以て、凡河内國造と爲し給ひしもの當國に於ける國司の濫觴なれども、其の國司の名稱となりて現はれしは、白鳳元年七月に河内國司守來目臣鹽籠の名の見えしもの是れ其の初めなり。國府のありし所は舊志紀郡の國府にして、國司の官舎は同地に存し、代々の長官は其の跡に就きしかば、同地は久しく當國に於ける中樞となりて國府の地名を爲せり。而して國司の氏名は悉くは詳ならざれども、守來目臣鹽籠の後は大寶二年七月大石王河内守に任せられし以來、慶雲四年五月に多治比真人水守、和銅元年三月に石川朝臣石足、養老元年四月に賀茂朝臣吉備麻呂、同六年三月に阿倍朝臣廣庭和泉との兼なり、天平十四年に大伴宿禰祐志備、同十八年に大伴宿禰古德斐、天平寶字三年に紀朝臣飯麻呂、同四年正月に仲真人石伴、同七年正月に阿倍朝臣毛人、神護景雲二年に石上朝臣息繼、同三年七月に藤原朝臣雄田麻呂之に任せられしが、同年十月由義宮を以て西京とせらるゝに及び、國司を罷めて河内職を置かれ、藤原朝臣雄田麻呂は河内大夫に昇任せしめらる。然るに翌寶龜元年八月復た職を廢して司を置かれ、紀朝臣廣庭の河内守となりし後は、同五年四月に紀朝臣廣能、同六年九月に佐伯宿禰國益、同十年九月に佐伯宿禰眞守、延暦四年正月に巨勢朝臣苗麻呂、同七年正月に大伴宿禰蓑麻呂、同九年三月に大伴宿禰弟麻呂兼、同十六年二月に廣庭王兼、大同元年正月に百濟王鏡仁、同三年五月に紀朝臣貞成、弘仁二年正月に紀朝臣南麻呂、承和四年九月に藤原朝臣常道、同十年正月に



丹辨真人外成、同年二月に清原朝臣遠賀、嘉祥二年正月に藤原朝臣正世權、仁壽元年正月に藤原朝臣正世、同三年正月に藤原朝臣秀雄、齊衡元年五月に笠朝臣豐興、天安元年十一月に滋野朝臣善根權、同二年正月に滋野朝臣善根、同年三月に淡海朝臣豐庭權、貞觀元年二月に大枝朝臣直臣、同三年正月に藤原朝臣秀雄、同五年二月に高丘宿禰百興、同六年正月に蕃良朝臣豐持、同七年正月に平朝臣房世權、同九年正月に平朝臣房世、同年に在原朝臣善淵權、同十一年正月に紀朝臣直丘、元慶二年正月に安倍朝臣房上、仁和二年正月に安倍朝臣宗行之に任せらる以上六國、其の後は寛平年中に藤原斯繁あり、延喜年中に藤原忠時あり、其の後に紀淑人・紀淑信・藤原村雄・紀淑行・大江澄景・大江景理・紀章經・源公則・源賴光あり、永觀年中に藤原方正あり、其の後に高階惟章・源賴信・源清敏・源賴義・清原賴隆・藤原則忠・橘光綱・藤原公經・藤原中清・藤原爲資・藤原宣實・源義家・源義綱・源沃・藤原親國・紀久任・源久隆・藤原經國・藤原伊賴・藤原基綱・藤原經能・源義忠・藤原資經・源季範・津守宣基あり、保元年中に藤原家行あり、其の後に藤原家廣・藤原隆宗・藤原爲俊・源義成・藤原資兼・源光遠・藤原光兼あり、治承年中に藤原宗良あり、其の後に藤原信繼あり、壽永年中に藤原敦綱あり、元曆年中に源仲兼あり、建久年中に高階泰經あり、正治年中に藤原秀康あり、承元年中に藤原秀能あり、其の後に平保業・源光行・藤原朝房あり以上河内、志に依る。然るに建武二年に至り楠正成は當國の守護に任せられしが、南風の競はざるに及び足利義滿は畠山義深を當國の守護と爲し、其の子基國は高屋城を築き、守護代を置きしが、其の子滿

家を經て滿家の子持國に至り、二子政長・義就の兄弟牆に闘き家臣も黨を分ちて互に仇讐を事とし、政長の孫植長終に當國を取り、再傳して高政に至る。是れより先三好氏は攝津・和泉及び當國を攻めて勢を加へ、長慶は攝津の芥川城にありしが、高政之と戦ひて敗れ、永祿三年十月出で、降りければ、當國は悉く三好氏の併有する所となる。同十一年九月織田信長の足利義昭を擁して攝州に入るに及び、當國は二分せられて其の半國は畠山高政に、他の半國は三好義次に與へられしが、義次は天正元年十一月信長に滅ぼされ、高政の子昭高は家臣遊佐の耶黨に殺され、遊佐等は天正三年四月八日信長に攻められて、信長の統一する所となる。同十年信長滅びて豊臣秀吉の支配せる所たりしも、元和元年同氏亡び、徳川氏に至りては其の直管地は代官をして支配せしめ、國內に丹南・狭山の兩藩を置き、他は國外に於ける各藩・麾下・堂上家・社寺等に分領せしめ、また役知に充てたるもあり、攝・泉と同じく各領各管は大牙交錯し、封境の變換・役知の轉屬は頻りに行はれて其の末造に至れり。而して其の末造に於ける當國の惣石高は貳拾九萬參千貳百貳拾四石參斗九合六勺五才にして、各領各管は左記の如くに分布せり。

幕末に於ける各領各管の分布

區別	氏	名	石
丹南郡	高木主水正正坦	石川郡	石
		錦部郡	石
		古市郡	石
		安部郡	石
		丹南郡	五、八、五、石
		八上郡	石
		志紀郡	一、一、五、石
		丹北郡	一、一、五、石
		大縣郡	石
		計	九、一、七、石

區別	氏名	石川郡	錦部郡	古市郡	安宿郡	丹南郡	八上郡	志紀郡	丹北郡	大縣郡	計
狹山藩	北條相模守氏恭	一、九五一	〇、五六四	七、六二	四、九七九	三、七二七	一、八三三	二、一六六	八、九〇	三、八〇	八、五九〇
伯太藩	渡邊丹後守章綱	一、三三三	一、三三三	五、三五〇	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
小田原藩	大久保加賀守忠禮	一、七〇八	六、六〇〇	六、六〇〇	七、七〇	二、九〇七	九、九一	三、六九一	二、三二六	四、八一〇	二、〇五三
高德藩	戸田土佐守忠至	六、九七〇	五、九七〇	七、七〇	五、九〇	四、三三三	六、四四四	九、九一	九、一四〇	四、八一〇	一、五五〇
沼田藩	土岐山城守頼知	六、九七〇	五、九七〇	七、七〇	五、九〇	四、三三三	六、四四四	九、九一	九、一四〇	四、八一〇	一、五五〇
下館藩	石川若狹守總管	六、九七〇	五、九七〇	七、七〇	五、九〇	四、三三三	六、四四四	九、九一	九、一四〇	四、八一〇	一、五五〇
館林藩	秋元但馬守禮朝	一、〇〇八	六、三三六	六、三三六	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
勝所藩	本多主膳正康稷	一、〇〇八	六、三三六	六、三三六	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
神戸藩	本多伊豫守忠貫	三、三三三	三、三三三	五、三五〇	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
淺尾藩	蒔田相模守廣孝	一、九二五	六、三三六	六、三三六	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
代官	内海多次郎	一、九二五	六、三三六	六、三三六	七、七〇	二、一七三	三、八〇〇	一、五一一	三、七〇〇	三、六五六	三、六五六
代官	多羅尾織之助	二、七八	四、九〇〇	四、九〇〇	五、九〇	一、四五六	一、六三四	一、六三四	四、四〇七	二、七〇	九、二三八
代官	木村宗右衛門	六、五七六	八、九二〇	八、九二〇	九、九一	三、三三三	四、四四四	五、五五五	六、六六六	七、七七七	六、五七六
代官	小堀數馬	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八	一、七七八

堂上	久我家	〇、〇〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇
堂上	久我家	〇、〇〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇
磨下	石川楨之助	二、四七二	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	甲斐庄帶刀	二、五五六	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	水野但馬	一、一〇三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	小出主水	一、〇一〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	三好時之助	六、七〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	土岐峰次郎	五、〇一〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	永井庄九郎	一、一〇三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	竹中鐘五郎	一、一〇三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	片桐鑑三郎	三、五七六	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	堀田五郎左衛門	三、五七六	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	戸田鑑之丞	五、三三三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	石丸時太郎	四、九〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	仙石松溪	一、三三三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
同	壺井神社	一、三三三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇

第三篇 國都市町村志 第二章 河内國





氏名	高安郡	河内郡	若江郡	澁川郡	茨田郡	交野郡	讚良郡	計	備考
眞觀寺							八〇〇〇	一八、八〇〇〇	
養源院							三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
泉涌寺							三、九〇〇	三、九〇〇	
合計	五、九七二	一、六〇五	四、一八六	三、三三〇	六、一三三	三、三〇〇	三、四九二	三、四九二	
合計	五、五三〇	四、〇七二	五、五三三	一、九七三	九、六四四	九、〇〇五	六、四九二	一、三三三	三、九〇五

備考 氏名の上に・印を附したるは兩表に掲出せしものなり、故に此の分は最終欄に兩表の合計石高を記載す。

京都守護職松平肥後守容保・同所司代松平越中守定敬の役知、及び代官内海多次郎・同齋藤六藏・同小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右衛門の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、其の内代官小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右衛門の支配地は、同人等に各當分預けと爲し、京都守護職・同所司代の役知、及び代官齋藤六藏の支配地は、北條相模守の當分取締に屬したるも、代官齋藤六藏の舊支配地は、當分取締を解かれて同年三月一日兵庫裁判所の支配となる。また代官内海多次郎の支配地は同年二月大阪裁判所農局の支配に移りしが、同五月二日大阪府司農局に改まり、ついで社寺領は同月十日、元代官齋藤六藏の舊支配地は兵庫縣より同月二十三日、堂上家領と戸田鑑之丞の采地を除きたる以外の麾下の采地は同月二十四日、元代官小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右

各領各管の  
大阪府に統  
轄せられた  
る徑路

區畫の變遷

衛門の當分預所は、其の當分預けを解かれて同年六月二十二日、北條相模守の當分取締たる元京都守護職・同所司代の舊役知は、また其の當分取締を解かれ、大久保加賀守忠禮の領地は沒收せられて、同月何れも同司農局の支配となりて、同年七月北司農局に屬す。同年十月麾下戸田鑑之丞の采地は宇都宮藩の預所となる。同二年正月二十日北司農局の支配地は河内縣の管轄に轉ず。同年六月諸藩は版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び丹南・狭山・伯太・高槻・高徳・沼田・下館・館林・膳所・神戸・淺尾・淀・岡田・小泉・加納・西大路・郡山・宇都宮十八藩の管治たり。然るに河内縣は同年八月二日、狭山藩は同年十二月二十六日、共に廢せられて其の管地は堺縣の管轄となりしが、同三年二月二十七日堺縣管地石川・錦部兩郡の内、貳萬參千九百壹石貳升壹台貳才の地は五條縣の管轄に轉じ、同年三月十九日高徳藩の支配地及び宇都宮藩の預所、同四年十二月高槻藩の預所は復た共に堺縣の管轄となる。同年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺縣・五條縣及び新置の丹南・伯太・沼田・下館・館林・膳所・神戸・淺尾・淀・岡田・小泉・加納・西大路・郡山十六縣の管治たりしが、同年十一月十五日岡田・淺尾・館林・沼田・下館の五縣は廢せられて、岡田・淺尾兩縣の管地は深津縣、館林縣の管地は柘木縣、沼田縣の管地は群馬縣、下館縣の管地は茨城縣の當分管轄に移り、同月二十二日の大改革に依り、當國全部初めて堺縣の統管する所となる。依て同縣は翌五年二月區畫を制定して當國の全部を三十九區に分ち、同七年一月二十二日大小區を制定して國內を三大區十五小區に

分ち、四月十三日小區内には更に番組を置きけり。同九年十二月七日小區内に於ける番組を廢し、同十三年四月十四日郡區編成法に依り、三郡役所即ち石川・錦部・古市・八上・安宿部・丹南・志紀の七郡を聯合して古市郡役所(後、石川外六郡役所と稱す)、丹北・高安・大縣・河内・若江・澁川の六郡を聯合して八尾郡役所(後、丹北外五郡役所と稱す)、茨田・交野・讚良の三郡を聯合して枚方郡役所(後、茨田外二郡役所と稱す)を置き、同月二十三日町村を十九聯合に分ちしが、同十四年二月七日堺縣廢止せられて大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日同府は毎町村制に改めて例外を置き、同十六年二月二十八日町村の聯合又は分離を許し、同十七年七月一日戸長役場管理區域を定め、百二十九箇の戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

延喜主稅式に依れば、當國の正稅公廩は各拾四萬九千四百七拾束・國分寺料一萬束・文珠會料貳千束・修理池溝料貳萬束・堤防料壹萬束・急救料六萬束と見え、和名抄には田四萬壹千參百參拾九町四反壹百六拾歩にして、正公各拾四萬九千四百七拾七束・本稻參拾九萬八千九百四十六束・雜稻拾萬貳千束と記し、見稻簿には米貳拾六萬參千壹百七拾八石零六升八合と載せ、江源武鑑に天文二十二年將軍足利義輝の日本國中に於ける知行の員數を知らんと欲して、高木光資・上野晴時の二人をして之を改めしときの石高を貳拾四萬貳千五百石とし、豐臣氏の檢地目録には貳拾四萬貳千五百石とし、天保石高帳には貳拾九萬參千百拾八石五斗八升七合貳勺とせり。而して徳川氏の末造に於ける現在各郡の

租稅・石高  
反別・人口

舊石高及び其の後の反別人口等は左の如し。

郡別	舊石高	明治七八年改行町制施行時 正有租地反別一日現在人口	明治九年一月町制施行時 反別當寺の人口	大正元年三月大正元年五月 末日現在反別末日現在人口	大正九年十一月 日開墾調査人口
南河内郡	1,000,000	1,111,711	1,111,711	1,111,711	1,111,711
中河内郡	1,150,000	1,111,711	1,111,711	1,111,711	1,111,711
北河内郡	1,150,000	1,111,711	1,111,711	1,111,711	1,111,711
河内國	1,150,000	1,111,711	1,111,711	1,111,711	1,111,711

備考 已記明治初年に於ける各領石高の貳拾九萬參千貳百貳拾四石參斗九合六勺五才に比して、五百六拾八石參斗參升九合を減ずるは、北河内郡に於て減ずる所あるに依る。

### 第一節 南河内郡

位置 境界 面積 地勢 山川

本郡は河内國の南部に位し、東は大和國北葛城・南葛城・宇智の三郡に界し、南は紀伊國伊都郡に接し、西は和泉國泉北郡に隣り、北は中河内郡に連り、其の大和との境には金剛・葛城の峻峯高く聳え、紀州との界には紀伊見峠・藏王峠の諸峯あり。泉北郡との間には丘陵巒嶺し、中河内郡との間には大和川ありて犬牙交錯せり。二十方里九分四厘の面積を包容し、地勢は東南西に高く、中央は僅に平夷にして北に開け、中央に石川を通ず。故に諸川は東除川・西除川を除くの外は、悉く同川に注げり。東除・西除の兩川は共に源を狭山池に發し、東除川は惠我村大字大堀に至り、西除川は泉北郡五箇莊村大字北花田に至りて共に大和川に注げり。而して石川は源を高向村に發して西條川と呼び、長野町に至りて三日市川を併せ、初めて石川の名あり。漸次北流するに従ひ、佐備川・東條川・梅川・飛鳥川等の諸川を入れ、玉手村大字片山と道明寺村大字船橋の間に至りて大和川に合す。石川は日本書紀仁德天皇十四年の條に「掘大溝於感玖、乃引石河水而潤上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦四處郊原、以墾之、得四萬餘頃之田」と見ゆる石河即ち是れにして、其の經る所に依りて餌我川・片足羽川・博多川等の異名あり。

大郡の設置

續後洽 石川のあはに契る夜むすひ置し花田の帶のうつりやすきは

後鳥羽院 下野

本郡は明治二十九年四月一日石川・錦部・古市・安宿部・丹南・八上の六郡、及び志紀郡の内道明寺村・小山村・太田村・志紀村(他の一部なる三木本村に中河内郡に入る)を以て一郡を置かれたるものなり。郡名は蓋し河内國の南部に位置せるより名づけられしものなるべし、故に合併當時に至れるまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

#### 石川郡

當郡は和名抄に「以之加波」と訓せり、中世には一時東條郡とも呼びしといふ。石川氏の居りし所なり、石川氏は姓氏錄左京皇別に「石川朝臣孝元天皇皇子彦太忍信命之後也」と見ゆるもの是れなり。彦太忍信命の孫は武内宿禰にして、武内宿禰の子に蘇我石河宿禰あり、日本書紀には單に石川宿禰とせり、其の石川を稱するに至りしは、三代實錄陽成天皇元慶元年の條に「十二月廿七日右京人前長門守從五位下石川朝臣木村改石川賜姓宗岳朝臣、木村言始祖大臣武内宿禰男宗我石川生河内國石川別業、故以石川爲名、後賜宗我大家爲居、因賜姓宗我宿禰」と見ゆるが如く、石川郡に居りしに依る。日本書紀敏達天皇十三年の條に「馬子宿禰亦於石川宅修治佛殿」と見ゆれば、同氏は久しき年代に亘りて當郡に居りしものならん。而して石川の地名は石川の流に因み、石川は日本書紀仁德天皇十四年の條に「掘大溝於感玖乃引石河水而潤上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦四處郊原以墾之得四萬餘頃之田」と見

えし以來、其の名は史上に散見せるも、郡名となりて現はれしは、續日本紀文武天皇慶雲三年五月の條に、「丁巳河内國石川郡人河邊朝臣乙麻呂獻白鳩」と見ゆるもの是れ其の初めならん。和名抄に、佐備・紺口・雜居・大國の四郷を載せ、後、磯長郷・山田郷・赤坂郷・大伴郷・千早郷・甘南備郷・岐子庄等の名あり。中古郡界の紛亂に依り、大黒村は古市郡に轉出す。明治五年二月には富田林村・毛人谷村・新堂村・中野村・喜志村・新家村・南大伴村・北大伴村・板持村・山中田村・南別井村・北別井村・大ヶ塚村・東山村・山城村・一須賀村・太子村・葉室村・春日村・山田村・畑村・南加納村・北加納村・白木村・平石村・寺田村・弘川村・上河内村・下河内村・持尾村・中村・馬谷村・芹生谷村・神山村・寛弘寺村・森屋村・水分村・三河原邊村・桐山村・川野邊村・中津原村・吉年村・小吹村・東阪村・千早村・龍泉村・甘南備村・佐備村の四十八ヶ村たりしが、同八年五月九日南別井・北別井の兩村を合併して別井村、南加納・北加納の兩村を合併して加納村、同十八年九月三日喜志・新家の兩村を合併して喜志村と改稱したる爲め、三ヶ村を減じて四十五ヶ村となり、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、左記の如く十三ヶ村・四十四大字となれり。

- |      |                                       |     |                                   |     |                                   |
|------|---------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 富田林村 | <small>富田林<br/>毛人谷</small>            | 新堂村 | <small>新堂<br/>中野</small>          | 喜志村 |                                   |
| 大伴村  | <small>南大伴・北大伴・板持・<br/>山中田・別井</small> | 石川村 | <small>大ヶ塚・東山・<br/>山城・一須賀</small> | 磯長村 | <small>太子・葉室・<br/>春日</small>      |
| 山田村  | <small>山田</small>                     | 白木村 | <small>白木・加納・<br/>平石・寺田</small>   | 河内村 | <small>上河内・下河内・<br/>弘川・持尾</small> |

領主及び石高

徳川氏時代に於ては各藩領・麾下の采地・代官支配地・其の他役知等に分屬せしめ、轉封變換頻りに行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡石高は、貳萬五千壹百六拾參石九斗七合にして、各領管は左記の如くに分布せり。

下館藩石川若狭守總管領 六千九百拾五石五斗貳升七合

- |      |              |       |              |
|------|--------------|-------|--------------|
| 白木村  | 壹千九拾七石七斗五升   | 中村    | 壹千貳百九石壹斗四升   |
| 馬谷村  | 六拾參石四斗九升     | 上河内村  | 貳百四拾貳石貳斗七合   |
| 水分村  | 五百四拾六石參斗參升四合 | 二河原邊村 | 壹百六拾壹石七斗貳升   |
| 桐山村  | 參百四拾五石參斗九升參合 | 吉年村   | 四拾四石七斗六升九合   |
| 東坂村  | 四百參拾七石五斗八升參合 | 中津原村  | 貳百貳拾貳石五斗壹升貳合 |
| 千早村  | 壹百壹石八斗       | 甘南備村  | 四百五石七斗五升五合   |
| 小吹村  | 貳百五拾參石參斗九升   | 龍泉村   | 參百參拾八石五升五合   |
| 寛弘寺村 | 四百參拾九石七斗五升七合 | 南加納村  | 參百六拾七石五斗七升七合 |
| 北加納村 | 貳百拾七石壹斗貳升    | 平石村   | 四百貳拾壹石壹斗七升五合 |



小田原藩大久保加賀守忠禮領 壹千七百八石六斗四升六合

南別井村 貳百四拾六石壹斗六升八合

北別井村 貳百六拾七石壹升貳合

山中田村 四百五拾四石四斗壹升貳合

一須賀村 七百四拾壹石五升四合

膳所藩本多主膳正康稷領 壹千八石貳斗九升七合

佐備村 壹千壹石貳升貳合

龍泉村 七石貳斗七升五合

代官内海多次郎支配地 壹千九百貳拾五石六斗參升參合

喜志村 壹千八百貳拾六石六斗九升四合

富田林村 九拾八石九斗參升九合

代官木村宗右衛門支配地 六千五百七拾八石八斗九升貳合

太子村 壹千六百拾四石貳斗貳升貳合

山田村 壹千四百貳拾石五斗七升四合

春日村 七百參拾八石九升貳合

大ヶ塚村 七拾七石九升

山城村 四百八拾壹石七斗四升

森屋村 七參拾七石參升四合

神山村 四百五拾六石壹斗壹升四合

川野邊村 壹百五拾七石九斗貳合

芹生谷村 貳百拾六石壹斗八升參合

甘南備村 參百參拾貳石壹升九合

寛弘寺村 參百四拾七石九斗貳升貳合

代官多羅尾織之助支配地 貳千七百八石四斗九升貳合

新家村 參百貳拾貳石八升參合

新堂村 壹千七百貳拾七石六斗參升

中野村 六百五拾八石七斗七升九合

代官小堀數馬支配地 壹千七百七拾六石壹斗參升六合

毛人谷村 六百八拾石貳斗壹升貳合

北大伴村 五百八拾貳石五斗壹升九合

南大伴村 貳百五拾四石八斗四升參合

板持村 貳百五拾八石五斗六升貳合

麾下石川横之助采地 貳千四百七拾壹石七斗壹升四合

東山村 四百八拾五石六斗九升八合

寺田村 四百九拾九石參斗四升壹合

弘川村 拾七石

下河内村 參百九拾四石八斗貳升

持尾村 參百八拾七石五斗

畑村 參百五拾四石參斗貳升

葉室村 參百參拾參石參升五合

叡福寺領 七拾石五斗七升

太子村 六拾壹石貳升貳合

春日村 九石五斗四升八合

各領地の統  
一及び區畫  
の詳盡

代官支配地は明治元年の初の御料となりて、木村・小堀・多羅尾三代官の支配地は同人等に常分預けとなり、同内海多次郎の支配地は同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、ついで叡福寺領は同月十日、麾下石川横之助の采地は同月二十四日、元代官木村・小堀・

多羅尾の舊支配地は、其の當分預けを解かれて同六月二十二日、小田原藩領も沒收せられて同月何れも同司農局の支配地に入り、同七月南司農局に屬せしが、同司農局支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄となる。同年六月諸藩は版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び下館・膳所兩藩の管治たり。然るに同年八月二日河内縣の管地は堺縣の管轄に轉じ、同三年二月二十七日其の幾部は更に五條縣の管轄となる。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、五條・下館・膳所三縣の管治たりしが、同年十一月十五日下館縣の管地は茨城縣の當分管轄に移り、同月二十二日の大改革に依り全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第二十七區より第二十九區迄の三區に分たれ、同七年一月二十二日には第一大區に屬し、同四月十三日二小區内の八番乃至十番組、四小區内の二番組・六番組、六小區内の一番乃至七番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所(後、石川外六郡役所と稱す)部内に入り、同月二十三日郡内を二聯合に分ち、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には四十六ヶ村は獨立し、二ヶ村は例外に依りて一聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十三の戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

## 錦部郡

當郡は和名抄に「爾之古里」と訓じ、一に錦織に作れり。日本書紀仁德天皇四十一年の條に、百濟

王の孫なる酒君は石川の錦織首許呂斯の家に匿れしこと見え、錦織氏の居りし所なり。錦織氏は姓氏錄河内國諸蕃に「錦部連三善宿禰同祖百濟國連古大王之後也」と見ゆるもの是れなり。續日本紀稱德天皇天平神護元年十二月乙巳、河内國錦部郡人從八位上錦部毗登石次・正八位下錦部毗登大島・大初位下錦部毗登眞公・錦部毗登高麻呂共二十六人賜姓錦部連と見ゆるは其の裔なりと知るべし。郡名は續日本紀文武天皇三年三月甲子、河内國獻白鳩、詔免錦部郡一年租役、又獲瑞人犬養廣麻呂戶給復三年、又赦畿内罪徒已下と見ゆるもの是れ其の初めならん、和名抄に餘戸・百濟の二郷を載せ、後新居郷・板持郷・加賀田郷・山田郷、及び高向莊・甲斐庄等の名あり。明治五年二月には錦郡村・錦郡新田・伏山新田・新家村・甲田村・甘山村・加太新田・彼方村・板持村・横山村・伏見堂村・嬉村・市村・市村新田・向野村・長野村・古野村・野村・惣作村・西代村・原村・上原村・高向村・日野村・瀧畑村・小山田村・下田村・天野山・上田村・三日市村・喜多村・小鹽村・片添村・加賀田村・石佛村・新町村・唐久谷村・天見村・清水村・上岩瀬村・下岩瀬村・流谷村・鬼住村・寺元村・觀心寺村・河合寺村・鳩原村・太井村・小深村・石見川村の五十ヶ村たりしが、同五年十月寺元・觀心寺の兩村を合併して寺元村、同八年五月九日上岩瀬・下岩瀬の兩村と合併して岩瀬村、同十六年六月二十三日野・惣作の兩村を合併して野作村と改稱し、同十九年四月十七日新町村を廢して石佛村に合併したる爲の四ヶ村を減じて四十六ヶ村となり、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、左記の如く十一ヶ村・

四十六大字となれり。

- 甘山村 新家・甲田・甘山・加太新田
- 市新野村 市・市村新田・向野
- 天野村 小山田・下里・天野山
- 天見村 天見・清水・岩瀬・流谷
- 川上村 鬼住・寺元・河合寺・越原・太井・小深・石見川
- 錦郡村 錦郡・錦郡新田・伏山新田
- 長野村 長野・吉野・野代・西代・原・上原
- 三日市 上田・三日市・喜多・小鹽・片添
- 川上村 鬼住・寺元・河合寺・越原・太井・小深・石見川
- 彼方村 彼方・板持・横山・伏見堂・嬉
- 高向村 高向・日野・瀬畑
- 加賀田村 加賀田・石佛・唐久谷

徳川氏時代に於ては各藩領・麾下の采地・寺院領・其の他代官支配等に分屬し、轉封變換頻りに行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡石高は壹萬八千貳百六石壹升壹勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

高領主及び石

狭山藩北條相模守氏恭領 壹千九百五拾壹石五升六合四勺

- 錦郡村 參百五拾八石四斗八升
- 甘山村 六拾參石壹斗四升八合六勺
- 嬉村 貳百拾九石六斗
- 河合寺村 壹百五拾四石八斗壹升四合
- 向野村 壹百六拾參石壹斗參升八合壹勺
- 鳩原村 貳百貳石五升
- 錦郡新田 五拾壹石四斗四升八合
- 加太新田 貳拾五石五斗六升七合七勺
- 瀧畑村 貳百參拾壹石五斗六升
- 彼方村 九拾七石八升
- 小鹽村 貳百八石四斗六升
- 太井村 八拾六石九升

小深村 四拾六石六斗貳升

石見川村 四拾參石

膳所藩本多主膳正康稷領 六千參百貳拾六石七斗七升四合

- 小山田村 五百八拾七石參斗參升七合
- 下里村 四百八拾四石七斗四升參合
- 下岩瀬村 壹百貳拾八石六斗貳升六合
- 彼方村 五百四石八斗四升
- 上原村 五百七拾貳石貳斗貳升貳合
- 市村新田 六百拾八石參斗壹升貳合
- 石佛村 貳百貳拾貳石五斗貳升
- 向野村 壹百參石五斗六升貳合
- 新町村 五拾四石五升
- 片添村 貳百八拾七石八斗貳升四合
- 鳩原村 拾九石五斗六升七合
- 小鹽村 八斗九升六合
- 天野山 壹百四拾參石八斗
- 唐久谷村 參拾八石九斗貳升七合
- 喜多村 壹百四拾參石貳升九合
- 上岩瀬村 壹百參拾貳石五斗壹升七合
- 古野村 壹百五拾壹石參斗貳升壹合
- 市村 八百九拾參石四斗貳升
- 惣作村 貳百拾石
- 野村 九拾八石八斗八升
- 三日市村 八拾四石貳斗五升
- 加賀田村 八百拾七石八斗六升四合
- 石見川村 拾七石八斗
- 太井村 拾石
- 觀心寺村 四斗六升七合

神戸藩本多伊豫守忠貞領 參千貳百六拾七石五升壹合五勺

原 村 四百貳拾四石七斗四升五合

日野 村 五百貳拾石五斗參升參合

清水 村 貳百拾貳石五斗四升

流谷 村 壹百貳拾四石六斗

天見 村 貳百拾七石貳斗八升七合

鬼住 村 壹百九拾參石貳斗貳升五合

寺元 村 壹百拾壹石貳斗六升七合

長野 村 貳百拾五石八斗壹升壹合五勺

伏見堂 村 參百參拾七石四斗六升壹合

甲田 村 六百貳拾壹石五斗參升六合

新家 村 貳百貳石四斗貳升九合

板持 村 八斗

小深 村 拾五石貳斗八升四合

甘山 村 六石五斗參升參合

瀧畑 村 六拾參石

代官小堀數馬支配地 壹千貳拾四石壹升壹合

伏山新田 壹百貳拾八石參升貳合

甲田 村 貳百九石九斗八升八合

西代 村 四百貳拾七石參斗七升

三日市 村 貳百五拾八石六斗貳升壹合

麾下甲斐庄帶刀采地 貳千五百六石貳斗六升六合

錦郡 村 壹千參拾參石壹斗

錦郡新田 壹百八拾壹石四斗

高向 村 九百八拾八石四斗貳升貳合

上田 村 壹百九拾七石九斗貳升九合

喜多 村 壹百五石四斗壹升五合

麾下水野但馬采地 壹千壹百六拾石九斗四升六合貳勺

甘山 村 八百參拾九石六斗六升七合六勺

加太新田 參百貳拾壹石貳斗七升八合六勺

麾下小出主水采地 壹千貳拾石壹升

野 村 貳百九石參斗四升四合

板持 村 七百四拾九石六升參合

横山 村 六拾壹石六斗參合

麾下三好時之助采地 六百拾七石八斗九升

高向 村 六拾五石七斗

小山田 村 五百五拾貳石壹斗九升

金剛寺領 參百七石

天野 山 參百七石

觀心寺領 貳拾五石五合

觀心寺 村 貳拾五石五合

各領地の統一及び區畫の變遷

代官小堀數馬の支配地は明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなる。また寺領は同年五月十日、麾下の采地は同月二十四日共に大阪府司農局の支配に移り、同六月二十二日元代官小堀數馬の當分預り所も、其の當分取締を解かれてまた同局の支配に歸し、同七月南司農局に屬せしが、同

司農局の支配地は、同二年正月二十日河内縣の管轄となる。同年六月諸藩は版籍を奉還し知藩事を置かれしかば、河内縣及び狭山・膳所・神戸三藩の管治たり。然るに河内縣の管地は八月二日、狭山藩の管地は同年十二月二十六日共に堺縣の管治に屬せしが、同三年二月二十七日同縣管地の内、舊狭山藩管地を除くの外は五條縣の管轄に轉屬せり。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺・五條・膳所・神戸四縣の管治たりしが、同年十一月二十二日の大改革に依りて、全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第二五六の兩區に分たれ、同七年一月二十二日には第一大區に屬し、同四月十三日二小區内の八番乃至十番組、同五小區内の一番乃至十番組、六小區内の八番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合の内に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には二十六ヶ村獨立し、十二ヶ村は例外に依て六ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十二の戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

古市郡

當郡は和名抄に「不留知」と訓せり、郡に古市郷・古市村あり、往古市場のありし所にして、郡名も是れより起れり。志紀郡の條に記するが如く、往古にありては其の幾部は志紀の内たりしならん。

郡名の史上に現はれしは日本書記雄略天皇九年秋七月の條に「飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也」と見ゆるもの其の初めなるべし。後、續日本紀聖武天皇神龜六年八月の條に「其獲龜人河内國古市郡人无位賀茂子虫授從六位上、賜物總二十疋綿四十屯布八十端大稅二百束」と見ゆる龜は何れの所にて獲られたるかは明ならざれども、其の之を獲たるは當郡の人なれば、龜の獲られたる所もまた當郡たりしにはあらざるか、右京職より獻じたるに、陛下に於かせられては治世の大瑞物と爲し、神龜六年を改めて天平元年と爲し給ふ。和名抄には新居・尺度・坂本・古市の四郷を載せ、後壺井郷の名あり。中世郡界の錯亂に依り、石川郡の大黒村、志紀郡の譽田村、安宿郡の駒ヶ谷村・飛鳥村等の諸村は當郡に入る。明治五年二月には古市村・譽田村・碓井村・輕墓村・駒ヶ谷村・大黒村・通法寺村・壺井村・飛鳥村・西浦村・藏之内村・東坂田村・西坂田村・新家村・廣瀬村の十五ヶ村たりしが、同十三年十月二十六日西坂田・新家の兩村を合併して尺度村と改めし爲め、二村を減じて十四ヶ村となり、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、左記の如く三ヶ村・十四大字となれり。

古市村

古市・譽田・碓井・輕墓

駒ヶ谷村

駒ヶ谷・大黒・通法寺・壺井・飛鳥

西浦村

西浦・藏之内・東坂田・尺度・廣瀬

徳川氏時代に於ては各藩領、社寺領、麾下の采地、代官支配等に分屬し、轉換頻りに行はれて其の未造に至りしが、其の未造に於ける當郡の石高は七千貳百八拾石七斗貳升七合貳勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

狭山藩北條相模守氏恭領 七百六拾參石四斗九升參合九勺

輕墓村 參百八石六斗五升壹合九勺 西浦村 四百五拾四石八斗四升貳合

伯太藩渡邊丹後守章綱領 壹千參百參拾壹石五斗參升五合

藏之内村 壹百六拾八石參升參合 大黒村 參百四拾八石四斗

駒ヶ谷村 四百貳拾石 飛鳥村 參百九拾五石壹斗貳合

下館藩石川若狹守總管領 九百七拾貳石六斗壹合

新家村 壹百貳拾四斗參斗六升七合 西坂田村 壹百六拾九石四斗六升九合

藏之内村 貳百七石七升九合 碓井村 四百七拾壹石六斗八升六合

小田原藩大久保加賀守忠禮領 六百六拾石參斗九升七合

西浦村 六百六拾石參斗九升七合

代官内海多次郎支配地 貳千壹百九拾五石壹斗壹升五合參勺

譽田村 九百拾四石九斗八升九合 古市村 壹千百貳拾四石七斗七升五合參勺

壺井村 七拾七石貳斗五升六合 通法寺村石川新田 七拾八石九升五合

麾下石川楨之助采地 五百四拾九石參斗四升參合

碓井村 壹百六拾六石參斗四升九合 東坂田村 壹百九拾四石五斗

廣瀬村 貳百參拾八石四斗九升四合

麾下土岐家次郎采地 五百壹石貳斗四升貳合

西浦村 五百壹石貳斗四升貳合

麾下永井庄九郎采地 貳拾七石

藏之内村 貳拾七石

壺井神社領 八拾石

壺井村 八拾石

通法寺領 貳百石

通法寺村 九拾參石貳斗參升四合九勺 壺井村 壹百六石七斗六升五合壹勺

各領地の統一及び區畫の變遷

代官内海多次郎の支配地は明治元年の初め御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、社寺領は同月十日、麾下の采地は同月二十四日、小田原藩領は同年六月、共に同司農局の支配に入り、同七月南司農局に屬せしが、同局の支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄となる。同年六月諸藩は版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、河内縣及び狭山・伯太・下館三藩の管治たり。然るに河内縣管地は同年八月二日、狭山藩管地は同年十二月二十六日、共に堺縣の管轄に移れり。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺・伯太・下館三縣の管治たりしが、同年十

一月十五日下館縣の管地は茨城縣の當分管轄に移り、同月二十二日の大改革に依り、全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には安宿部郡と併せて第二十四區に入り、同七年一月二十二日には第一大區に屬して、同四月十二日二小區内の五番乃至六番組、四小區内の二番・三番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日には第一聯合の内たり。同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日の毎町村制には十二ヶ村は獨立し、二ヶ村は例外に依りて一聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、三ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

安宿部郡

當郡はもと飛鳥戸、又は飛鳥部と書し、後安宿に作り、和名抄に「安須加倍」と訓す、後安宿部に作れり。郡名は古事記履仲天皇の段に「故其隼人飲時大鏡覆面、爾取出置席下之劍斬其隼人之頸、乃明日上幸、故號其地謂近飛鳥也」と見ゆる飛鳥に起り、其の飛鳥を負へる飛鳥戸氏の居りしより安須加倍の郡名を爲せり。飛鳥戸氏は姓氏錄河内國諸蕃に「飛鳥戸造出自百濟國主比有王男現伎王也」、又「飛鳥戸造百濟國未多王之後也」と見ゆるものは是れにして、日本後紀嵯峨天皇弘仁三年春正月の條に「河内國人正六位上飛鳥戸造名繼賜姓百濟宿禰」と見ゆる飛鳥戸氏は其の一族ならん。郡名の現はれしは

領主及び石高

日本書紀雄略天皇九年秋七月の條に、飛鳥戸郡人田邊史孫と見ゆるものは是れ其の初めなり。和名抄に賀美・尾張・資母の三郷を載せ、後、飛鳥莊・杜本莊等の名あり。中世郡界の紛亂に依り、駒ヶ谷村・飛鳥村は古市郡に轉出せり。國中最小の郡にして、明治五年二月には玉手村・南圓明村・北圓明村・片山村・國分村の五ヶ村たりしが、同八年五月九日南圓明・北圓明の兩村を合併して圓明村と改稱せし爲め、一ヶ村を減じて四ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く二ヶ村・三大字となれり。

國分村

玉手村 玉手・片山・圓明

徳川氏の治世にありては各藩領・代官支配地・麾下の采地等に轉屬行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は貳千五百八拾四石八斗五升にして、各領管は左記の如くに分布せり。

小田原藩大久保加賀守忠禮領 七百七拾六石五斗五升九合

片山村 參百四拾九石九升參合 南圓明村 壹百八拾貳石五斗八升九合

北圓明村 貳百四拾四石八斗七升七合

代官多羅尾織之助支配地 壹千四百七拾八石貳斗九升壹合

國分村 壹千四百七拾八石貳斗九升壹合

麾下竹中鐘五郎采地 參百參拾石

玉手村 參百參拾石

代官多羅尾織之助の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、廳下竹中鐘五郎の采地は、同年五月二十四日大阪府司農局の支配に移れり。然るに元代官多羅尾織之助の舊支配地も、其の當分預けを解かれて同六月二十二日、小田原藩領も同月、共にまた同司農局の支配に入りて、全部同一管治に歸せり。同七月南司農局に改まり、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管地に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には古市郡と併せて第二十四區に入り、同七月二十二日には第一大區に屬し、同四月十三日四小區内の一番組・二番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合の内に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には四ヶ村共に獨立し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、二ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

丹南郡

當郡はもと丹比郡の内なり、丹比は和名抄に「太知比」と訓せり、後に分れて丹南・丹北の二郡となる、當郡は其の一なり、其の丹南・丹北といへるは對比の稱ならん。而して丹比は日本書紀に見ゆる所にして、古事記には多治比に作れり、即ち日本書紀仁德天皇十四年の條に「作大道置於京中、自南門

各領地の統一及び區畫の變遷

直指之至丹比邑」と見え、古事記反正天皇の段に「水齒別命坐多治比之柴垣宮」と見ゆるものは是れなり。多治比は同記履仲天皇の段に「於是倭漢直之祖阿知直、盜出而乘御馬令幸於倭、故到于多遲比野而寤」と見ゆる多遲比野に同じ、多遲比野といへるは丹比に於ける原野の稱なりしなるべし。古事記傳には丹南郡に野田・東野・野々上・野村・向野・野中など云ふ村名のあるは、多遲比野のなごりなるべしとせり。日本書紀天武天皇元年秋七月の條に「自大津・丹比兩道軍衆多至」と見ゆる丹比道は丹比にありし道にして、同孝德天皇大化五年三月の條に「蘇我大臣既與三男一女俱自經死、由是將軍等從丹比坂歸」と見ゆる丹比坂は丹比に於ける坂を指せるなり。丹比の稱は反正天皇の生れ給ひしとき、多治部を定めて皇子湯浴の邑と爲し給ひしより起り、丹比氏の居りし所なり。丹比氏は姓氏錄右京神別に、「丹比宿禰火明命三世孫、天忍男命之後也、男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇御皇子瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯瓮中、色鳴宿禰稱天神壽詞奉號曰多治比瑞齒別命、乃定多治部諸國爲皇子湯沐邑、即以色鳴爲率令領丹比部戶、因號丹比遂爲姓、其後庚午年依作新家加新家二字爲丹比新家連也」と見ゆるものは是にして、是れより以前に見ゆる丹比の名は史家の後に記せしものなるべし。多比氏に二流あり、一は此の多比氏にして、一は姓氏錄右京皇別に「多治真人、宣化天皇皇子賀美惠波王之後也」と見ゆるものは是れなり。皇別・神別の多比氏居住の所にして、日本書紀孝德天皇二年三月の條に丹比深目あり丹比犬眼あり、共に丹比氏にして、同書天武



天皇十三年冬十月丹比公に姓を真人と賜ひ、續日本後紀仁明天皇天長十年二月多治比真人に改めて姓を丹舞真人と賜へり。而して郡名の現はれしは續日本紀文武天皇四年三月己未道照和尚物化、和尚河内國丹比郡人也と見ゆるものは其の初めにして、和名抄に依羅・三宅・土師・八下・黒山・野中・丹上・菅生・丹下・狭山・田邑の十一郷を載せたるも、分郡の爲め依羅以下の四郷は丹北郡に入り、黒山以下の七郷は當丹南郡の内となる、其の分郡したる年月は詳ならず。中古國郡界の錯亂に依りて、和泉國大鳥郡の内なる日置村、及び志紀郡の内なる藤井寺・岡の兩村は當郡に入る。明治五年二月には藤井寺村・岡村・野中村・今池新田・南島泉村・南宮村・北宮村・西川村・丹下村・伊賀村・伊賀新田・向野村・堀生野新田・野々上村・郡戸村・多治井村・河原城村・野村・檜山村・丹南村・丹上村・眞福寺村・大保村・今井村・黒山村・阿彌村・太井村・南餘部村・北餘部村・平尾村・小平尾村・菅生村・北野田村・南野田村・高松村・丈六村・西野新田・丈六新田・西村・北村・原寺村・田中新田・草尾新田・高松新田・關茶屋新田・菜葉木新田・西山新田・山本新田・大野新田・今熊村・岩室村・池尻村・狭山新宿・半田村・東野村の五十五ヶ村たりしが、同六年狭山新宿を池尻村に、同八年伊賀新田を伊賀村に、同年五月九日今池新田を岡村に、同十七年十一月八日丈六新田を西野新田に合併したる爲め、四ヶ村を減じて五十一ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、丹北郡の島泉・東大塚の二村を加へたる五十三ヶ村を以て、左記の如く十二ヶ村・五十三大字となれり。

- |     |            |     |                 |      |                 |
|-----|------------|-----|-----------------|------|-----------------|
| 長野村 | 藤井寺・野中     | 高鷲村 | 南島泉・南宮・北宮       | 壇生村  | 伊賀・向野・堀生野新田・野々上 |
| 丹比村 | 郡戸・多治井・河原城 | 丹南村 | 西川・丹下・島泉・東大塚    | 黒山村  | 伊賀・向野・野々上       |
| 平尾村 | 野・檜山       | 野田村 | 丹南・丹上・眞福寺       | 日置莊村 | 黒山・阿彌・太井        |
| 大艸村 | 菅生・小平尾     | 三都村 | 大保・今井           | 田中新田 | 南餘部・北餘部         |
| 狭山村 | 草尾新田・高松新田  |     | 野田・南野田・高松       |      |                 |
|     | 關茶屋新田      |     | 丈六・西野新田         |      |                 |
|     | 池尻・半田      |     | 菜葉木新田・西山新田・山本新田 |      |                 |
|     | 東野         |     | 大野新田・今熊・岩室      |      |                 |

高領主及び石  
 文祿三年北條美濃守氏規當國に封せられて治所を狭山村に置き、元和九年高木主水正正次また當國に封せられて丹南村に治所を置き、各世襲して郡内の幾部を領し、他は國外諸藩領・麾下の采地・代官の支配に轉換分屬せしめて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は貳萬貳千五百七拾參石貳斗七升八勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- |      |             |      |            |
|------|-------------|------|------------|
| 丹南村  | 六百八拾石壹斗七升   | 太井村  | 五百六拾六石     |
| 黒山村  | 六百八石四斗六升    | 北餘部村 | 五百六拾七石貳斗八升 |
| 南餘部村 | 參百八石        | 北野田村 | 五百七石六斗     |
| 菅生村  | 五百拾五石六斗壹升七合 | 檜山村  | 貳百六拾石壹斗貳升  |
| 野村   | 四百六拾石七斗壹升   | 丹下村  | 壹百拾石壹斗六升壹合 |

西川村 貳百六拾七石參斗

東野村 八拾石四斗七升七合

原寺村 五百四拾參石八斗七升貳合

北村 參百貳拾七石四斗六升貳合

狹山藩北條相模守氏恭領 貳千七百六拾七石壹斗壹升八合參勺

池尻村 壹千壹百拾九石參升四合壹勺

今井村 參百拾六石四斗壹升

郡戶村 四百四拾五石貳斗四升

丹上村 六百拾七石參斗貳升參合

眞福寺村 貳百六拾九石壹斗壹升壹合貳勺

館林藩秋元但馬守禮朝領 四千參百參拾五石九升

原寺村 五拾石

高松村 參百參拾九石貳斗八升四合

丈六村 參百參拾七石五斗四升壹合

丹下村 壹百六拾四石六斗八升壹合

南島泉村 四百七拾七石

西村 九百拾五石參斗九升七合

柴萁木新田 五百六拾七石六斗八升九合

南野田村 參百參拾九石九斗

東野村 五百八拾貳石五斗貳升參合

大保村 貳百貳拾四石七升五合

向野村 參百參拾七石

小田原藩大久保加賀守忠禮領 壹千九百七石四斗貳升貳合貳勺四才

藤井寺村 五百拾參石四斗九升參合

平尾村 參百七拾六石參斗壹升七合貳勺四才

大野新田 五拾參石九斗五升九合

半田村 九百六拾參石六斗五升參合

膳所藩本田主膳正康穰領 參拾參石四斗參升九合

向野村 參拾參石四斗參升九合

代官内海多次郎支配地 五千五石八斗七勺六才

多治井村 六百九拾五石壹斗九升

高松新田 五拾四石七斗參升

關茶屋新田 參拾參石六斗壹升七合

西山新田 拾八石壹斗九升八合

丈六新田 六石四斗貳升五合

北村 七拾石五斗四升四合

岩室村 壹百八拾四石貳升五合

今熊村 參百九拾七石壹升六合

阿彌村 參百八拾八石四斗五升參合

河原城村 五百八拾貳石六斗貳升

野中村 八百貳拾九石七斗四升

伊賀村 四百八拾七石八斗五升五合

殖生野新田 壹百貳拾石四斗參升六合

平尾村 六百拾七石參斗六升七合七勺六才

小平尾村 五百拾九石五斗八升四合

代官多羅尾織之助支配地 壹千六百六拾九石五斗九升五勺

南宮村 參百壹石九斗五升五勺

北宮村 參百拾八石參斗參升八合

野々上村 參百拾石貳斗五升六合

岡村 七百參拾九石四升六合

麾下水野但馬采地 壹千五拾壹石五斗八升壹合

岩室村 壹百貳拾九石九斗七升九合

草尾新田 五百叁石貳斗八升九合

西野新田 壹百貳拾貳石壹升壹合

山本新田 七拾壹石八斗壹升壹合

田中新田 貳百貳拾四石四斗九升壹合

各領地の統一及び區畫の變遷

代官支配地は明治元年の初め新に御料となりて、同多羅尾織之助の支配地は同人に當分預けとなり、また同内海多次郎の支配地は同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、然るに麾下水野但馬の采地は同月二十四日、元代官多羅尾織之助の當分預りは同六月二十二日、小田原藩領も同六月共に同司農局の支配に入りて、同七月南司農局に屬せしが、同司農局の支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄となる。同年六月諸藩返籍の奉還に依り知藩事を置かれて河内縣及び丹南・狹山・館林・膳所四藩の管治たりしも、河内縣の管地は同年八月二日、狹山藩の管地は同年十二月二十六日共に堺縣の管轄となる。依て同四年七月十四日の廢藩置縣に際して、堺・丹南・館林・膳所四縣の管治たりしが、同年十一月十五日館林縣の管地は栃木縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第二十一・第二十二の二區に分たれ、同七年一月二十二日には第一大區に屬し、同四月十三日一小區内の七番乃至九番組、二小區内の二番組・五番組、三小區の四番乃至十番組に入りしも、同九

年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第五及び第七の兩聯合内に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には四十ヶ村は獨立し、十二ヶ村は例外に依りて六聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び十二の戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。  
八上郡

當郡は和名抄に其の名見えす、舊丹比郡の分れて丹南・丹北の兩郡を爲し、丹北郡の更に分れしもの即ち當郡にして、丹比郡より丹北郡に屬したる八下郷は當郡を爲せるなり。然れども其の分置の年紀は詳ならず。中古郡界の錯亂に依り、和泉國大鳥郡の直尻村及び攝津國住吉郡の南花田村は當郡に轉入す。明治五年二月には金田村・長曾根村・菩提村・東大饗村・西大饗村・小寺村・野尻村・石原村・中村・河合村・野遠村・南花田村の十二ヶ村たりしが、同八年五月九日東大饗村・西大饗村の兩村を合併して大饗村と改稱したる爲め、一村を減じて十一ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く三ヶ村・十一字となれり。

金岡村

金田・長曾根

南八下村

菩提・大饗・小寺・野尻・石原

北八下村

中・河合・野遠・南花田

徳川氏の時代にありては代官支配地・各藩領・麾下の采地等に分屬し、轉換して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡石高は壹萬參千七拾八石五斗五升にして、各領は左記の如くに分布せり。

領主及び石高

館林藩秋元但馬守禮朝領 壹萬貳千七百貳拾石七斗八升壹合

長曾根村 貳千五百四拾七石九斗五升參合 金田村 參千貳百參拾九石貳斗貳升五合

野遠村 六百拾貳石六斗八升五合 南花田村 壹千八百四拾九石五斗八升六合

川合村 貳百拾參石八升貳合 中村 壹千貳百拾石貳斗九升七合

小寺村 七百九拾七石六斗七升六合 西大饗村 參百六拾八石五斗六升七合

野尻村 參百八拾九石壹斗六合 菩提村 五百八拾四石壹斗九升參合

石原村 五百石 東大饗村 四百八石四斗壹升壹合

麾下片桐銀三郎采地 參百五拾七石七斗六升九合

河合村 參百五拾七石七斗六升九合

麾下片桐銀三郎の采地は、明治元年五月二十四日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に轉せり。同年六月諸藩は版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、當郡は河内縣及び館林藩の管治たり。同年八月二日河内縣の管地は堺縣の管轄に轉じ、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺・館林兩縣の管治たり。同年十一月十五日館林縣の管地は栃木縣の當分管轄に移り、同月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第二十三區となり、同七年一月二十二日には第一大區に屬し、同四月十三日

各領地の統一及び區畫の遷

三小區内の一番乃至四番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり。同月二十三日第七聯合の内に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には十一ヶ村とも獨立し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、三ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

志紀郡

當郡は和名抄に「之紀」と訓せり、志紀は一に磯城・志幾又は志貴に作れり。古の志幾即ち志幾縣にして、同縣主の居りし所なり。縣主は日本書紀神武天皇二年の條に「弟磯城名黑速爲磯城縣主」と見え、古事記雄略天皇の段に「初天后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内、爾登山望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答曰、志幾之大縣主家」と見え、日本書紀に天武天皇十二年冬十月乙卯朔己未、磯城縣主賜姓曰連と見え、三代實錄に貞觀四年二月廿三日壬戌、河内國志紀郡人外從五位下行木工助兼右大臣家令志紀縣主員成、正六位上行鼓吹佐志紀縣主福主、散位大初位上志紀縣主福依等三人賜姓宿禰、即改本居隸左京職、神八井耳命之後與多朝臣同祖也と見ゆるもの是れなり。古事記景行天皇の段に「故自其國飛翔行留河内國之志幾、故於其地作御陵鎮坐也、即號其御陵謂白鳥之御陵也」と見えて日本武尊の白鳥御陵を志幾の地なりとせるも、日本書紀には「白鳥更飛至河内、留舊市邑」とせり、舊市邑は古市郡古市村にして御陵は其の地にあり。是に依りて見れば往古

に於ける志幾の名は、廣く其の附近に及びしものと知らる。而して其の郡名となりて現れしは、日本書紀崇峻天皇の條に「俱率軍兵從志紀郡到澁川家」と見ゆるもの是れ其の初めなるべし。和名抄に長野・拜志・志紀 田中・井於・邑智・新家・土師の八郷を載せ、後大井郷・國府莊・弓削庄・譽田庄等の名あり。中古郡界の錯亂に依り、譽田村は古市郡に、藤井寺村・岡村は丹南郡に轉出し、延喜式に載せられたる當郡の志紀長吉神社二座は丹北郡長原村に、同樟本神社三座中の一座も同郡木本村にあれば、同長原・木本の兩村は當郡の内にして、又若江郡に載せられたる弓削神社二座中の一座も當郡西弓削村にあれば、西弓削村は若江郡の内たりしものならん。寶永元年新大和川の開鑿に依り同川に中斷せられしかば、地形は變じて同川の南北とよれり。明治五年二月には國府村・北條村・船橋村・道明寺村・大井村・澤田村・古室村・林村・小山村・柏原村・市村新田・太田村・沼村・南木本村・北木本村・田井中村・弓削村・東老原村・西老原村・南老原村・天王寺屋新田・二俣新田の二十二ヶ村たりしが、同八年五月九日東老原・西老原・南老原の三村を合併して老原村と改稱したる爲め、二ヶ村を減じて二十ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、丹北郡の小山・津堂・太田・木本の四ヶ村を當郡に加へたる二十四ヶ村を以て、七ヶ村・二十四大字となりしが、同二十三年四月一日道明寺村と澤田村を合併して道明寺村と改稱せしかば、左記の如く六ヶ村・二十四大字となれり。

道明寺村 道明寺・北條・國府・船橋・大井以上元道明寺村 小山 村 小山・小山(丹北)津堂(丹北)

柏原 村 柏原・市村新田 太田 村 太田・沼・太田(丹北) 三木本村 南木本・北木本・木本(丹北)

志紀 村 田井中・弓削・老原・天王寺屋新田・二俣新田

徳川氏時代にありては各藩・堂上・寺院領、麾下の采地・代官支配等に轉屬して其末造に至りしが、其末造に於ける當郡の石高は壹萬參千壹百拾壹石貳斗六升九合參勺にして各領は左記の如く分布せり。

丹南藩高木主水正坦領 壹千九拾石壹斗貳升八合

東老原村 八百四拾六石九斗六升六合 西老原村 貳百四拾參石壹斗六升貳合

伯太藩渡邊丹後守章綱領 貳千壹百七拾參石貳斗四升八合

大井 村 九百參拾石四斗九升五合 北木本村 貳百六拾六石參斗

國府 村 四百四拾參石壹斗貳升四合 林 村 四百貳拾參石貳升五合

古室 村 壹百拾石參斗四合

沼田藩土岐山城守頼知領 四千八百拾壹石四斗四升

南木本村 九百五拾六石壹斗六升八合 南老原村 四百拾貳石四斗八升

弓削 村 八百六拾壹石貳斗五升貳合 太田 村 壹千六百四拾八石四斗五升六合

澤田 村 四百九拾七石八斗五升六合 沼 村 四百參拾五石貳斗貳升八合

小田原藩大久保加賀守忠禮領 九百九拾壹石六斗四升四合

領主及び石高

市村新田 四百八拾四石五升八合

二俣新田 參百壹石九斗六升

天王寺屋新田 壹百參拾六石壹斗壹升六合

船橋村 六拾九石五斗壹升

代官多羅尾織之助支配地 壹千四百九拾六石九斗貳升壹合七勺

柏原村 壹千壹百七拾壹石貳斗六升

田井中村 參百貳拾五石六斗六升壹合七勺

堂上久我家領 五百石

弓削村 五百石

麾下堀田五郎左衛門采地 五百參拾五石五斗壹升六合參勺

田井中村 五百參拾五石五斗壹升六合參勺

麾下戸田銀之丞采地 九百七拾九石貳斗八升九合

小山村 九百七拾九石貳斗八升九合

麾下石丸時太郎采地 壹百參拾五石壹斗六升七勺

北條村 壹百參拾五石壹斗六升七勺

譽田神社領 貳百石

古室村 貳百石

道明寺領 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺

各領地の統一及び區畫の變遷

道明寺村 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺

代官多羅尾織之助の支配地は明治元年の初の新に御料となりて、同人に當分預けとなる。又社寺領は同年五月十日、堂上家領及び麾下の采地は同月二十四日大阪府司農局の支配となりしが、當分預けとなりし元代官多羅尾織之助の舊支配地も同月二十五日、小田原藩領も同月また同司農局の支配に入り、同七月南司農局に屬せしが、同司農局の支配地は同二年正月二十日河内縣の管轄となる。同年六月諸藩返藉を奉還して知藩事を置れしかば、河内縣及び丹南・伯太・沼田三藩の管治たり。然るに同年八月二日河内縣の管地は堺縣の管轄に轉じ、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺・丹南・伯太・沼田四縣の管地たりしが、同年十一月十五日沼田縣の管地は群馬縣の當分管轄に移り、同月二十二日の大改革に依りて全部初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第十八區に入り、同七年一月二十二日には第一大區・第二大區に分屬し、同四月十三日第一大區二小區内の一番組・三番組・四番組、第二大區一小區内の四番組、三小區内の一番乃至四番組・六番組に入り、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には十四ヶ村は獨立し、六ヶ村は例外に依りて三聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、五ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

かくて石川・錦部・古市・安宿部・丹南・八上・志紀の七郡は五十ヶ村・百九十五大字を爲し來りしが、同二十九年四月一日の廢合改稱に依り、前記の如く志紀郡の三本木村（三ヶ大字）を除きたる地域を以て本郡を置かれたるに依り、本郡は一村三大字を減じたる四十九ヶ村・百九十二大字となれり。然るに同二十九年五月四日長野村を藤井寺村、同二十九年八月四日富田林村を富田林町と改稱し、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同三十二年三月三十日甘山村を川西村、同三十八年五月二十日大艸村を大草村、同四十三年九月一日長野村を長野町、同四十四年九月錦郡村大字錦郡新田を大字須賀と改稱し、大正二年五月一日太田村（三ヶ大字）は中河内郡三本木村に合併して本郡を去り、同四年一月一日柏原村を柏原町と改め、同四年十一月十日小山村を廢して藤井寺村に合併し、同五年四月一日より市新野村を千代田村、同年八月一日より古市村を古市町と改稱せり。依て更に二ヶ村・三大字を減じて四ヶ町・四十三ヶ村・百八十九大字となれり、現在の町村是れなり。見稻簿に依れば石川郡は米貳萬四千九百七拾壹石八斗九升八合、錦部郡は同壹萬五千零六拾五石九斗六升四合、古市郡は同七千參百九拾石壹斗壹升、安宿部郡は同貳千貳百八拾壹石壹斗七升五合、丹南郡は壹萬八千九百五拾壹石參斗八升四合、八上郡は同壹萬壹千七百九拾壹石七斗八升、志紀郡は同壹萬貳千五百六拾七石四斗八升參合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高、及び其の以後に於ける反別等は左に記する所の如し。

石高・反別・人口現在町村別

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
富田林町	七九・五二〇	六六・共〇三	二、四九〇	六八・一四五	二、九九〇	三、五五三	三、六二八
新堂村	二、三六・四九〇	三三・九七二	五、七〇五	五八・四三三	三、二一一	三、八三三	三、七〇九
喜志村	二、一八・七七七	二〇・九一〇	一、八三三	二七・四四七	二、〇二六	二、四三三	二、三三九
大伴村	二、〇〇・五二〇	一九・九七七	一、九七七	二二・五九〇	二、一〇三	二、六九二	二、二〇八
石川村	一、七五・共三〇	一六・一四三	一、〇一一	二九・五七七	二、一五六	二、〇七六	一、八〇一
磯長村	二、七五・九一九	三六・〇五八	一、九四七	四〇・七八二	二、一五六	二、二六六	二、三二六
山田村	一、七四・六九〇	二五・〇七六	一、九一四	二〇・一〇二	一、九七一	二、〇九二	一、八九三
白木村	二、六〇・九六〇	四三・九八八	一、五五六	五二・四四七	一、七六〇	一、九四六	一、六六九
河内村	一、〇三・一七〇	一六・九二六	一、〇四五	三三・〇三五	一、一三三	一、七四五	一、〇三六
中村	二、七三・六〇〇	三三・三二二	一、八九〇	二六・三三二	二、二二六	二、九八八	二、五九二
赤阪村	一、九六・五八〇	八五・一〇〇	一、七三六	八〇・〇九二	一、八七七	二、一六四	二、〇〇九
千早村	一、〇〇・〇四〇	五七・四〇一	一、七七一	四三・九七二	二、〇八九	二、八五一	二、二一一
東條村	二、〇〇・一三〇	三三・三三三	一、六六七	三六・九三二	一、八三二	二、〇四五	一、八六六

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
川西村	二,二〇〇・四〇五	四〇七・五五〇八	一,五五元	四九〇・五三三	一,六七三	一,八三三	一,九四九
錦郡村	一,七五五・四〇〇	二〇八・九〇三	一,三三三	二二九・四六〇〇	一,五九五	一,六六三	一,六七五
彼方村	一,九七〇・四七〇	三三三・六二〇	一,四三九	三七七・五二二	一,六五八	二,〇九六	二,〇九一
千代田村	一,七六・四三三	二四一・五五〇七	一,四〇〇	二七四・一八四	一,五六九	一,九七二	一,八〇〇
長野町	二,三三〇・六九五	三三〇・五五三〇	一,九四九	三三九・九二四	二,三四九	三,一三六	三,七〇九
高向村	一,八六九・二五〇	四〇〇・四〇〇	一,八〇〇	四九四・三一九	二,〇五八	三,〇〇三	三,九七〇
天野村	二,〇七五・〇〇〇	四三三・七四一八	一,八〇〇	六九九・五三三	二,〇七〇	二,五三三	二,五三三
三日市村	一,二八六・四三三	一八六・四三三	一,六六四	二四〇・一〇三	一,九〇〇	二,四四〇	二,五三三
加賀田村	一,一三三・三三〇	三三〇・七七一七	一,〇一九	四〇一・七二六	一,二二五	一,五九〇	一,四九二
天見村	八五・五三〇〇	二七〇・七二七	一,一三三	四七四・八〇八	一,三九四	一,六九二	一,五五二
川上村	九三五・六九〇	四四・五五〇〇	一,一三三	四七四・八〇八	一,三九四	一,六九二	一,五五二
金岡村	五七五・二七〇	四七九・六〇〇	二,七四四	五五一・四三三	三,〇〇〇	三,五七六	三,七〇六
南入下村	三,〇〇七・七三〇	二七・二六〇七	一,八七七	三三三・一七三	二,〇〇一	二,七七一	二,四一〇
北入下村	四,二四三・四九〇	五七・〇〇五	一,九三〇	四一〇・七〇四	二,一七四	二,七四三	二,六四三

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
古市町	二,九三三・五二二	三九一・八九八	二,六三三	四九〇・三三六	三,六九〇	四,一〇〇	四,一〇〇
駒ヶ谷村	一,九八八・八五五	二七・四三三	一,七五三	三三三・五三〇	一,九二二	二,三五三	二,四三三
西浦村	二,七五五・四三三	二九六・五九一	二,〇〇六	四九七・七〇〇	二,一四六	二,四三六	二,四三六
國分村	一,四八八・二二〇	一五三・〇二七	二,六二七	三二二・六二二	二,八六〇	二,六三三	二,六三三
玉手村	一,一〇六・五五〇	一八〇・四三三	八三六	二二五・五〇六	八四五	九四四	九四四
狭山村	二,七五五・六六七	三三三・七三三	二,八八三	四八八・〇三三	二,九四三	三,〇三三	三,〇三三
三都村	一,四三三・六七〇	三三三・〇三三	二,二八八	四三三・七三三	二,三三三	二,七二二	二,五九二
大草村	五九一・六六〇	一五七・六〇七	一,二六六	一六六・四三三	一,三三三	一,五〇四	一,六六六
日置莊村	二,一三三・七六〇	一五〇・〇三三	一,五三六	二六六・七三六	一,五七四	一,七八八	二,〇八三
野田村	一,五三三・七一〇	二八・五二九	一,九一八	三三三・六三六	一,九九九	二,一七六	二,三七八
平尾村	二,〇三六・八六〇	三三三・六〇五	二,一三六	四九〇・九〇九	二,三四三	二,五三七	二,五三七
黒山村	二,四八八・九三〇	三三三・〇三三	一,七三六	二九六・八二二	一,八二六	二,一一三	二,一〇一
丹南村	二,一〇七・八九三	一七三・三三三	一,三九三	二二二・四三三	一,〇〇〇	一,四二六	一,四二六
丹比村	二,四三三・八八〇	二二・三三三	一,九四九	三九六・三三三	二,〇〇六	二,三三三	一,九三六
埴生村	一,二六六・九六六	三三三・五三三	一,六二五	三三三・五三三	一,八三三	二,三三三	二,三三三

第三篇 國都市町村志 第二章 河内國 第一節 南河内郡 八一



高鷺村	二,三三三	一,五六	二,四八七	一,六二二	一,〇五五	一,九一五
藤井寺村	三,九六〇	三,一〇三	三,五五九	三,九八五	三,四四五	三,七七三
道明寺村	三,〇七三	三,〇八三	三,五三〇	三,四六一	四,六六一	四,八〇〇
柏原町	一,六五五	一,三三〇	二,〇四五	一,七七一	二,一〇二	四,七二五
志紀村	四,一三三	三,四七四	二,四四〇	三,五三三	二,五三三	三,〇三六
計	一〇,七三三	一〇,一七三	八九,一九五	一六,五八七	九七,六八八	一一三,一七二

備考 已記せる石川・錦部・古市・安宿部・丹南・八上・志紀七郡の幕末に於ける各領石高の合計たる拾萬壹千九百九十八石五斗八升四合四勺に對し壹千六百七拾壹石壹斗八升を減するは、丹北郡島泉村の參百六拾六石六斗八升五合、東大ヶ塚村の參百六拾九石八斗壹升四合、小山村の四百五拾石七斗七升四合、津堂村の四百四拾七石六斗九升九合、計壹千六百參拾四石九斗七升貳合を加へたるも、志紀郡南木本村の九百五拾六石壹斗六升八合、北木本村の貳百六拾六石參斗、太田村の千六百四拾八石四斗五升六合、沼村の四百參拾五石貳斗貳升八合、計參千參百六石壹斗五升貳合を減したるに依る。

歴代郡長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
----	-------	-------	----

古市郡役所 (石川外六郡役所となる)

稻垣 謙藏	明治十三年四月十六日	明治十四年四月十四日	
増田 潤	同十四年四月十四日	同十九年五月三日	
弘道 輔	同十九年五月三日	同廿五年六月二日	
山口 昌壽	同廿五年六月二日	同廿六年五月卅一日	
島田 祐信	同廿六年五月卅一日	同廿八年五月十一日	
岡村 亨	同廿八年五月十一日	同廿八年七月十日	上席郡書記を以て代理
深瀬 和直	同廿八年七月十日		

南河内郡役所

深瀬 和直	明治廿九年四月一日	明治卅九年一月十六日	
向日 保雄	同卅九年一月十六日	大正二年五月廿七日	
武藤 剛	大正二年五月廿七日	同七年一月十九日	死亡
奥野 長太郎	同七年二月二日	同七年十一月廿二日	
吉住 元策	同七年十一月廿二日	同九年一月卅一日	
竹内 實	同九年一月卅一日	現任	

### 第一項 富田林町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、富田林村・毛人谷村の兩村は當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる富田林村の名を採りて富田林村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、同年八月八日富田林町と改稱す。

#### 大字 富田林

本地は古來石川郡に屬し、富田芝と稱せる曠原なりしを、永祿三年興正寺第十四世證秀上人其の四町四方の地を請ひ、青銅錢百貫文を幕府に納め、毛人谷・新堂・中野・山中田四ヶ村に檀家二名づゝの寄合を求めて其の荒蕪を拓き、街衢を畫し商估を移し、以て一邑を爲して、富田林村と稱せしものは是れ本地開發の初めなり。當初は免租の地なりしも、慶長十三年片桐且元檢地のとぎ、朱印紛失して見えざりしを以て有租地となりといふ。故に開發に預りし八人は八人衆と稱して、爾來町老たりしが、其の地は漸次繁榮して、遂に今日の盛況を見るに至れり。東高野街道は南北に通じ、堺街道は東西に貫き、河南鐵道は近く大字毛人谷を走り、位置は高燥にして石川の清流は其の東を繞れり。市坊は堺

町を中央として、北に壹里山町・富山町・北會所町・南會所町あり、南に御坊町・西林町・東林町あり。明治十六年一月二十日古市外六郡役所を古市村より此に移轉し、同二十九年四月一日南河内郡役所となりて、今に至るまで同郡役所の所在地たり、且つ區裁判所・警察署・稅務署・郵便局等の官公衙を初の銀行・會社あり、隣接せる川西村大字甘山に中學校あり、高等女學校あり、其の他旅館・割烹店等に至るまで諸般の設備あり、般賑の巷となりて郡中の都會なり。

#### 興正寺別院

興正寺別院は堺町にあり、眞宗興正寺所屬にして傳春日作の阿彌陀佛を本尊とし、脇壇に親鸞上人眞向の影像を安置せり。應永年中の創建なりといふ。當時は大字毛人谷にありて、今の富田林警察署裏手の字古御坊は即ち其の所在地たり。然るに文祿二年興正寺十四世證秀上人は、已記の如く本地を開發し、永祿五年此に移轉再興して堂宇全く備はれり、即ち本地に深き因みを有せる寺院にして、證秀上人は本地開發の恩人なり。同上人は永祿十一年二月十五日を以て入寂せしが、其の入寂地に就ては記録の存するものなきも、河内名所圖會には、「同上人は隣村毛人谷に於て寂す、今其の地に塚あり、門徒祖師山と稱す」と記せり。是れに依れば老後庵を祖師山に營みて、入寂後其の地に葬られしものか。祖師山といへるは同上人に因める後の稱なるべく、山は同大字の西方なる埴生山中にありて、裡に塚形を爲せるものあり。而して當院は初の興正寺掛所と稱せしも、後、興正寺門跡兼帶所と稱し、俗に富田林御堂といひ、或は單に御坊と呼び來りしが、明治十三年五月二十四日興正寺別院と改稱せ

らる。本山より役僧來りて輪番せり。境内は五百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・廣間・上段間・座敷・玄關・茶所・土藏・長屋・客舎・鐘樓・太鼓樓・門を存す。門は桃山城門の一部を興正寺に寄與せられて同寺の表門たりしを、後當院に移せしものなりといふ。寺寶に元龜元年九月織田信長の安塔狀・元龜三年卯月五日柴田修理亮勝家・佐久間右衛門尉在判の定書、永祿三年三月美作守在判の定書、慶長五年九月廿一日台徳院の禁制等あり。

請取申候御料足之事

合貳拾貫文者

小伊より

松帶久

右如件

永祿三年六月七日

御狀しうちやく申候、そのほう御すきも候へば、ふと御こしまちたてまつり候、依仰れうてくもたせ参つて候、いづれも、御こしのみざりよろづ御めにかゝり可申奉候、とりみだし候故くわしくは申さず候、かしこ

上様へ御禮錢百貫文の分

此五貫文にてすみ申候

右如件

永祿五年五月十一日

松帶刀左衛門尉

妙慶寺

淨谷寺

石川とつた林の

御坊へ参せ候

妙慶寺は同町にあり、妙信山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長八年八月の創立、柳溪の開基なり。境内は參百八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・茶所・長屋・門を存す。

淨谷寺は南會所町にあり、半碓山三佛院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘安九年有志の淨財を募りて貞澄の創立なり。當時は毛人谷村にありしが、天正二年放道の都合に依りて當所に移轉し、天保年間十七世惠湛檀徒の信施を受けて之を再建せり。境内は四百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・廊下・土藏・浴室・長屋・鐘樓・門を存す。外に辨天堂・庚申堂・行者堂・二尊堂あり。二尊堂に安置せる石の地藏尊は、もと寺後の路傍にありしを明治後移轉せしものにして、歿故小比丘尼報恩覺靈位・應長元年歲辛亥六月廿七日造立・歿故消戒眞澄覺靈位と刻せり、河内志當寺の條に「有石佛像、鐫曰應長元年」と記せるは、此の石像を指せるならん。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、承應三年牧野備後守親成の領地に轉じ、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以、淀城主)の各領地となり、延享三年三たび徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知となり、同九年四たび徳川代官の支配に歸し、安永六年大坂城代牧野越中

守貞長の役知に移り、寛政三年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月南司農局に属し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十七區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 毛人谷

本地は古來石川郡に屬し、毛人谷村と稱す。字地に谷川といへるあり。村名の毛人は蝦夷ならん、景行天皇以來蝦夷の俘となりしもの、又は其の内附を請ひし者を諸國に分ち居らしめしことあり、地名に依りて考ふるに、此の地或は上古蝦夷人の居住せしことありて、此の地名を爲せしにはあらざるか(大阪府地誌の誤)。又本地は舊雜居郷の内にして、諸蕃雜居の所なりしより、或は此の名を生ずるに至りし

### 西方寺

にはあらざるか、共に後考を俟つになん。

西方寺は字谷川の堂の坂にあり、元正山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならず。元正十五年寂蓮社光譽の再建なり。境内は八百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・土藏・納家・門を存す。外に觀音堂及び七字の地藏堂あり。

### 毛人谷城址

毛人谷城の址は西方高地にあり。城は楠正成の設けし城寨中の一にして、富田氏の兵の據りし所なり。今は雜木林となる。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、承應三年牧野佐渡守親成の領地に轉じ、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹後守光熙、享保三年より松平左近將監(石川以下)の各領地となり、延享三年三たび徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知となり、同九年四たび徳川代官の支配に歸し、文政十年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に移り、天保九年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字富田林に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治八年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 一日現在人口	大正九年七月 一日現在人口
富田	九、三三〇	九、七五〇	二、二二〇	一、九〇六	二、七七七	三、五五三	三、六二八
毛谷	六、三三〇	六、八三〇	二、一〇〇	六、四三九	三、七〇	三、五五三	三、六二八
計	七九、二五〇	六六、五八〇	二、三二〇	八、三四五	二、九七七	三、五五三	三、六二八

### 第二項 新堂村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、新堂村・中野村の兩村は當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる新堂村の名を採りて新堂村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

#### 大字新堂

本地は古來石川郡に屬し、新堂村と稱す。部落は分れて北新堂・南新堂となる。南新堂は古名を宮田といひ、河内志村里の條に「新堂屬邑一」と見ゆるは、此の字地を指せるなるべし。

光盛寺

光盛寺は字曾所町にあり、龍池山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永八年十月十四日より寺號を公稱せり。境内は貳百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

尊光寺

尊光寺は字庄屋町にあり、大圓山と號し、眞宗興心寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創建の年月は詳ならず。永正七年二月十五日より寺號を公稱せり。境内は貳百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・茶所・納家・鐘樓・門を存す。

教蓮寺

教蓮寺は字南町にあり、甘泉山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。永正七年十一月二十八日より寺號を公稱せり。境内は貳百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・茶所・納家・鐘樓・門を存す。

圓光寺

圓光寺は字富田にあり、樹林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿四年十二月二十日より寺號を公稱せり。境内は參百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・茶所・土藏・納家・鐘樓・門を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、承應三年牧野佐渡守親成の領地に屬し、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下淀城主)の各領地となり、延享三年三たび徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に轉じ、同九年四たび徳川代官の支配に歸し、文政十年大坂城代松平伯耆

守宗發の役知に轉じ、天保二年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月三日更に堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十七區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 中野

本地は古來石川郡に屬し、中村と呼び、一に西條中村の名ありしが、後、野の字を加へて中野村と稱す。往時は喜志村の内なりといふ。

正受寺は字南條にあり、護念山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は參百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

正受寺

西徳寺

古墳

古寨址

西徳寺は同字にあり、西條山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと水分大明神の宮寺紫籬寺の塔中にして、教通の轉宗なり。境内は貳百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。西方羽曳山に古墳あり、墳中に石棺ありて俗にお龜石と呼び、里人に雨乞の神と崇信せらる。其の古墳入口の側壁は全部石にて疊み奥に石棺あり、身と蓋は二石より成り、石は凝灰岩なり。石棺は長さ八尺五分・幅貳尺九寸參分・高さ貳尺貳寸六分にして、喜田貞吉博士に實測發表せられ、學界に於ける好資料の一に數へらる。又城の地・院の馬場などいへる字地あり、約二町餘の面積にして附近の地より高く、東南の二方は斷崖をなせり。元弘三年楠正成の天王寺に出動するに際し、其の寨を設けし所なりと傳ふれども詳ならず。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地となり、爾後の領主及び區畫の變遷は、大字新堂に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 日租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月 一日現在人口
新堂	一、七七七・六〇〇	一、四三三・二二五	二、三三三	一、七二八・八二六	二、五三八	三、一三三	三、七〇九
中野	五、八七七	七、七三六	一、〇九一	八、五二八	五、三	三、八三三	三、七〇九
計	七、六五四	九、一六九	三、四二四	一〇、二五四	七、八三三	七、〇三二	七、四一八

## 第三項 喜志村

本村は古來石川郡に屬し、往時は支子の茅原といひ、後、岐子庄と呼び、其の名は古市町大字古市の廢西琳寺所藏、弘安四年太政官符の四至内殺生停止中に「南限岐子庄」と見ゆるものはれにして、庄名廢して其の名を存し、文字を改めて喜志村と稱す、喜志は一に貴志に作れり。明治十八年九月新家村を合併し、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。字地に宮・平・櫻井・川面・大深・木戸山・新家といへるありて、俗に喜志の七郷といへり。七郷中の新家は舊新家村の地にして、櫻井の内に含める南畑といへる所は、もと特立の部落たりしが何れの時にか合併せられて櫻井の内となる。河内志村里の條に木戸山を一村として記せるは誤れり、同所は同志以前より本地の内なり。從て同志に本地の屬邑を五とせるは、此の木戸山を除きたる宮・平・櫻井・川面・大深を指したるならんも、前記の如く木戸山は本地所屬たりしを以て、本地當時の屬邑は六にして、同志の之を五とせるは復た誤れり。又今の新堂村大字中野は往時本地の内たりしも、何れの時にか分離して一村となれりといふ。而して本地に合併せられたる舊新家村即ち今の字新家は、西浦村大字尺度の字新家に對して俗に南新家と呼ぶる、元和年間本地所屬地の開拓せられて別に一村を爲せし所にして、河内志村里の條には之を荒田新田と記せり。

南遊紀行 岸といふ所大か塚より半里西にあり、其所に石河川あり、小舟多くして大坂へゆく人をのする、大坂まで舟路六里あり、此川は大和川に入て百橋に出る也、川はたに民屋はなし、岸村は舟若より西四五町にあり、

美具久留御魂神社

美具久留御魂神社は字宮にあり、一に大國宮・支子宮・支子荒魂宮・和爾宮・佐美陀禮宮・綾池速備宮・折方宮・下折方宮・下水分社・中水分社・西條宮・羽曳宮・香折岡宮・旭岡宮・金毘羅宮等の名あり、其の下水分社といへるは赤阪村大字水分の水分神社に對したるならん。往時は本殿三字並立し、中殿は三間社にして、中央を空座とし、左に大國主命・右に天水分神を祀り、左殿は二間社にして左に國水分神・右に彌都波迺賣神を祀り、右殿は同じく二間社にして左に須勢理毘賣命を祀り、右に神寶の生太刀・生弓矢を納めたりしが、今は五間社一字に構へられて、中央に大國主命・左に天水分神・右に國水分神・左の左に彌都波迺賣神・右の右に須勢理毘賣命を祀らる。傳説に依れば太古大國主命の天下を治め給ひしころ、此の地に御城ありて神武天皇の御宇に至るまで存せしが、社は即ち其の御城の氏神にして、出雲大社は當社よりも後に建てられたるものなりと。又一に其の創立は神代にあり、或は神武天皇の八年にありと記せる書類もあり、創祀の遠く上古にありしを以て此の諸説を殘せるものならん。社説に依れば、往古此の附近は支子の茅原と呼べる一帶の草原なりしが、崇神天皇の十年巨蛇多く出沒して、百姓其の堵に安んぜざりしかば、天皇深く宸襟を惱ませられ、幣帛を捧げて親しく此の支子の茅原に分け登り、妖蛇の栖みける靈窟を見そなはし、詔して曰く、是れ大國主命荒魂のすまふ所なり宜しく祀るべしと、是に於て初めて當社は勸請せられ（一説には此の事實は神代のことなりといひ、又は神武天皇の八年なりと）、同六十年出雲大社に納むる所の神寶を獻せしめ給ひしが、出雲國造振根の不在に際し、其の

弟飯入根等皇命を恐みて神寶を貢上せしに、振根歸りて大に怒り弟を殺しければ、其の事朝廷に聞えて振根を誅せしめらる。出雲臣等之に恐れて大社を祀らざりけるに、丹波水上の人水香戸邊なるもの子に憑りて、「玉菱鏡石出雲人、祭眞種之甘鏡押羽振甘御神、底寶御寶主、山川之水沐御魂云々」との神託ありしかば、同六十九年武淳川別命を出雲に遣はして祭らしめ、活彦命を當社に參向せしめらる。神託のことは大國主命の荒魂の爲し給ひし所なればとて、同七十二年に至り官祭を行ひ、其の自ら宣ひし水沐御魂を取りて、美具久留御魂神と御名を奉り、相殿に天水分神・國水分神・彌都波迺賣神・須勢理比賣命の四神を配祀せられ、神戸貳拾八烟を寄せ、社司青箭有禰にも八烟を賜はりぬ。爾來皇室の尊崇厚く、垂仁天皇は其の十一年七月黒盾を納められ、應神天皇は其の二十年勅して社殿を修繕し給ひ、仁德天皇は其の十三年十月和爾池穿鑿の時に、勅祭あらせられて和爾大神の號を奉られ、桓武天皇は延暦七年に神田として石川・古市の二郡を寄せ、光孝天皇は仁和四年十月水分明神の勅額を奉授せられ、且つ石川郡及び錦部郡の半を神領に寄せ、一條天皇は正暦三年石川郡及び丹南郡の平尾莊・日置莊にて神田八拾町を寄せられ、後醍醐天皇は六百參拾石を寄せ給ひ、神位は文德天皇の嘉祥三年十二月從五位下に叙せられしを初めとし、順次累進して從一位に陞叙せられしが、後醍醐天皇の元弘元年十月遂に極位に達し給へり。

かくて、創建の初めより社頭繁榮して、祭祀の典は嚴に行はれ來りしが、一條天皇の正暦年中より

正東山といへる宮寺起りて、祭祀に社僧の參加奉仕する所となる、後奈良天皇の勅して毎年社頭に太般若經を修めしめ給ひしは、此の社僧の奉仕せしが爲めならん。然るに北條高時の赤坂城を攻むるに及び、賊將名越時有の火を放ちて西條城を攻めしとき、其の火は延びて當社に及びしかば、社殿・什寶悉く烏有に歸せり。後醍醐天皇深く之を惜ませられ、後、楠正成に勅して再建せしめ給ひしが、戦亂の世となるに従ひ、宮寺は漸次支坊を増加して金藏院(一名下之坊)・善福院・西德院・自幸院・全福院・南島院・加福院・福生院(一名百萬院)・喜藏院(一名正淨華院)・性德院・福本院の拾壹坊を有し、紀州根來寺に屬して猊蹠を極め、附近を押領して數萬石の多きに及び、彼の有名なる根來の小密茶坊・専修坊の如きも當山より出でしものなりといふ。後、織田信長の世となりて寺領を沒收せられければ、寺は支坊と共に廢絶し、神領も亦失はれて殘れものなかりしかば、社頭の繁榮遂に往時の如くなること能はざるに至りしも、武將の敬信深く、豊臣秀吉は社殿を修繕し、其の子秀頼及び徳川家光もまた修繕を加へ奉りて明治の初年に至りしが、同四年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正二年六月二十四日更に府社に昇格せらる。郡の總社にして一の宮又は二の宮と稱し、軍神と仰がれ、農工商の守護神、又は疫病の守護神、或は縁結の神とも崇められ、本地及び新堂村・富田林町の産土神たりしが、神社合併の議あるに際し、明治四十年十月七日西浦村大字東阪田字イノ辻の村社郡天神社(菅原大國主命)・同月十二日同村大字尺度字尺度の同利雁神社(保食神)・同月十九日大伴村大字山中田字宮



山の同大伴神社(一名黒主神社)を合併移轉したる爲め、今は西浦村大字尺度・同東阪田・大伴村大字山中田を加へて其の共祭となる。境内は五千九百參拾四坪の廣さを有し、本社は最高所にありて、本殿の外に拜殿・神饌所・祝詞屋・神輿庫・宮門・玉垣等を存し、本殿・神輿庫・宮門及び玉垣は、共に楠正成の建營にして、今は特別保護建造物となる。例祭は四月十五日にして、夏祭は七月十五日、秋祭は十月十七日に行はる。別に二月十一日と十一月二十三日とに行はる、雪散神事といへるあり、むかし源左大臣勅使として參向ありしとき、一羽の時鳥不時に飛來りて雪を祭壇に散らせしより起れりといふ。

境内社に白雲宮・青箭宮・南木社・熊野神社・皇大神宮・貴乎社あり。貴乎社には須佐之男命・大國主命・青箭高鈴彥命を祀り、皇大神宮は一に支子大神宮又は河内大神宮とも稱し、康治年中出版の河内風土記には支子神明宮と記せり、天照皇大神・大物主神・事代主神を祀る。熊野神社は當社の奥の宮なりとの説あり、大寶元年行基の勅を奉じて創立せし五拾貳社の内なりといひ、或は天平年中の創立なりともいふ、伊邪那美神・須佐之男神を祀る。南木宮は應永十一年五月楠正秀の創立なり、もと楠正成のみを祀りしも、天文十年五月正虎を合祀せり。青箭宮は一に一の宮とも稱し。大國主命・瑞眞髮高鈴彥命・尊泰親王・尊秀王・忠彥王・忠裕王・忠禎王・橘諸兄・青谷正祐・楠正虎を祀る、大同元年の創立にして、以後屢合祀する所ありて此の十座となる、正徳五年十月二十三日宗源の宣旨

を以て正一位を授かり給ひ、社殿は當社中最古の建造物なり。而して白雲宮は一に上の宮又は雲の上の宮とも稱し、神武天皇・媛多々良五十鈴姫皇后・後醍醐天皇・同中宮禧子・同後中宮珣子・後村上天皇・同嘉吉門院勝子皇后・長慶天皇・同待春門院美子皇后・後龜山天皇・同中宮信子を祀り、應永八年三月十五日北山宮の令旨に依りて楠正秀の勸請せし所なり、然れども一説には泉州土丸城に祀られありしを、同城没落後此に移し奉りしものなりともいふ、南朝の御靈廟として歴代の崇敬漫からず、天文八年四月二十二日後奈良天皇も行幸あらせられて左の御製あり、延享元年十一月二十日には、勅使吉田侍從參向して祭祀せられたり。

御 製

後奈良天皇

杜鵑啼きつる聲に神さびて涙もよほす雲の上の宮

白雲の宮殿額を傷み奉りて

正三位 稻葉 正邦

白雲の上の宮居は傾きてかま塚あたり杜鵑啼く

社地は羽曳山に沿へる謂ゆる旭ヶ岡なり、往時に於ける支子の茅原の一部にして、俗に喜志の宮山と呼び、喜志・新堂の兩村に亘り、一帶の森林を爲せり。往時は櫻樹多く存して、陽春の候には艶麗の花盛に開き、加茂季鷹曾て此の地に來りて觀賞し、一首の和歌を詠じて人口に膾炙せしも今はなし。本殿の所在は妖蛇發現の所なりと傳へて高天原の稱あり。附近なる小池は天水淵と呼び、上古朝廷よ

り新雨の際に雨水を封せられし舊蹟なりと傳ふ。北方の高地は俗に念佛山と唱へ、楠入道賢海の庵跡を留む。西方の高地は「かま塚」と呼び、俗に長慶天皇の御陵なりといひ、又は奥の宮の地なりともいふ。本殿右側に雲櫻あり、春秋冬の三季に花を開ける珍木にして、北山宮の御手植なりと傳へ、冬經の詠を殘せるも、已に枯死して今の樹は後の植繼なり。又涙垂の梅あり、是れ亦樹は枯死して今あるものは後の移植なり、青谷正祐は當社の神主にして根岸少將と稱し、頗る美男なりしが、花笠内侍といへる都の女、戀ひ慕ひて此の地に下りければ、其の紀念として植ゑしものなりといふ。又躰躰・杜鵬を以て名あり、杜鵬は皇月のころ雨後稀に聞くことあるのみなれども、躰躰は今もあり。總じて此の地は高燥の域にありて、金剛・葛城・二上の連山を東に眺め、石川の清流に臨みて諸種の觀賞に富み、好事家は寢覺の杜鵬・北山の幽梅・旭ヶ岡の雲櫻・佐保の水笠・和爾の晚晴・宮山の躰躰・根岸の露萩・葛城の遠雪を併せて、當社の八景と稱せり。

年ふるき支子の茅原のつゝ井筒夜深き月に汲む人の誰

一條冬經

支子の宮神代の水はこゝたらんすきの木かけに小泉の湧く

數田年治

支子の森岩間の水のひる夜なく何に淀める心なるらん

長橋局

旭さす喜志の御山の玉樟は國造らしゝ神の磐鈴

山本道清

今日見すはくわしからまし花盛り咲ものことすちりもはしめす

加茂季鷹

名も高き旭か岡の雲櫻くもの上より根さし初けむ

一條冬經

なみたれのさめくとのみ思ひれの夢のうつゝの曉の空

後奈良天皇

山賤のたく火のかけと見えつるは旭か岡のつゝしたりけり

讀人しらす

高岡幽々絶世塵 山明水浄紫烟新 誰言支子天然景 月也花光亦有神

梁川星殿

月光寺は字宮にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・門を存す。

明尊寺は字櫻井にあり、歸命山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文永十年八月了智坊の開創にして、文明四年七月十二日より寺號を公稱せり。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

極樂寺は字木戸山にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元享元年法明上人の中興なり。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家及び門を存す。

正信寺は字大深にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

安樂寺は字平にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は

壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

金光寺は字川面にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。由緒は詳ならず、拾七坪の境内に本堂・庫裏・門を存す。

金光寺

光圓寺

光圓寺は字新家にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

粟ヶ池  
(北二ヶ池)

粟ヶ池は美具久留御魂神社の一の鳥居の邊にあり、長方形を爲して、河内名所圖會には聖武天皇の御宇に掘らせ給ひし池なりとせり。然るに河内志には日本書紀仁德天皇十三年の條に冬十月造和珥池と見ゆる和珥池は本村にあり、廣さ九百畝なりと記するも、今は同名の池なし。或はいふ和珥池は粟ヶ池と僅に一の堤防を以て界となせしが、何れの時にか堤は崩壞して一池となり、和珥池の名は湮滅して、世人は單に粟ヶ池と呼ぶに至りしものなりと。思ふに當池は傳ふるが如く和珥ヶ池ならん。

櫻井

櫻井は佐保野の東端なる東高野街道の傍にあり、俗に弘法大師祈願の遺跡と傳へ、水は極めて清冽且つ甘味にして最も茶に適し、好專家遠來して之を汲めり。

北山城址

北山城址は字宮と同平との間なる山中にあり、美具久留御魂神社の北に隣れる所にして、字を城の跡といふ。足利氏の季世畠山官八といへるもの、其の主某を奉じて立籠りしとの傳説あり。今も城址らしき形を存して、廣さ壹萬五千坪許なり。而して北山梅林は此の城址にあり、青谷正祐の開きし所にして、近時更に再興せり。

北山梅林

うめか枝にもうさ程にちる雪を花ともいはし春の名立に

北山の梅にはふとの音つれば層より先開き見るかな

楠 正 虎  
鳥 丸 光 廣

喜志城址

喜志城址は字川面と新家村大字中野に跨る所にあり、今も四方低く濠地を存して城の淵と呼び、字地に馬場・大手といへるあり、城は一に西條城とも云ひ、元弘二年楠正成の築きし城寨中の一にして、北條高時の赤坂城を攻めしとき、城將畠山政高は之と戦ひしが、賊將名越時宥火を放ちて之を攻めしかば、城終に陥落せりといふ。

舊喜志村は元和二年より徳川代官の支配たりしが、承應三年に至り喜志及び新家の兩村とも牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下遼城主)の各領地となり、喜志村は延享二年、新家村は同三年より徳川代官の支配に歸せしが、喜志村は安永八年より大坂城代牧野越中守貞長の役知となり、寛政二年四たび徳川代官の支配に歸し、文政十年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に轉じ、天保二年五たび徳川代官の支配となり。同代官繼承して内海多治耶に至り、明治元年の初めに御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局の支配となる。又新家村は寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知となり、同九年徳川代官の支配に復し、文政十年更に大坂

城代松平伯耆守宗發の役知に移り、天保二年三たび徳川代官の支配となり同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て喜志村の壹千八百貳拾六石六斗五升四合、及び新家村の參百貳拾貳石八升參合は同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十七區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まり、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區二小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となりて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	喜志村	舊石高	二、一八七・七七	明治八年改正 有租地反別	二、三〇一・一〇	明治九年一月一日現在人口	一、八八三	町村制施行 當時の反別	二、七〇八・四七	町村制施行 當時の人口	二、〇〇三	大正元年三月三十一日現在人口	二、四四五	大正九年十月一日 國勢調査の人口	二、三三〇
----	-----	-----	----------	-----------------	----------	--------------	-------	----------------	----------	----------------	-------	----------------	-------	---------------------	-------

### 第四項 大伴村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、南大伴村・北大伴村・板持村・山中田村・別井

村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる南北大伴村の冠字を除きて大伴村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

### 大字 南大伴

本地は古來石川郡に屬し、大伴村と呼びしが、後、分れて南大伴・北大伴の兩村となれり、本地は其の一なり。河内志には大伴の伴を友に作れり。姓氏錄河内國未定雜姓に「大伴連、天彥命之後也」と見え、また「大友史、百濟國人白猪奈世之後也」と見ゆれば、南北大伴村の地は大伴氏の居りし所にして、日本書紀敏達天皇十二年十二月の條に「詔以日羅妻子水手等、居于石川、於是大伴糠手子連議曰、聚居一所恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村、收縛德爾等、置於下百濟阿田村、云々」と見ゆれば、また其の水手等を居らしめられし所なるべし。往時石川郡に雜居郷あり、郷は和名抄に「石川郡雜居郷」と見ゆ、蓋し諸蕃雜居の所なるより起れるの郷名にして、當地方は其の雜居郷たりしならんか。

甲取山脈の南より來れる盃頭は、箒山寨の址なり。石川村大字山城の大寶寺城と相對して千早川筋の關門を扼し、楠正成の設けし城寨中の一にして、配下杉山氏の兵の據りし所なり。今は開拓せられ

箒山寨の址

て蜜柑山となる。

圓照寺は字北畑にあり、眞宗四本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左衛門將監乘邑(石川以下淀城主)の領地となり、延享二年再び徳川代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知に轉じ、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、文政九年大坂城代水野左近將監忠邦の役知に轉じ、同十三年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日更に五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制

圓照寺

施行に至れり。

### 大字北大伴

本地は古來石川郡に屬し、大伴村と呼びしが、後分れて南大伴村・北大伴村の二ヶ村となれり、本地は其の一なり。

常念寺

常念寺は字西垣外にあり、正光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・鐘樓・納家・門を存す。

光徳寺

光徳寺は字東垣外にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・茶所・門を存す。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字南大伴に同じ。

### 大字山中田

本地は古來石川郡に屬し、山中田村と稱す。字地に平松といへるあり。

泉龍寺

泉龍寺は字堂の辻にあり、慈雲山と號し、眞宗西本願寺末にて阿彌陀佛を本尊とす。創立年月不詳。寛文十二年正月廿日より寺號を公稱せり。境内は壹百卅參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。

夫婦塚は東方大字南大伴との界にある封土なり、高さ四尺・周圍八間許にして、耕地を繞らし、上に松樹を存す。傳へ云ふ、大伴黒主夫妻の塚なりと。然れども大日本史歌人列傳には、黒主は近江の人にして世々大伴郷に居り、因りて氏となす、郷は近江の滋賀郡にあるを以て、世に滋賀の黒主と稱す、和歌を善くせり。故に後人祠を滋賀郡に建て、祀り黒主明神と稱すとあれば、此の塚は同人を葬りしにはあらざるもの、如し。思ふに大字南大伴・同北大伴の地は、前に記せしが如く大伴氏の居りし所なれば、其の大伴氏を此に葬りしにはあらざるか、從て黒主を祀れりと傳へし舊大伴神社(明治四十年十月美久留明神神社に合祀)の如きも、また他の大伴氏を祀りしものにはあらざるか、後考を俟つになん。

本地は元和三年より徳川氏代官の支配たりしが、承應三年牧野佐渡守親成の領地に轉じ、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松半丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下淀城主)の各領地となり、延享三年三たび徳川代官の支配に歸し、明和二年大坂城代松平和泉守乗佑の役知に轉じ、同七年四たび徳川代官の支配に歸し、文化十年大久保加賀守忠眞の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一

大區六小區に改まり、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字別井

本地は古來石川郡に屬し、南別井・北別井の兩村たりしが、明治八年五月合併して別井村と稱す。字地に「まつば」といへるあり。

淨信寺は字上の城にあり、觀照山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

極樂寺は字下田井にあり、不遠山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

慈眼寺は字まつばにあり、寶塔山と號し、黃檗宗萬福寺末の尼寺にして十一面觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。寺寶に楠正成の戰場往來の際に筆記せる軍檀目鏡なるものあり、其の書は長さ六寸二分・幅四寸二分にして、表紙を合せて六

淨信寺  
極樂寺  
慈眼寺

拾參枚なり。小田原藩主大久保忠真の讀文あり。

河州石川郡南別井村有尼刹、曰慈眼寺、什器有故河橋泉三州守贈正三位近衛中將楠公筆錄真蹟一册、裝釘爲小葉子、無外簽、又無書名、跋有軍糧目録云々、建武二年八月 日正成若干字、又有花押、筆力遒絶、奕々有神、公之用兵雖不可端倪、公之威武可以想見焉、嗚呼距今四百八十年、其人則無、其書則完好無恙、尤可喜矣、余時既爲大坂處守、村即今隸於小田原、以故得而寓編讀焉、此册子原藏以千匣、而緘牒之不據、何以爲守備、適另造套函、因屬錫而歸之、曰可以善藏之、不欲公語非其人矣、蓋分之志也。

文化十一年歲次甲戌夏五月

小田原城主從四位下大久保加賀守藤原忠真

本地村高は、舊南別井村は參百四拾六石壹斗六升八合、同北別井村は貳百六拾七石壹升貳合、計五百拾參石壹斗八升にして、承應三年より牧野佐渡守親成の領地となり、其の後の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日河内國第一大區六小區内の三番組に入りし外は、大字山中田に同じ。

### 大字板持

本地は古來石川郡に屬し、板持村と稱す。字地に芝堂といへるあり。板持は舊錦部郡の郷名なり、郷名廢して板持村となれるは本地の西に隣れる板持村なり。依て私に其の錦部郡なる板持村を西板持

中山口寨の  
址

莊司塚

といひ、本地を東板持と呼び、名を同くして郡を異にせり。思ふにもと同郷なりしも、中古郡界の錯亂に依りて、所屬郡を異にするに至りしにはあらざるか、後考を俟つになん。

中山口寨の址は西南東條村大字佐備との境にあり、其の地は中山谷の口に當れるが故に此の名あり、即ち中山谷口の略なり。楠正成の設けし城寨中の一にして、杉山氏の兵の守りし所なり。

東方字上掛に荒墳あり、高さ一丈・周圍四十五間、里俗に傳へて莊司塚といふ。河内志に「莊司塚在東板持村」と記せるもの即ち是れなり。又南方字長屋に古墳あり、廣さ九拾九坪の封土なれども、其の緣由詳ならず。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下)の各領地に屬し、同四年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は大字山中田に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
南大伴	二,四八四	二六,九七七	二六	三,六〇二	二七		
北大伴	五八,五二〇	四四,四〇三	五五	四六,三三二	五八		
山中田	四四,四二〇	三九,三六八	三二	四二,七〇五	四一		
別井	五三,一八〇	三八,五六〇	五〇	四三,一八	五三		
板持	二五,八五二	四三,三二九	三三	四八,五三三	四四		
計	一〇,〇三三	一五,九七九	一,九七	二五,五二〇	二,二〇	二,九七	二,二〇

### 第五項 石川村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、大ヶ塚村・山城村・一須賀村・東山村の四ヶ村は、當時同一百長役場の所轄区域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、村名とすべき郷莊名等に適當のものなく、村民の希望を容れ所屬郡名を採りて石川村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡に屬せしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

### 大字 大ヶ塚

本地は古來石川郡に屬し、大ヶ塚村と稱す。里民傳へいふ、もと芝地にして其の字を小山と呼びしを、天文年間農民源左衛門外四名の開墾せし所なりと。其の塚を以て地名とせるは、地形の塚に似たるに依れるならん。紀伊の高野山と大和の常麻に通ずる分岐點にありて、徳川時代に馬驛たりし所なり。善正寺は字東町にあり、常照山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に觀音堂あり。顯證寺は字乾町にあり、近松山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・土藏・長屋・茶所・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

大念寺は字上山にあり。紫雲山迎接院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして中本山格同派六別寺の一なり。二十五菩薩來迎畫像を本尊とし、本尊は善導大師の筆なりと傳ふ。元享三年法明上人の開創なり。當時は堂塔完備の大伽藍なりしが、永正二年火災に罹りて烏有となり、正保三年の頃に至り宗慶上人に依りて再建せらる、即ち現在の本堂是れなり。境内は壹千貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・經藏・土藏・納家・鐘樓を存す。外に地藏堂・宗慶堂・觀音堂あり。觀音堂に安置せる十一面觀世音立像は傳教大師の作なりと傳へ、木造にして明治四十五年二月八日國寶となる。

大ヶ塚城のありし所なり。城は南北二城より成りて、北城の址は北方大字一須賀の壹須何神社の傍



にありて字を北城をいひ、南城の址は南方字上山の高等小學校敷地となりて字を南城と呼べり。楠正成の設けし城寨中の一にして、石川氏及び松山氏の兵の據りし所なり。後、後村上天皇の行宮を天野山より観心寺に移し給ふに及び、楠正儀・和田正武等の近傍に築きし十七支城の一たる上山城は、此の南城の址に設けられ、地名の上山に依りて上山城と稱せしものならん。福塚某之に據りて北兵に當りしが、天正年中には根來の僧兵此に據り、織田氏に攻められて陥落せり。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸せしも、其の後の領主不詳、天明二年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知となり、同八年再び徳川代官の支配に歸し、文政九年大坂城代水野越前守忠邦の役知に屬し、天保元年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大坂府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一

日第五戸役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字山城

本地は古來石川郡に屬し、山城村と稱す。

得生寺は字大寶寺にあり、大寶山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は木造の座像にして明治四十五年二月八日國寶となる。享保八年連悅和尚の開創なり。當時は大寶寺城址附近にありて大寶寺と稱せしが、後、此に移りて得生寺と改め、久しく荒廢に委せられしも、近年に至りて堂宇を修繕せらる。境内は七百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・門を存す。

光明寺は字谷にあり、大放山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾坪を有し、本堂・鐘樓を存す。

山城の址は南端大伴村大字別井に接する所にありて、口の城・中の城・奥の城等の字地を爲せり。大寶寺城又は別井城ともいひ、大伴村大字南大伴の篝山寨と相對して千早川筋の關門を扼し、楠正成の設けし城寨中の一にして、山城氏の兵の據りし所なり。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿顯憲之の領地たりしが、其の後の領主詳ならず、或はいふ大坂城代の役知となれりと。延享

得生寺

光明寺

山城の址

三年再び徳川代官の支配に歸し、文政十一年大坂城代水野越前守忠邦の役知に轉じ、天保元年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區四小區内の六番組に入りし外は、大字大ヶ塚に同じ。

### 大字 東山

本地は古來石川郡に屬し、東山村と稱す。

慶下石川氏の陣屋のありし所なり。同氏は累代此に住し、附近十ヶ村二千餘石を領せしが、石川横之助に至り明治維新後上地して江戸に移り、陣屋は賣拂はれて今は全く田圃と化し、遺形の見るべきものなく、只其の庭前にありしと傳ふる山桃木一株ありて、淋しく當時をしのばしむるのみ。

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、傳へて同近江守總茂に至り、貞享二年慶下大久保右近忠明(總茂の弟にして後石川に復す)の采地となり、同氏世襲して石川横之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り(土地は明治二年十二月)、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字大ヶ塚に同じ。

石川氏陣屋の址

### 大字 一須賀

本地は古來石川郡に屬し、一須賀村と稱す。

壹須何神社は南方字上にあり、延喜式内の神社にして大己貴命・天照大神・天兒屋根命・品陀別命を祀り、一に天神と稱す。創建の年月は詳ならず、往昔は宮寺ありしも、後廢絶せり。天正十七年三月十一日豊臣秀吉は、其の臣伊藤加賀守秀盛をして當社に祈禱せしめしといふ。當時伊藤加賀守の奉納したる湯釜は今も社寶となりて残り。本地の産土神にして明治五年村社に列せられ、同四十年九月十九日大字東山字上條の村社菅原神社(菅原道真・天照皇・大神・八幡大神)・同年十一月二十八日大字南大伴字宮の前の同降旗神社(天忍穗耳命(大伴氏の祖)・天津彦火火瓊杵尊・彦火)を合祀せり。合祀社中の降旗神社は、三代實錄清和天皇貞觀十五年十二月の條に「二十日辛亥授河内國正六位上天押日命神從五位下」と見ゆる天押日命社にして、大字山城及び大伴村大字南北大伴は其の産地たり。境内は七百參拾五坪を有し、老樿全境を蔽ひ、本殿は春日造檜皮葺にして、拜殿・納家・門・社務所等を存す。氏地は本村全部及び大伴村大字北大伴・同南大伴にして、例祭は十月十七日なり。

極樂寺は字越前にあり、佛心山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。

壹須何神社

舊降旗神社

極樂寺

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下澁城主)の領地となり、延享三年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年村高七百四拾壹石五升四合の内、四百九拾七石四斗參升七合六勺は大坂城代牧野越中守貞長の役知となりしが、天明八年に至りて徳川代官の支配に復歸せり、文化十年大久保加賀守忠眞の領地に轉じ、同氏世襲して加賀守忠禮に至り明治元年五月沒収せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字大ヶ塚に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 町村制施行 現在の人口	町村制施行 大正元年三月 末日現在の人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
大ヶ塚	七、七〇〇	九、七五五	一、〇九六	九、七六六	一、一三三
山城	四、七〇〇	四、九三三	二、四一一	五、九八四	二、五一一
東山	四、五八八	六、三三四	二、三三三	六、〇三四	二、三三三
一須賀	一、〇五〇	七、九三四	四、六六六	七、六六七	五、〇〇〇
計	一七、〇〇〇	二六、〇二五	二〇、〇二二	二九、五七二	二二、一五六

### 第六項 磯長村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、春日村・葉室村・太子村の三ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地には磯長の舊稱あり、依て其の舊稱を採りて磯長村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

#### 大字春日

本地は古來石川郡に屬し、もと磯長郷と呼びし内にして春日村と稱す。字地に赤坂といへるあり。用明天皇御陵は南方字向山の田圃間にありて、河内磯長原陵と稱す。天皇は欽明天皇第四の皇子にして、御母は堅鹽媛なり。敏達天皇の崩後其の皇弟を以て位に即き、大和盤余之池邊雙槻宮にあり、深く佛法を信じ、蘇我馬子を擧げて大臣となし、穴穂部間人皇女を擧げて皇后となし、四子を擧げさせられ、其の一は厩戸皇子なり。初め大和國磐余池上陵に葬られしが、後、推古天皇の元年九月此の地に改葬し給へり。兆域は東西參拾五間・南北參拾貳間・高さ參拾六尺・周圍貳百貳拾貳間にして、面積は貳千八百八拾壹坪を有し、濠池之を繞り古松落々たり。

明  
天  
皇  
御  
陵

延喜諸陵式

河内磯長原陵、祭余池邊櫻宮御宇用明天皇、在河内國石川郡、兆城東西二丁・南北三丁、守戸三烟、

扶桑略記

用明天皇二年四月九日天皇崩、山陵大和國祭余池上(古記)、推古天皇元年九月改葬河内國石川郡磯長原山陵(古記)

春日神社

春日神社は字上の山にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・品陀和氣命を祀れり。創建の年月は詳ならず、本地東部の産土神にして明治五年村社に列し、同年四月部落内にありし素盞鳴命社を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千貳拾貳坪にして、本殿・拜殿・社務所・土藏を存し、末社に琴平神社・稻荷神社あり。例祭は十月十七日にして、陰曆正月十四日の夜に綱引の神事を行はる。

妙見寺

妙見寺は字北堂にあり、天日山と號し、曹洞宗齡延寺末なり。推古天皇六年蘇我馬子の創建になれ、る巨利にして眞言宗なりしが、南北朝の兵燹に罹りて荒廢し、正保二年僧淨悅中興して曹洞宗となる。後漸次衰運に傾き、無住無檀たりしを以て、明治六年三月六日廢寺となり、同十三年五月十二日寺地を此に轉じて復舊せり。舊地は數町を隔てたる東方の山腹にあり。本尊十一面觀世音は丈六尺にして、大和初瀬寺の本尊と同木鳥佛師の刻なりと傳へ、優秀の作なり。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂・庫裏を存し、周圍に扉を繞らせり。寺實に形浦山碑及び吉繼の墓誌あり。吉繼の墓誌は當寺の後方妙見山の西麓俗稱茶白山にありし紀吉繼の墓より出でしものなりといひ、太さ八寸三分、四行に線を引きて其の區畫内に文字を陰刻し、明治四十二年九月二十一日國寶となる。

形浦山碑

飛鳥淨御原之朝廷、左新嘗直大氏采女、竹其部所請造墓所、形浦山地四千代、他人莫上毀木犯穢傍地、

己丑十二月廿五日

(大藏所藏、己丑は推古天皇の三年にして、形浦山は山田村平野山なりと傳ふれども、今は詳ならずとす)

吉繼碑誌

維延曆三年歲次甲子□□朔癸酉、參從四位下陸奥國按察使兼鎮守副將軍勳四等紀氏、諱廣神之女吉繼墓誌

善久寺

善久寺は字西の町にあり、觀佛山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、寛永十八年八月二十八日より寺號を公稱せり。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂兼庫裏を存せしが、大正二年十二月一日燒失して、今は再營の途にあり。

了德寺

了德寺は字中の町にあり、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、其の寺號を公稱し初めしは寛永十八年八月十二日なり。八拾五坪の境内に本堂のみを存す。

光福寺

光福寺は部落の中にあり、西寶山と號し、眞宗西願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、元和元年九月より寺號を公稱せり。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓を存す。

東福院

東福院は部落の中にあり、眞言宗高野派叡福寺の塔頭にして毘沙門天王を本尊とす。本尊は聖德太子御自作の丈一寸八分の像にして、今は別に刻されたる一尺餘の佛像の胎内に藏めらる。推古天皇の御宇聖德太子の御廟守護の爲めに置き給ひし僧院十烟中の一にして、昔は隆昌を極めしが法燈滅せず

して今に至れり。境内は四百五拾六坪を有し、本堂・長屋・土蔵・鐘樓・表門を存す。其の表門及び鐘樓は小なれども、多くの星霜を経たるものなり。

春日佛師の宅址と傳ふるは字北堂にあり、今は遺跡の認むべきものなく、只田圃民宅の存するのみ。佛師の先は百濟の人司馬達に出で、其の名を鞍作鳥と稱し、刻する所の佛像は奇工神に入り、寺門の珍寶・工藝美術の模範たらざるものなし。事跡は載せて日本書紀にあり、中河内郡加美村大字鞍作の條に掲記したれば參看すべし。

牡丹洞  
太平穴

牡丹洞は字若草にあり、其の名は其の形に依りて稱せしものなるべし。洞口の廣さは方五間許、深さは參間餘なり。厩戸皇子塋域の石柵を造るに際し、其の石材を採取したる所なりと傳ふ。又其の北方に岩窟ありて太平穴と呼べり、洞口は方八尺許に過ぎざれども、其の深さは測り知れずとなん。本地村高は七百四拾七石六斗四升にして、内九石五斗四升八合は年紀不詳叡福寺領たりしが、明治元年五月十日の公布に依りて、大阪府司農局の支配となる<sup>(上地は四)</sup>。其の七百參拾八石九升貳合は明曆二年より牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光照、享保三年より松平左近將監乘邑<sup>(石川以下)</sup>の領地となり、延享三年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知となり、同九年三たび徳川代官の支配に歸し、天明三年大坂城代戸田因幡守忠寛の役知となり、同八年四たび徳川代官の支配に歸し、

文政九年大坂城代水野越前守忠邦の役知に轉じ、天保元年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて、同四月二十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 葉室

本地は古來石川郡に屬し、もと磯長郷と呼びし内にして葉室村と稱す。舊志に葉を半に作れるあり。海老塚は東南宇楠ヶ谷にあり、高さ四尺・周圍十四間にして、一小祠に善女龍王を祀り、里人は早天の時に雨を祈れり。思ふに蝦夷は一に毛人<sup>もひな</sup>に作る、大日本史本紀に依れば、桓武天皇延暦二十一年田

海老塚

釜戸塚の址

五右衛門石

佛眼寺址

村麻呂に命じて陸奥の膳澤城を築き、諸國浮浪の民四千人を移して之に成らしめられし時、賊の首帥大暮公阿氏利・爲盤具公母禮部落五百餘人を率ゐて降りしかば、其の二虜を京師に獻せしに、之を河内の植山に斬られしこと見ゆれば、或は此等の者を埋めしより此の名を爲したるにはあらざるか。又東方耕地の間に釜戸塚の址あり、塚の名に依りて之を史に徵するに、續日本紀文武天皇元年八月の條に、「癸未、紀朝臣竈門娘・石川朝臣刀根娘、爲妃」と見ゆれば、或は紀氏の墳墓にして中古人の發掘する所となりしにはあらざるか、共に後考を俟つになん。尙ほ東方に二石あり、俗に五右衛門石と呼び、一は高さ四尺・周圍六尺、一は高さ二尺・周圍一丈にして、共に縁由詳ならず。河内志荒墳の部に小冢六葉室村にありと記せるは、蓋し此等を指せるものならん。

佛眼寺の址は西方字松園にあり、寺は花山天皇の佛眼上人の爲めに建てさせ給ひし所なりと傳へ、古義眞言宗の無本寺にして、西國順禮の靈場たりしも、後衰頽して無住無檀たりしかば、明治六年遂に廢寺となり、残れる松樹のみ昔に變らぬ翠をなして懷舊の念を禁せざらしむ。什寶の一部なる花山天皇及び佛眼上人の筆に成れりと傳ふる三十三ヶ所觀音像・傳花山天皇黑髮曼荼羅・佛眼上人の木像等は、壺井某の宅に秘藏せらる。

河内名一團會 當寺の開基佛眼工人は、常に兩眼より金色の光を放し、其頃の帝七山院に佛に歸入し給ひ、十九歳にして出家解脫の御望ありしに、當國太子御臺山のほとり聖室といふ所に乞食の沙門あり、其眼より光明を放し、即勅使を立られ、權化・聖にて

侍るとて召具し上洛す、花山法皇靈感料ならず、上人を請に戒師として御ぐしをふるさせ給ひ、半譯を入覺と申し奉る、沙門を則ち佛眼上人と宣言をなしたまひける、十善の玉鉢にまをに織れる麻の衣を着し、檜笠竹の杖を携へ給ひ、佛眼上人は先運にて西國三十三所の觀をんの靈場へ、法皇順禮を遊ばしける、第壹番三熊野より詣り給ひ、美濃國谷汲寺にて参り納め給ひ、都へ御下向ありけるに、佛眼は熊野證誠殿のあたりに住ける法師にて侍るあひだ、最早 暇申すとかきけすやうにうせにける、くはしき事は元享釋書に見えたり、

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、傳へて近江守總茂に至り、貞享二年麾下大久保右近忠明(總茂の弟にして後石川に復す)の采地となり、同氏世襲して石川横之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り(土地は明治二年十二月)、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字春日に同じ。

### 大字 太子

本地は古來石川郡に屬し、太子村と稱す。字地に伽山といへるあり。上古に於ける磯長(一作科長)の地なり、磯長は本地及び大字葉室・同春日及び山田村大字山田に涉れるの總稱にして、後磯長郷とも呼びしといふ。磯長は一に科長に作る、科長神社の祭神科長津彦命に出でし地名ならん。其の地は、

敏達・用明・推古・孝徳四天皇御陵のある所にして、厩戸皇子の御墓を併せて梅花紋の如くに散點せり。御陵の外にも幾多の舊蹟を留め、南河に於けるの舊地なり。而して本地の村名を太子といへるは、厩戸皇子の御墓のあるより起れり。

敏達天皇御陵は南方字奥廣にあり、河内磯長中尾陵と稱す。天皇は譯語田許中倉太珠敷尊と稱し、欽明天皇の第二皇子にして、御母は石姫皇女なり。欽明天皇の後を繼ぎて天祚に登り、十四年秋八月大殿に崩御あらせられて此に葬らせらる。陵は已に母后石姫皇女の葬られし所なり、故に天皇及び母后の御陵なり。兆域は周圍壹百九拾六間にして、面積參千壹百六拾壹坪、四圍に濠池を繞らし、陵上には松樹繁茂せり。

敏達天皇御陵  
石姫皇女墓

扶桑略紀 敏達天皇十四年八月十五日、天皇春秋二十四歲崩、山陵河内國石川郡磯長中尾

日本書紀 崇峻天皇四年夏四月壬子朔甲子、葬譯語田天皇於磯長陵、是其妣皇后所葬之陵也、

延喜諸陵式 河内磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在河内國石川郡、兆域東西三町・南北三町、守戸五烟、

同 磯長原墓、石姫皇女、在河内國石川郡敏達天皇陵内、守戸三烟、

厩戸皇子の墓は東北字上城なる叡福寺の後にあり、御墓山と呼ばれ、御母穴穗部間人皇后・妃膳手皇女を合せ葬れるを以て、三骨一廟の稱あり。初め推古天皇の六年秋九月豐聰耳皇子甲斐國司秦川勝の獻せし驪駒に御し、國境を正し、伽藍開創の勝地を撰び、兼て廟所を定めんと欲し、調使凡といへ

厩戸皇子及  
び御母間人  
皇后・妃膳  
手皇女の墓  
(三骨一廟)

る者を従へて諸國を巡りて勝地を相し、此の地を得て御廟所と定の給ひしが、推古天皇の二十八年十二月二十一日御母間人皇后の崩じ給ふに及び、先づ之を大和の箸の廟に假葬し、翌二十九年正月二十二日自ら棺を運び來りて茲に改葬し給へり。然るに翌月二十二日皇子も大和の班鳩宮に於て妃膳手皇女と共に薨じ給ひしかば、遺命に依りて此に併せ葬れりといふ。中央は間人皇后にして、東は皇子・西は同妃なり、蓋し西方淨土の三尊に擬せしものなり。兆域は六百七拾四坪にして高さ四間、圓形を爲して四圍に二重石柵を繞らし、外側のものには梵字と淨土三部經を刻し、内側のものには梵字を刻せられ、内側のもは弘仁二年弘法大師參籠の時に築かれしものなりと。廟窟内の西方には二十句の靈碑あり、皇子自ら刻み給ひしものにして、今の廟前の東邊に建てる二十句の碑文を刻せる石碑は其の模刻なり。靈碑の文は左の如し。

大慈大悲本誓願、愍念衆生如一子、是故方便從四方、誕生片州興正法、我身救世觀世音、定熏契女大勢至、生百我身大悲母、西方教主彌陀尊、眞如眞實本一體、一體現三同一身、片域化緣亦已盡、還歸西方我淨土、爲度末世諸衆生、父母所生血肉身、遺留勝地此廟窟、三骨一廟三尊位、過去七佛法輪所、大乘相應功德地、一度參詣離惡趣、決定往生極樂界、

廟上には雜木鬱然として繁れるが中に大乘木盤桓せり。傳へいふ皇子の御母間人皇后の尊骸を大和の假廟より此の地に御改葬のとき、御柩の轅を墓の西方に挿して誓願し給はく、我が信する所の大乘佛教幸に國中に流布して、末世の衆生を濟度するを得ば、此の樟樹必ず根芽を生じ枝葉繁茂せん。

後果して根芽枝葉を生じて繁茂し、一千三百年の今日老幹槎枿として法水廣く海内に通じ、此の名ありと。

日本書紀

推古天皇二十九年春二月己丑朔癸巳、半夜厩戸豊聰耳皇子命薨于班鳩宮、是時諸王諸臣及天下百姓悉長老如失愛兒、而

靈辭之味在口不替、少幼者如亡慈父母、以哭泣之聲滿於行路、乃耕大止耕春女不耕、皆言日月失輝天地既崩、自今以後誰特哉。

是月葬上宮太子於磯長陵、當是時高麗僧惠慈聞上宮皇太子薨以大悲之、爲皇太子請僧而設齋、仍親說經之日誓願曰、於日本國有聖

人、曰上宮豐聰耳皇子、固天欣縱以支聖之靈生日本之國、苞貫三統纂先聖之宏猷、恭敬三寶救黎元之厄、是實太聖也、今太子既薨

之、我雖異國心在斷金、某獨生之有何益矣、我以來年二月五日必死、因以遇上宮太子於淨土以共化衆生、於是惠慈當于期日而死

之、是以時人之彼此共言、其獨非上宮太子之聖、真慈亦聖也。

延喜諸陵式

磯長墓、稱豐日天皇之皇太子、名云聖德、在河內國石川郡、兆城東西三町・南北二町、守戸三烟、

消にしなうしとはかりは御墓山先たつ雲の行跡しらせよ

花山院入道

叡福寺  
(上のまま)

叡福寺は厩戸皇子の墓前にあり、磯長山と號し、眞言宗京都東寺末にして、別に石川寺・磯長寺・御廟寺・聖靈院とも云ひ、俗に上の太子と稱せらる。其の上の太子といへるは中河内郡龍華村大字太子堂の勝軍寺を下の子と呼べるに對せるなり。傳へいふ、推古天皇二十九年正月厩戸皇子の御母后を此の地に改葬あらせられたる翌二月、同皇子及び妃膳手皇女も共に大和の班鳩宮に薨せられて此の地に葬られしかば、天皇勅して御廟所の守護として僧坊十烟を置き、叡福寺と號せしめ給ひしと。當時

御廟を中心として方六町の地を賜はり、後、聖武天皇の神龜元年勅願に依りて伽藍を建營し、其の規模頗る宏壯にして、今の本地全般と大字春日の西半とを以て境内と爲し、東西に伽藍を置きて大和の法隆寺に擬し、東の伽藍を轉法輪寺と稱して、其の中心は則ち當叡福寺たり。西は今の東福院を中心として、大字春日の西の宮は鎮守たり。南林寺・西方院等はみな寺中の塔頭に於て、惣門池・舍利塔屋敷其の他何院址・何堂址と字せるは、悉く皆當寺の一部頽廢の址なり、以て當年を推知するを得べし。嵯峨天皇は承和二年七月行幸ありて金品を寄附あらせられ、弘仁元年には空海一百日の間參籠して自ら關伽井を穿ち、皇太子の教會を請ひ、自證の妙付ありしことは、其の自作と傳ふる記文に詳なり。爾來後宇多天皇に至るまで代々皇室の崇敬變ることなく、行幸御幸ありて御衣御物を納めらる、寺中に仙洞御屋敷と稱する地のあるは、蓋し其の遺址ならん。特に崇徳天皇は大治元年水田二十町を賜ひ、龜山天皇は當國高安の莊を下賜せられ、其の他飛鳥の莊及び羽咋の莊を賜はりしが、其の年代は詳ならず。高倉天皇の承安年中には平相國清盛勅を奉じて、其の子内府重盛を大檀主として堂塔の修補伽藍の再興を爲し、後深草天皇の建久二年九月親鸞は十九歳にして參籠し、夢告の瑞相は別に自製の記文にあり。日蓮は參籠すること七日、承應・良忍等また數度の參籠あり。後天正二年に至りて兵燹に罹り、後陽成天皇の慶長初年勅願に依りて本堂を建立し、諸堂相ついで再營せり、現今の堂宇即ち是れなり。中御門天皇より孝明天皇に至るまで世々御代參ありて金品を賜ひぬ。皇室の崇敬・武門



の歸依・碩徳の參籠等此の如くにして一千三百年の今日に至れり。寺門時に盛衰ありしも、多きは貳萬參千餘石の寺祿を食み、少きも尙ほ七拾石の朱印を有し、境内の堂塔殆んど古來の名蹟たらざるはなし。

寺の封境は八千四拾坪を有し、本堂を太子御影堂と稱し、本尊は太子十六歳の植髮等身像にして丈五尺一寸、御父用明天皇御惱のとき、太子赤衣の上に御袈裟をかけ柄香爐を携へ、神明佛陀に御不豫平安を御祈禱まじませし尊像なり。もと禁裡にありしを、後鳥羽天皇の文治三年十二月行幸のとき下賜せられしものにして、世に之を孝養の御影と稱す。脇士は廣目・多聞の二天なり。堂は後陽成天皇の勅願に依りて豊臣秀頼の再建に係る。堂の前は金堂にして傳鳥佛師の作聖如意輪觀音を本尊とし、弘法大師作の不動明王及び愛染明王を脇士とせり。金堂の東には多寶塔あり、東面は釋迦・文珠・普賢の三像、西面は金剛界・大日如來を本尊とし、四柱に四天王の像を畫けり。其の外は南大門なり、門は樓門造にして傳運慶作の金剛・力士の二王を安置す。本堂と庭を隔て、東に念佛堂あり、本尊は信州善光寺如來の模造即ち彌陀・觀音・勢至の三尊にして、善光寺四十八願所中第十三番の禮所たり。堂の西南に御影堂あり、宗祖弘法大師を本尊とす、像は大師自ら三鈷を以て刻みしものなりと傳へ、胎内には八祖相承の佛舍利を藏め、世に之を厄除大師と稱し、賽者常に絶えず。又上段に二天門あり、庭を隔て、南大門に對す。門を過ぐれば拜殿ありて、厩戸皇子の御廟を拜す。西に三十五歳堂あり、

東北に淨土堂あり、堂の彌陀三尊像は弘法大師參籠の日、拜せし尊容を模せしものにして、三十五歳堂は上の御堂と稱し、其の安置せる像は、皇子の大和國橘の宮に於て勝鬘經を講讀し給ひし體相なりといふ。其の他荒神堂・隅夜堂・位牌堂・納骨堂・見真大師堂(大正二年の創立)・土藏・經藏・寄進所・茶所・鐘樓・前大宮院遺骨塔・後嵯峨天皇寫經塔・後深草天皇寫經塔・五ヶヶ峰多寶塔・願蓮上人の石塔・源賴朝政子の五輪塔・高木家歴代の石塔、及び普門石・不動石・燈籠臺石・中門古礎等は彼此に錯落せり。後山は即ち磯長山にして一に五字ヶ峰の名あり、山に登れば敏達・用明・推古・孝徳四天皇の御陵は近く森嚴として立ち、厩戸皇子の墓と併せて梅花御陵の名あり。寺寶は頗る多くして其の幾百千點なるかを知らず、其の中に於て傳用明天皇宸筆普門品壹卷・傳推古天皇宸筆安樂行品壹卷・傳太子御所持の高麗笛壹管・傳舒明天皇宸筆般若心經壹卷・傳後西院天皇題額・常子内親王御筆近衛家齋跋の法華經八軸・傳後醍醐天皇宸筆御文章壹軸・傳靈元天皇御寄附の推古天皇尊影・傳用明天皇御所持の大穴笛・傳聖徳太子御衣・新羅獻上の幡片・傳聖徳太子御筆梵字彌陀名號連書壹軸・傳弘法大師筆般若經五卷等は其の重なるものにして、外に傳土佐將監筆聖徳太子繪傳八幅(優)・厨子入文珠像壹軀・阿彌陀木像壹軀・絹本如意輪像壹幅・觀音勢至木像壹軀・本尊阿彌陀如來立像壹軀・多聞天木像壹軀・如意輪觀音木像壹軀・愛染明王木像壹軀・觀音木像壹軀・絹本文珠畫像壹幅(以上)は鑑査狀を有し、高屋連枚人墓誌(附)一個は明治四十三年九月二十一日・絹本着色文珠渡海圖壹幅は同四十二年四月二

十日國寶となる。而して此の國寶となりし高屋連枚人の墓誌は、延享年中當寺の東に續ける墓地たりし山腹より發見せられたるものにして、其の場所には石棺露出し、高屋連枚人のものならんといふ。墓誌は赫白色の砂岩にして、圓形の石を重ねて蓋と爲し、長八寸六分・幅六寸・厚參寸九分なり、其の文は左の如し。なほ外に瑪瑙石碑の破片あり、長さ五寸三分・幅五寸三分五厘・厚二寸三分にして、周圍に高さ五分五厘の椽あり、已に其の一部は缺損して繼合せらる、寺傳に依れば聖德太子の生前御陵を築かるゝに際し、未來を察して御廟の坤位十間位の土中に埋置き給ひしものにて、天喜二年九月二十二日忠禪上人の石塔婆造立の際に發掘せしものなりといひ、古事談にも左記の如くに載せらる。

高屋連の墓誌

故正六位上常陸國大目高屋連枚人之墓

寶龜七年歲次丙辰十一月乙卯朔廿八日壬申葬

古事談

天喜二年聖德太子御廟近邊、坤方爲立石塔引地之間、地中有似宮石、掘出之宮也、長一尺五寸許、横七寸許、有身蓋、開見之虛御記文也、仍天王寺奏聞事由、件御記文狀云、

吾爲利生、出彼衡山、入此日域、降伏守屋之邪見、終顯佛法之威德、於所々造立四十九箇之伽藍、化度一千三百餘之僧尼、別記法華・勝鬘・維摩等大乘義疏、斷惡修善之道漸次滿足矣、今年歲次辛巳、河内國石川郡磯長里有一勝地尤足稱美、故點墓所云、吾人滅以後及千四百三十餘歲、此記文出現哉、爾時國王大臣發起寺塔、願求佛法耳、

聖光明院

南林寺

聖光明院は叡福寺の塔頭に於て大日如來を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、聖德太子の建立なりと傳ふ。境内は參百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・長屋・門を存す。

南林寺は字向小路にあり、阿彌陀佛を本尊とす。もと叡福寺最古の伽藍講堂にして、中古には彌陀堂と號し、後、其の一院たりしが、天正二年の兵燹に罹りて廢絶しけるを、慶安元年後水尾天皇の叡福寺に行幸あらせられしとき、御臨幸ありて堂宇を建立せしめ、仙人嶽南林寺の號を賜ひ、僧了性之が開基たりしが、同上皇御落飾の時には了性其の戒師となり、圓淨法皇と稱し奉れりと。同法皇の宸詠なる左記和歌の幅を藏せり。境内は五百拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

夕されば衣手さむしみよしの、芳野の山に深雪ふるらし

西方尼院

西方尼院は字向にあり、淨土宗知恩院末にして傳聖德太子作の阿彌陀佛を本尊とす。厩戸皇子の侍女月益・日益・玉照三姫の皇子薨去後剃髮して草創し、太子の冥福を祈りて天壽を了りし所なりといふ。住職は世々比丘尼にして、法樂寺と號せしが、後、遂に荒廢せしを、寛永十六年蓮譽壽正尼中興して今の寺名に改む、現在の堂宇即ち是れなり。境内は五百四拾八坪を有し、本堂・向拜・庫裏・座敷・鐘樓・門を存し、千載井・赤染井・春井あり。又三姫の墳あり、墳は四坪許の裡に三基の石塔を建て、石柵を繞らし、蔽ふに一小屋を以てせり、塔の高さは中央なるもの八尺三寸、右なるは四尺七寸にして、左なるは五尺なり。

太子傳 皇太子御出誕の時百官こころしく参りて、桑の弓蓬の矢をもつて天地四方を射はじめ、金輪聖土天長地久・玉体安穩・寶祚延長と祝ひ奉り給へり、御産湯の後は、時の帝敏達帝かたじけなくも、白綾をひらきとりあげ奉り給ひ、次第く近

従の人々擔ぎ奉り給ひけり、太子の御身より異香蕭じければ、抱き奉る人々の衣裳にうつりて数日さらば消えずといへり、容貌美麗の女を選んで御めのとすべしとて、百人の美女の中より三人えらび出し、天女王女の如く成ければ、光の徳により其名を月益姫・日益姫・玉照姫とて太子の御めのとに定め給ふ、月益姫と申すは今年十七歳蘇我大臣の姫なり、日益姫は生年十八歳にて太子大臣の妹なり、玉照姫は十九歳にして守屋大臣の姫なり、みな女御中宮にもそなはるべき容色なりといへども、あるひはこぼれてまゐるもあり、或はのぞみてまゐるもありて、太子を膝のうへにもり育て、ねんく、この子守歌に此時よりはじまる

とぞ聞えし、

善秀寺

善秀寺は字内之町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、寛保二年十二月より寺號を公稱せり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

蘇我馬子の墓

蘇我馬子の墓なりといへるは西方尼院の東方田圃の間にあり、東西參間・南北貳間半にして高さ六尺參寸の多寶塔其の中央に建てり。傳へて蘇我馬子を葬りし所なりといへども、馬子は死して桃原の墓に葬られしといひ、喜田貞吉博士は大和飛鳥の岡の町より多武峰に通ずる道路の右側に當れる大古墳を馬子の桃原の墓に擬して、此の塚は聖德太子の御廟に近きを以て、或は何人か馬子の爲に建てたる供養塔位のものならんとせらる。而して本地西方約五町を距れる太子街道の側に地藏堂あり、堂に安置せる地藏尊は之を泥掛地藏呼び、腫物の生じたる人の之に祈れば平癒すと稱して參拜し、祈りて平癒したる時には、禮参りして泥土を尊體一面に塗りつくるを例とせり、故に此の名を爲して其の高し。

泥掛地藏

本地村高は壹千六百七拾五石貳斗四升四合にして、内六拾壹石貳升貳合は元和二年より叡福寺領たりしが、明治元年五月十日の公布に依りて、大阪府司農局の支配となる。又其の壹千六百拾四石貳斗貳升貳合は元和二年より徳川氏代官の支配となり、明暦二年牧野佐渡守親成の領地に轉じ、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下澁城主)の領地に轉じ、延享二年三たび徳川代官の支配に屬し、寶曆六年大坂城代井上河内守利容の役知に換り、同九年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區四小區内の三番組に入りし外は、大字春日に同じ。

大	字	舊	石	高	明治八年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年五月	大正九年十月二日
春	日	有租地	反別	一日現在人口	當時の人口	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口	
		1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	1,000.1	

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行時		町村制施行時		大正元年正月一日	
		町	反別	町	反別	町	反別	町	反別	町	反別
大	三三、〇五〇	七	三、〇七	一	九	八	一、三三	一	九	八	一、三三
葉室	一、六五五	一	五二八	一	一	一	八〇〇	一	一	一	一
太子	一、六五五	一	五二八	一	一	一	八〇〇	一	一	一	一
計	三三、七〇〇	九	三、〇七	二	一〇	九	一、三三	二	一〇	九	一、三三

### 第七項 山田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、山田村、畑村の兩村は當時同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる山田村の名を採りて山田村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

### 大字 山田

本地は古來石川郡に屬し、もと磯長郷と呼びし内にして、一に山田郷の名ありしが、郷名廢して山田村と稱す。字地に東條町・大道町といへるあり、河内志村里の條に「山田屬邑二」と記せるは、此

の字地を指せるものならん。

推古天皇御陵

推古天皇御陵は西南字高塚にあり、磯長山田陵と稱す。天皇は豊御食炊屋姫尊と稱し、欽明天皇の皇女にして用明天皇の同母妹なり。幼名を額田部皇女と呼び、容色端麗、御年十八にして敏達天皇の皇后となり、天皇晏駕の後用明天皇を經、崇峻天皇の後を受けて豊浦宮に即位し給ひしが、三十六年崩御あらせられて此に葬られ給ふ、時に比年登らずして百姓大に飢えしかば、遺詔して先に薨せられし竹田皇子の陵に葬らしめ給へり、即ち本陵は同天皇と竹田皇子の合葬せられ給ひし所なり。兆域は田圃の間に隆起し、周圍貳百貳拾間にして面積貳千四百參拾四坪を有し、方形にして四圍に本柵を繞らし、上に松樹及び雜木茂生せり。

竹田皇墓

#### 古事記

推古天皇の段 豊御食炊屋比賣命、坐小治田宮治天下參拾漆歲、御陵在大野岡上、後遷科長大陵也、

#### 推古天皇紀

三十六年春二月戊寅朔甲辰天皇臥病、三月丁未朔壬子天皇病甚之、癸丑天皇崩之、秋九月己巳朔云々、先是天皇遺

#### 詔曰

比年五穀不登、百姓太飢、其爲朕興陵以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵、千長葬竹田皇子之陵、

#### 延喜諸陵式

磯長山田陵、小治田宮御宇推古天皇、在河内國石川郡、兆域東西二町・南北二町、陵戸一烟・守戸四烟、

孝德天皇御陵

孝德天皇御陵は北方字上の山にあり、大坂磯長陵と稱す、一に鶯の陵とも云へり。天皇は皇極天皇の同母弟茅渟王の御子にして、御母は吉備女王なり。難波長柄豊碕宮に宮居し給ひしが、白雉五年十月崩御あらせられて、同年十二月此に葬られ給ふ。天皇は初めて年號を建て、八省を開き、冠衣を定